

◆ 子ども・教育（子育て、保育、放課後児童クラブ、学校 など）

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
1	令和4年4月	親子クッキング教室について	3歳の娘に小麦、たまごのアレルギーがあります。広報の明石こども広場子育て支援の親子クッキング教室をいつも「アレルギーの子も食べられそうなものはないかな」と期待して見るのですが、ありません。調理器具や食器等を分ける面で非常に難しいのわかりますが、同年代のお友達と一緒に料理を体験させてあげたかったと思います。機会があれば米粉を使ったメニューや小麦や卵を使わない和菓子、和食などアレルギーのあるこどもも参加しやすい親子クッキング教室が実施されると嬉しいです。	ご提案のありましたアレルギーがあるこどもも参加しやすい親子クッキング教室につきましては、あかしこども広場の子育て支援講座の親子クッキング教室において、米粉を使用した「蒸しパン」や「どら焼き」等の「小麦・乳・卵不使用」のクッキング教室を令和3年度に3回実施させていただきました。今年度につきましては、実施日は未定でございますが、同様の親子クッキング教室を開催する予定でございますので、ご参加いただけそうか、ご検討をお願いいたします。	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597
2	令和4年4月	小学校PTAの退会者の子どもに対する差別について	PTAを退会したところ、今後は記念品などは配布しないという文書を受け取りました。退会者が増えて予算が云々との理由でしたが、予算内に納めるように記念品を変更、削減すればいいだけです。ちなみに卒業式のコサージュや証書ホルダーもPTAからの寄贈です。それも非会員は受け取れないとのこと。子ども達に必要なものは経費として徴収すればいいと思います。	ご意見のとおり、市立学校において、PTA非会員の割合が増えているという現状があります。そのため、卒業記念品の寄贈等、児童・生徒全員にかかわる学校活動について、PTA会費からではなく、学校活動費として別途徴収して支出する等、保護者と教職員が協議のうえ、支援の在り方を見直すように変わってきつつあります。PTA活動については、保護者と教職員が協力して、家庭と学校における児童の健全な成長を図ることを目的としているため、一度、学校にご相談されてはいかがでしょうか。何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。）	学校教育課/078-918-5055
3	令和4年4月	小学校の体操服登校について	他市では、体育がある日は体操服で登校し一日中体操服で過ごしているそうです。私服代がかからない、動きやすい、着替えの負担がなくなる。明石市でも取り入れていただけると嬉しいです。	本市においても制服と体操服を併用したり、熱中症対策や行事(運動会・体育大会等)に係る期間においては、限定的に体操服登校を認めていたりする場合があります。しかしながら、清潔な衣服を身につけたり、清潔な環境で日常生活を送ったりする等、「健康・安全教育」という観点から、私服・体操服の着替えを行う学校が多い現状です。市立学校で統一したルールはございませんので、一度学校に相談してみてもいいかがでしょうか。	学校教育課/078-918-5055
4	令和4年4月	子育て環境整備における教員の採用について	現在、小中高の教員採用時に性犯罪の有無についての確認はほとんどされていないと聞いています。一方でその再犯率の高さから、近年改善の動きがあるので、明石市でもこの問題に取り組んでいただきたいと思います。また、教員はその仕事量の多さから疲弊しています。部活動に関して、外部のコーチやカウンセラーを雇う体制を整えることで教員の生活環境の改善、また生徒に対する指導の拡充が期待できるのではと考えます。	明石市では臨時的任用職員の履歴内容について兵庫県教育委員会と連携し、過去の勤務実績や処分歴等を確認し、不適格教員を任用することがないよう取り組んでいます。令和3年6月に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布され、児童生徒性暴力等を理由として教員免許状が失効した者のデータベースの整備や免許再授与に対して厳しい条件が付与されることになりました。今後も、文部科学省が提供している「官報情報検索ツール」も併せて適切に活用し、任用時の確認を行っていきます。また、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ等を市内の学校に配置することで、教員の負担軽減を行い、教員のワーク・ライフ・バランスを推進しています。今後も、教員の働き方改革を推進し、教員の生活環境を改善するよう取り組んでまいります。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
5	令和4年5月	子育て家庭ショートステイについて	子育て家庭ショートステイを申し込む際に、預ける理由や子育ての様子など、細かく確認され、利用するのにハードルが高いと感じました。 子どもを一時的に預けるのに、理由を説明する必要はあるのでしょうか。 もちろん冠婚葬祭など、急な預かりに関しては理由が必要な事もあるかと思いますが、育児疲れなどの一身上の都合でも利用できる制度のはずです。大層な理由などなくとも気軽に利用できるようにしてほしいです。 そして、施設での1泊2日での利用を希望しているも関わらず、何度も日帰りの里親による預かりを提案されたことも不満に感じます。 子どもを預ける選択肢として、もっと身近に利用できるようにしてほしいです。	ご利用の際にご不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ありません。 子育て家庭ショートステイ事業は保護者の方が様々な社会的事由により、一時的に家庭で養育できない場合などに児童福祉施設等でお預かりする制度です。利用する事由によって利用を制限することはありませんが、お子様を安心・安全にお預かりするために、お子様の健康状態や生活状況をお聞かせいただいております。特に、初めてご利用される場合や、お子様が低年齢になられる場合は、詳しく様子をお聞かせいただいております。 また、受け入れ先につきましては、児童福祉施設や里親宅へ委託して実施しておりますため、その都度、受け入れ定員の空き状況を確認し、調整する必要があります。毎年、受け入れ先を拡充しておりますが、利用申し込みが複数重なることも多く、受け入れをお断りせざるを得ない場合もあります。 今後とも受け入れの拡充を図り、皆様にとってご利用しやすい制度となるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	明石こどもセンターこども支援課/078-918-5097
6	令和4年5月	学校給食の牛乳について	小学校の学校給食で、牛乳が毎日出ていますが、乳糖不耐症などもあるので、牛乳を子どもに飲ませたくありません。 せめて、牛乳を飲むか飲まないかの選択ができるようにしてください。 小さい子どもたちに、体の負担になることは避けたいです。	学校給食における牛乳については、国が学校給食に使用することを推奨しており、学校給食の実施について定めた学校給食法において、その施行規則の中で示された学校給食の3つの類型「完全給食・捕食給食・ミルク給食」のいずれにも牛乳が含まれていることから、全国的に学校給食で牛乳が提供されているところであり、本市学校給食においても、長年にわたり、牛乳の提供を実施しています。 また、牛乳は発育期に必要なカルシウムやたんぱく質などが豊富に含まれていることに加え、価格面においても優れた食材であり、他の食品に比べてこれらの栄養を非常に効率的に摂取できます。特にカルシウムについては、文部科学省が示す学校給食における摂取基準値の半分以上を牛乳で補給している実態があります。 このように、栄養面・価格面等を総合的に考慮し、本市学校給食では引き続き牛乳を提供して参りたいと考えております。 なお、食物アレルギーや乳糖不耐症等の個別の事情がある場合については、学校に相談の上、牛乳欠食とできる手続きもございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	学校給食課/078-918-5594

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
7	令和4年5月	ヤングケアラーの支援に本腰をいれて取り組んでほしい	明石市として、ヤングケアラーに関する実態把握に務めているなかだと思われるが、スピード感がない。 今、刻々と家庭のしんどさが子どもとその家族にのしかかっており、家族だけが抱える問題になっている。本来は、社会全体で支えるべきである。明石市は、こども第一に取り組む市なのだから、ヤングケアラー、若者ケアラーにも力を注いでほしい。	ヤングケアラー(若者ケアラーを含む)の問題は、ケアを担う子ども等が周囲の人に相談しづらい、本人や家族に自覚がない等の理由により、表面化しにくい特徴があることから、周囲の大人等の第三者が早期に気づき支援につなげるなど、社会全体で支えていくことが重要であると認識しています。明石市では、市及び関係機関の職員や民生児童委員をはじめ各地域の関係者等への研修会を開催し、ヤングケアラーに対する理解促進に努めるとともに、ヤングケアラー相談ダイヤルを設置するなどして、早期発見につながる取組を進めているところです。 また、ヤングケアラーの支援にあたっては、子ども等がケアを担う要因は多岐にわたることから、福祉・こども・教育部門の関係各課・機関の連携を図り、適切な支援を丁寧を実施するよう努めているところです。 今後もヤングケアラーを社会全体で支えられるよう、スピード感も意識しつつ、取組を推進してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	地域共生社会室共生社会づくり担当/078-918-5292
8	令和4年5月	こども園の保育日数について	私が預けているこども園では、土曜日に両親が出勤である勤務証明書の提出義務があり、土曜日は預けたことはありません。 預けていない土曜日は欠席扱いになるのですか。 預けられないのに、土曜日も保育日数に換算され園に市税が支払われているのなら納得いきません。	まず土曜日保育については、利用人数が少ないこともあり、出欠の確認をさせていただくことはあります。 保護者が就労等のために保育が必要な児童には、土曜日保育の利用を認めています。 次に土曜日の欠席の扱いですが、土曜日に保育の必要性がある児童が利用される場合、当該こども園が土曜日開園している扱いとなり、自宅で保育いただいている児童については、欠席扱いとして取り扱うこととなります。 最後に、こども園、保育園への運営費支払いですが、保育日数での換算ではなく、児童のクラス年齢ごとに、1ヶ月の単価が定められており、当該月の在籍人数を乗じた額を算定し、こども園、保育園へ運営費として支払われます。	こども育成室/078-918-5093

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
9	令和4年5月	塾費用助成について	明石市は塾の費用助成は行っていないのですか。 わくわく地域未来塾を小学3年生だけでなく、所得の問題で塾などにお金をかけられない子供たちもこのような未来塾をしてあげたらどうでしょうか。	塾の費用助成について 明石市では、就学援助制度として、お子様が安心して勉強できるよう、経済的な理由によって就学させることが困難な保護者の方に、学用品費や給食費などの経費の一部を援助しております。 しかしながら、塾への通うことは任意であり、各個人や家庭の状況により判断されるものであるため、当該制度の対象とすることは難しい状況です。 (教育企画室総務担当) わくわく地域未来塾の対象学年の拡充について わくわく地域未来塾は、学習内容が量的、質的にも多く複雑となり、授業の理解が不十分になりやすい小学校3年生を対象としており、一部の校区では委託により3年生から6年生まで対象を拡大して実施しているところですが、教員OBや地域住民等のご協力による学習支援員の増員と、教室を実施する会場の確保が現在のところ課題となっており、今後も学校・家庭・地域の連携を更に推進しながらこれらの課題解決に取り組むとともに、将来的に対象の学年を増やすなどの拡充を検討してまいります。 (教育企画室青少年教育担当) なお、各中学校においては、生徒の基礎基本の確実な定着を図り、更なる学力向上のため、地域住民や教員OB、大学生などの指導ボランティアの方が中学生を指導してくれる、「数学・英語応援団」を開催しています。 (学校教育課) ご意見等を参考に、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を充実するとともに、安心して学べる質の高い教育環境を実現できるよう取り組んでまいります。 今後も本市教育施策へのご理解、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。	教育企画室教育総務担当/078-918-5054
10	令和4年6月	学校で起こる熱中症対策について、日除けの提案	最近の熱中症に関するニュースを観て、毎日心配になりながら小学校へ送り出しています。 子どもが小さい時に解放園で行った保育園では、日除けのシートが園庭にはってありました。少しの雨もやり過ごせるし、とてもいいと思いました。 小学校にもあれば保護者も安心だと思います。	昨今の気温上昇等に伴い、熱中症に関する報道がある中、お子様の学校での生活にご心配おかけしております。 熱中症対策は、施設整備の面からの対策はもちろんのこと、個々でできる対策も非常に重要なものと考えております。 明石市内の小中学校では、教室等の室内環境について、市内小中学校の普通教室・特別教室にエアコン整備を完了しております。 屋外での熱中症対策について、小中学校については敷地も広く、施設整備のみでカバーすることは困難ですが、ご提案の日よけの設置やミストシャワーの設置、テントの設置など、各学校の施設状況等に応じて、工夫して実施しているところですが、ハード面での熱中症対策のほか、こまめな水分補給や運動中・登下校中はマスクを外すなど、児童生徒自身でできる熱中症予防についても呼びかけを実施しています。 さらに、気温や湿度等に応じて、屋外での活動(体育や外遊び)を中止、取りやめるなど、屋外環境の状況に応じた対応も行っているところですが、また児童生徒に熱中症の症状が見られる場合には、保健室での応急対応や病院への搬送など、迅速に対応できる体制を整えています。 引き続き有効な熱中症対策について検証を重ねていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
11	令和4年6月	LGBT教育	学校における児童、学生に対するLGBT教育の方針と現況を教えてください。 先日、LGBT当事者を迎えて先生方に講演会が催されたと伺いました。大人に知識として知っておいていただくことは必要なことだと思います。しかし、そのLGBT当事者の教育が子どもたちにも行われていると耳にしました。 LGBTの子どもたちに対する教育は、非常に危険性を有しており、性同一性障害と子どもも大人も誤認し、早期手術を行なって後悔しているという報告も上がっています。 明石市ではどのように認識し、取り組んでおられるのでしょうか。	本市においては、一人ひとりの違いが受け入れられ、性の多様性(LGBTQ＋／SOGIE)も尊重される「ありのままがあたりまえのまち」をめざして様々な取組を推進しております。 教育の分野においては、性的マイノリティも含めたすべての子どもが安心して学校生活を送れるよう、明石市教育プランを策定し、その取組を進めるとともに、性の多様性への理解促進のため、教職員を対象とした研修会や子どもを対象とした出前講座も実施しております。また、令和3年度から、中学校の保健体育の教科書の章末資料として、性の多様性についても記載されており、学校が出前講座を活用する場合は、学習の目的を明確にし、子どもの実態や発達段階を踏まえうえて、各校の教育課程に位置付け授業として実施します。 出前講座では、性の多様性(LGBTQ＋／SOGIE)について悩みや不安を抱えている場合は、信頼できる大人に相談したり、市の相談窓口を活用したりすることなども伝えられ、すべての子どもに対して配慮がされています。今回、お問い合わせいただいた内容につきまして、貴重なご意見として承りますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
12	令和4年6月	幼稚園でのマスク着用について	日に日に暑くなり熱中症が心配です。公立幼稚園では、外遊びの際はマスクを外しても良いということですが、クーラーのない屋内での遊びの時間もマスクをしないで良いという方針にしていきたいです。 無理に着用させない、ではなくて、熱中症などの危険を伴う場合は屋内でもマスク不要と強めに通知していただければなかなか外すことができます。 また、先生方は外遊びの際も必ずマスクを着用しているようです。先生方の体調も心配です。職員の方も含めてマスク着用の緩和をお願いしたいです。	公立幼稚園では令和4年5月24日付、文部科学省からの通知「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」に記載された「幼児には、マスクの着用を一律には求めず、無理に着用させない」という内容を踏まえ、各園で幼児一人一人の発達の状況や日々の体調を十分に考慮し、日々の保育を行っております。また公立幼稚園では園児が過ごす保育室は冷房設備を完備しており、適宜、水分補給をするなど熱中症に配慮しております。職員についても健康管理に十分配慮するように努めているところです。 何卒ご理解下さいますよう、よろしくお願いいたします。	こども育成室/078-918-5149
13	令和4年6月	Web OPACのお気に入り登録可能件数の増枠希望	いつもこどもの遊び場や図書館を楽しく利用させてもらっています。 読みたい絵本をWeb OPACで予約できるのがとても便利で子どもも待たせず助かっています。 そのWeb OPACのお気に入り機能について要望があります。 現在、お気に入り登録できる件数が少なく、今後読みたい本のリマインドを別で管理しないといけないのが不便です。件数を100件くらいまで増やしてもらえないでしょうか。フォルダ分けできると更に便利です。ご検討宜しくお願い致します。	Web OPACのお気に入り登録可能件数は、現在20件が上限となっておりますが、図書館を運営する指定管理者とも相談した結果、上限枠を増やすことについては、支障がありませんので、ご要望いただいた100件まで枠を増やすこととしました。ただし、フォルダ分けについては、システム上の仕様の変更が必要なことから、今後の参考とさせていただきます。 今後とも明石市立図書館をよろしくお願いいたします。	シティセールス推進室 本のまち推進課/078-918-5209
14	令和4年7月	自習スペースが欲しいです	大久保駅付近に、明石のユーススペースの様な中高生が無料で使用できる自習スペースが欲しいです。	自習スペースの設置につきましては、現在、明石駅のすぐ南にありますパピオスあかしのあかしこども広場内に、中高生世代交流施設AKASHIユーススペースにおいて、午前9時～午後9時までの間、自由に自習などが出来るスペースがございます。その他に、あかし市民図書館や西部図書館においても、利用条件等は異なりますが、自習等が出来るスペースがございます。ご提案にあります、大久保駅付近での自習スペースは現在、設置の予定はございませんので、既存の施設をご利用いただきますよう、ご理解をお願いいたします。	子育て支援室 子育て支援課/078-918-5597

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
15	令和4年7月	失効していた教員免許を持っていた人に講師登録するよう宣伝を！	兵庫県でも教員不足が深刻らしいです。教員免許更新制が廃止され、今月から以前では免許が失効していて、先生になれなかった人が、今は先生になれると思います。 明石市におかれましては、この点を大々的に宣伝していただきたいと思います。 教員免許を取っていて子育てが一段落した人なども一定数いると思われます。 子どもたちのためですので、是非ともよろしく願いたいと思います。	令和4年7月1日に教育職員免許法の一部改正により教員免許更新制が廃止になりましたが、旧免許状所持者(平成21年3月31日以前に初めて免許状の授与を受けた者)については失効・休眠の別を判定する必要があります。 休眠状態であれば7月1日から有効期限のない免許状となり、臨時的任用教員として任用することができます。(失効状態の場合は再授与申請が必要です。) 本市教育委員会のホームページだけではなく、「広報あかし」でも臨時的任用職員募集記事を掲載する予定です。教員免許を持ちながら現在教員をされていない方を活用し、教員不足の解消に取り組んでいきたいと考えています。 今後とも本市の教育推進にご理解ご協力くださいますようお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
16	令和4年7月	児童生徒の自転車・スマホのマナーについて	20時30分頃、国道2号線を自転車で走行していたところ、対向する数台の自転車を確認しました。速度を落としてやり過ぎそうとしたところ、なんと20台くらいの大行列。運転していたのはおそらく小学生、中には低学年と思える生徒もいました。ほとんどは無灯火でした。危険どころではありません。何台もの自転車と衝突しかけました。さらには、何台かからは通過時に音楽が聞こえてきました。運転しながらスマホでしょうか。 そもそも、小学生だけで数十人が夜も暗くなった20時過ぎに行動してよいのでしょうか。私が小学生の頃は、暗くなる前に帰りましょう、夜は大人の人と出かけましょうと教わりました。 学校では、交通安全等どのように指導しているのでしょうか。自転車といえど、違反は厳罰化の方向です。きちんと指導したほうが良いとは思いますが。 自転車のみならず、歩きスマホへの指導もどうか学校でお願いします。児童生徒はもちろん、教職員の方々へも夜間無灯火で自転車を運転しない・運転しながらのスマホ操作はしない・歩きスマホはしないを徹底するよう指導願います。	現在、明石市では、4～8月は18時、9・3月は17時30分、10・2月は16時55分、11・12・1月は16時30分に児童帰宅案内の放送を流しております。一般的に小学校におきましては、この音楽をめぐに暗くなる前に帰宅するよう指導するとともに、子どもだけで校区外に出かけないように指導しております。 また、市内小・中・高等学校におきましては、交通安全教室を実施し、児童生徒に対して、自転車の乗り方、交通規則やマナー、歩きスマホ等の危険性について注意喚起するとともに、教職員に対しても交通規則遵守について、周知・徹底しております。 ご連絡いただきました児童の危険な行為等につきましては、周辺小学校に確認するとともに、再度、児童生徒への指導を徹底するよう連絡いたします。 引き続き、本市の学校教育に対しご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。	学校教育課/078-918-5055
17	令和4年7月	学童保育の役員	会計にあたり、たとえ自分の子どもが退所しても会計監査で引き続き2年役員をしないといけないうのは納得できません。会計監査はせめて年度初め、年度末の会計チェックのみにとどめていただけないでしょうか。 もし、日曜日の育成会議にあたれば、小学生の子は自宅で一人きりで留守番、未就学児はお金を払って一時預かりに入れないとはなりません。 プールの見張りなど、保護者会なしではできないことがあるのも承知です。しかし、夏休みのみの入所が認められた現在、夏休みだけ来る子の面倒を見させられるのを割り切れません。夏休みのみ入所児童の親にも平等に役員を割り当ててください。	育成会や保護者会は任意団体でありますので、今回のご意見については、育成会にお伝えし、現状についてお聞きしました。 育成会議については、今年度は不定期で年間3回の開催で、曜日については不定期なので決まっておらず、働く人が集まるために日曜日が多いとのこと。また、「日曜日に会議に出席となると子どもを預けられない」とのご心配については、以前から同様の相談があり、「子どもさんを連れてきてもらってもいいです」とのことです。 また、「会計をしたら次の年に退所していても会計監査をしないといけない」とのことですが、任意団体である以上、それぞれの中で約束事を決められていますので、育成会議のことも含めて、保護者会にご相談いただけたらと思います。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	こども育成室/078-918-6004

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
18	令和4年7月	子供のランドセルに関して	私は京都府の出身で、小学生の時はランドセルを使っていませんでした。その代わりにリュックのようなカバンがあり、これをほぼ全員が使っていました。 明石市の小学校でもこのようなカバンを使えるのなら、子ども達に使って欲しいと考えていますが、使用規定などがあれば回答いただきたいと思います。	明石市では、ランドセルの使用につきまして、規定等はありません。しかしながら、多くの児童がランドセルを使用しているという現状がございます。 現在、小学校におきましては、個別の事情に合わせて柔軟に対応しながら保護者の理解を得られるよう努めておるところでございます。今後、入学時期に合わせ、幼稚園や保育所等を通して進学先の小学校にご相談されてはいかがでしょうか。 何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
19	令和4年8月	小学校の児童クラブの費用について	新型コロナの感染者が増加していることに伴い、可能な人は自宅で過ごして欲しい旨の連絡を頂きました。しかし、児童クラブの月額費用は変わらずかかります。 費用の割引をすれば出席を控える家庭も増えると思います。全く行かなくても毎日行っても費用が同じというのはおかしいと思います。	現在、可能なご家庭におかれましてはご自宅で過ごしていただくなど、感染対策にご理解、ご協力をしていただいているところでございます。 明石市放課後児童クラブにおいて、日割等での保護者負担金の減額対応は実施しておりませんが、コロナウイルス感染症に対する特例措置として、半月単位での休所届を受け付けております。 この度いただきましたご意見を参考に、今後も対応を検討してまいります。ご理解いただきますようお願いいたします。	こども育成室/078-918-6004
20	令和4年8月	小学校や幼稚園への欠席連絡や連絡帳について	小学校や幼稚園の欠席連絡や、連絡帳を電子化してください。 アプリ等で出来るようにして下さると助かります。是非検討お願いします。	小学校について 現在、市内数校の小・中学校において、アプリを利用した出欠連絡について実証実験を行っております。実証実験中のため、導入時期については、明確にお答えすることはできませんが、早期導入に向けて準備を進めております。 幼稚園について 市内公立幼稚園において、現在のところ欠席等の連絡についてアプリ等の導入の予定はございません。 しかし、保護者の就労等で、電話での連絡が容易ではないケースも見受けられますので、今後はアプリの導入等、検討を進めていきたいと考えております。	学校教育課/078-918-5055
21	令和4年8月	少子化対策大幅強化を！	日本の昨年の出生数は過去最少でまさに緊急事態だと思います。 とにかく早く、少子化対策大幅強化をお願いしたいです。	本市では、全国的に人口減少・少子高齢化が進む中、「住みたい、住み続けたい」まちの実現に向けて、特に「こどもを核としたまちづくり」を推進してまいりました。 「こどもを核としたまちづくり」として、保育料や医療費等の子育てにかかる経済的な負担軽減をはじめ、子育て環境の整備や一人ひとりに応じた質の高い教育の推進等の施策を実施しております。 子育てにかかる経済的な負担につきましては、本市独自の5つの無料化施策を行っております。具体的には、①高校3年生までのこども医療費の無料化、②第2子以降の保育料の完全無料化、③おむつ定期便0歳児の見守り事業、④中学校給食の無償化、⑤公共施設の入場料無料となります。 このような子育てにかかる経済的な負担軽減をはじめとした施策を展開することで、9年連続で人口が増加しております。 今後も本市は「こどもを核としたまちづくり」を推進してまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。	企画・調整室/078-918-5010

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
22	令和4年8月	私立保育園、こども園について	近年、幼稚園に近い教育をという流れで認定こども園等も増えてきました。 市内にあるのは私立が多いかと思うのですが、私立保育園についても市として内容把握して一定の水準をつくっていただきたいです。 親には住んでいるエリアと職場との距離等を優先して保育園を選択せざるを得ない事が多く、余裕をもって選ぶ事はできません。よろしくお願いします。	すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達過程に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要となっています。本市における保育の質の向上について、すべての子どもに質の高い幼児教育をという考え方のもと、各種研修、元公立保育所職員による巡回支援、指導監査等を通じた教育・保育の質の向上に向けて取り組んでいるところです。 今後についても、更なる質の向上に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。	こども育成室/078-918-5149
23	令和4年8月	明石市立保育所での規則に関して	子どもに光る靴を履かせて保育所にいきました。光る靴は禁止であると聞き、前年度までの他市の保育所では禁止ではなかったので驚きました。 理由を尋ねると、「他の園でてんかん発作が出た子がいるから」と。 明石市立の保育所では一律で禁止なのでしょう。 理由も納得しかねます。現在当園では特にてんかんをお持ちの園児はいないようですし、てんかん発作を持つての子で、靴の光で発作を起こす確率は如何程なのでしょう。 現在、光る靴はどこでも安価に手に入り、安全性に問題があるとは考え難いのですが。	光る靴につきましては、数年前はクラスに多数のお子様が使用していた時期があり、使用を控えるようお願いしていたことがあります。 理由といたしましては ①園児が、靴のインソール部分に内蔵しているボタン電池を取り出し、園庭に放置している事例があったため。 ②てんかんの発作を誘発する可能性があるため。 ③集団活動の中で支援の必要な子どもたちが点滅に興味を示し、集中力が途切れてしまうため。 最近では、光る靴の使用が少ない傾向にあり、使用を控えることについて明文化まではしていませんが、保育所は小学校と違って乳幼児が通う施設であり、誤ってボタン電池を口に入れてしまうと大変危険であることなどから、使用を控えていただいているところです。 今後の対応については、改めて検討させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。	こども育成室/078-918-5149
24	令和4年8月	市立幼稚園の預かり保育の送迎	就労枠で市立幼稚園の預かり保育を利用してるのですが、保育園みたいに、車での送迎を許可していただきたいです。	就労枠の方で、徒歩通園では、就労時刻に間に合わない場合は、園を通じて市への申請手続きを行い、自転車通園を許可しております。車での通園については、現在のところ、園敷地内に駐車スペースがないため、難しいと考えております。 特別なご事情がありましたら、園長にご相談いただきますよう、よろしくお願いいたします。	こども育成室/078-918-5149
25	令和4年9月	児童クラブからのお願いに対する対応について	新型コロナウイルスの急拡大により、放課後児童クラブでも欠席が児童及び支援員に出ているため、可能なご家庭においてはご自宅で過ごしていただくなどご協力をということでしたので、職場には無理を言って可能な限り在宅させていただき学童をお休みしました。協力に対する利用料の減免などの措置があるものだと思っておりましたが、休所届を出していないと対応できませんとのことでした。文書を出す時点で対応等明記してほしいです。	この度の新型コロナウイルス感染急拡大への対応につきまして、ご家庭での対応にご協力いただきましてありがとうございます。 昨年度より引き続き、新型コロナウイルス感染症にかかる休所の特例として、事前の申請をすることにより半月単位の取得ができる対応を継続しております。 今後は、お願い等の案内をする時点で、休所の届出や保護者負担金の扱いについてお知らせしてまいりたいと思います。	こども育成室/078-918-6004

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
26	令和4年9月	教科書の再利用について	私は高校生です。中学校の教科書が要らなくなったので、名前の欄だけ剥がして紙の再利用に出そうと思います。しかし、教科書にはほとんど記入していないので、名前の欄だけ名前シールのようなものを貼って剥がせば来年も使えるのではないかと思います。仕組みに詳しくないのですが、税金が浮くのかお聞きしたいと思います。	現在、教科書については、教科書義務教育教科書無償給与制度が設けられており、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童生徒に対し、国民全体の期待を込めて、その負担によって実施されております。また、この制度は、次代を担う児童生徒の国民的自覚を深め、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて行われているものであり、同時に教育費の保護者負担を軽減するという効果を持っております。よって、教科書については、国・公・私立の義務教育諸学校の全児童生徒を対象に、全教科分給与されるため、再利用等は行われておりません。これまで、教科書を大切に扱い、学習に取り組まれてきたことと存じます。この姿勢は素晴らしく、これからも大切にしていきたいと思います。何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
27	令和4年9月	教科書の回収について	教科書は自分の学年にあった教科書が配られます。進級に伴って、いなくなる人は少なくないはずです。卒業する生徒などは学校に置いておいて回収してくれるシステムがあったら子供たちは喜ぶし、リサイクル率も上がると思いました。	前回、回答いたしましたとおり、教科書につきましては、教科書義務教育教科書無償給与制度が設けられており、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現するものとして、我が国の将来を担う児童生徒に対し、国民全体の期待を込めて、その負担によって実施されております。また、この制度は、次代を担う児童生徒の国民的自覚を深め、我が国の繁栄と福祉に貢献してほしいという国民全体の願いを込めて行われているものであり、同時に教育費の保護者負担を軽減するという効果を持っております。よって、教科書につきましては、国・公・私立の義務教育諸学校の全児童生徒を対象に、全教科分給与されるため、回収等は行われておりません。何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
28	令和4年9月	子供が不登校でフリースクール	明石市にできた不登校の子供たちをサポートするフリースクールに入学しようと思いますが、毎月の学費が高いので、明石市からの助成金があれば助かります。明石市が不登校の子供たちの第三の居場所として設置したトロッコに見学に行きましたが、待機する子供たちが多く入ることができませんでした。来年、中学校3年生に上がる為にフリースクールは必要なサポートとして考えています。	学校へ登校しづらい、学級へ入りづらい児童生徒への支援として、下記①②③の支援を行っているところですが、フリースクール等に通う費用については、助成金を支給するなどの制度はございません。 ①「もくせい教室」(明石市適応教室)の利用(市内3か所) ※「もくせい教室」への通室に係る費用は無料ですが、交通費等の実費はご負担いただきます。 ②市内全中学校における校内適応教室(小学校における別室)の利用 ※校内適応教室や別室の利用については、在籍学校に問い合わせください。 ③「あかしフリースペース☆トロッコ」の利用 お子様の居場所として上記教室の利用もお考え下さいませよう願います。	児童生徒支援課/078-918-5096

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
29	令和4年9月	黙食とマスク着用と学校生活について、子どもの本音をきいて下さい	中学生と少し話す機会があり、学校の様子を訊きましたところ、今も衝立を立てて、食事は黙食。マスクは中には外している子もいるが、基本自由ではないとのことでした。 子ども中心をうたう明石市は、本当に子ども中心なのでしょうか。コロナ禍にあって心身が健全に育つよう、大人だけで考えるのではなく、子どもの本音をちゃんと聞いてみる必要があるのではないのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症はオミクロン株のBA.2からBA.5系統等への置き換えを受け、重症化率が低下し行動制限も緩和され、当該感染症の扱いの見直しについても議論されていることを承知しています。 一方で、現在の感染状況は、ピーク時より減少傾向にあるものの、依然として感染症対策が必要な状況にあり、感染力もより強い傾向から、感染不安を覚える方もおられます。 このことを踏まえ、本市においては、どの児童生徒も安心して学校生活を送ることができるよう、文部科学省が発出している『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～』に基づき感染症対策を講じております。 いただいたご意見を参考に、引き続き、感染症対策と学びの両立を図りながら、児童生徒が健全な学校生活を過ごせるよう努めてまいります。 今後とも、本市教育へのご理解とご支援をお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
30	令和4年9月	海外在住の小学生男女の就学について	海外学校の休みを利用して日本に来日し、明石市の小学校に児童を通わせたいと思っています。受け入れは可能でしょうか。	明石市に転入届を提出する場合は、私立の学校等で就学する場合を除いて、住所地の校区の小学校への就学する義務が生じます。 転入届をされずに一時帰国というかたちで明石市に来られる場合は、体験入学扱いとなります。受け入れの可否は学校長が判断しますので、住まわれる予定の校区の小学校に体験入学の相談をしてください。	教育企画室教育総務担当/078-918-5054
31	令和4年10月	明石市の中学部活	スポーツ庁から部活顧問について、学校の先生から外部指導者へと移行するような通達がありますが、明石市の中学部活はどうしていかれるのですか？ 学校の先生も部活が負担になり、子供達も、もっと部活を一緒に懸命したい子達がいる中、部活のあり方が、中途半端なように思えます。 各中学、部活で外部指導者等を探しているのでしょうか？	本市では、令和4年6月にスポーツ庁から出された「運動部活動地域移行に関する検討会議の提言」を受け、地域団体・民間団体及び文化協会・体育協会等との連携を取り、「休日部活動の段階的な地域移行」について議論を行っているところです。 専門性の高い指導者の確保については重点項目の一つとして、子どもや学校・地域にとってより良い形を目指し検討しているところです。 今後も、地域移行に関して検討すべき課題を解決するため、幅広い分野の方々と意見交換をしながら、生徒のニーズ等も踏まえ、地域移行の取組を進めてまいります。 ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
32	令和4年10月	学習障害の子ども の支援について	学習障害の子が専門的な支援を受けられるLDセンターのような場所はないでしょうか。 いまは支援学級に通っておりますが、漢字を覚えたり書いたりすることに困難さがあります。療育センターも通っていますが、書字障害に関する専門的な訓練は受けられておりません。元々不登校なこともあり、ますます教育からとりこぼされていきます。 専門的な支援が受けられるよう切実にお願いいたします。	学習障害(LD)センターについては、残念ながら市内にはないのが現状ですが、学習障害(LD)を含め、療育の必要のあるお子様は、障害児通所支援サービスをご利用になれます。未就学のお子様へは児童発達支援、就学後のお子様へは放課後等デイサービスにて、生活能力の向上に必要な訓練や社会との交流の機会、その他必要な援助等を行っています。また、保育所等訪問支援では、お子様が学校等において集団生活に適應できるよう、専門職が学校等を訪問し、支援を行っています。現在お子様が受けておられる療育の内容について、通っておられる事業所の職員や、担当の相談支援専門員に相談することができます。 障害児通所支援サービスについて、ご不明な点があれば、市役所障害福祉課までお問合せください。 生活支援室障害福祉課 発達支援センターでは、発達障害のある方、そのご家族への相談支援を行っています。主に生活面、対人面、学習面に関するご家庭での対応についてご相談をお受けしており、学校や療育先での支援については教育委員会や障害福祉課とも連携させていただきます。担当相談員との予約制の相談になりますので、まずご連絡いただきましたら今のお困りごとを聞かせていただきます。 どうぞよろしくお願いたします。 生活支援室発達支援課 不登校に関する相談につきましては、児童生徒支援課 青少年育成センターの「児童生徒にかかわる教育相談(電話・面接)」をご利用ください。 ※電話番号:078-918-5410 (面接相談については、要予約) 学校における専門的な支援については、学校教育課 特別支援教育係にご相談ください。 ※電話番号:078-918-5055 児童生徒支援課	生活支援室障害福祉課 /078-918-1344 生活支援室発達支援課 /078-945-0290 児童生徒支援課/078-918-5096
33	令和4年10月	小学校の校外学習等 について	小学校支援級在籍の子供がいます。 校外学習等について、今回は学校側で用意した車で移動しますが、次回からは母親が現地まで送迎してくださいとのことでした。しかし、インクルーシブ条例の12条にあるように、誰もが参加し、学ぶことができる環境づくりになっていないのではないのでしょうか？ 病気があるので配慮は必要ですが、病気を理由に分けられてしまうと子供の発達にも良い影響は及ぼさないとします 何かあったときの対応を母親がするのではなく、看護師が同行するなどの対応はとれないのでしょうか？	校外学習への医療的ケア児の参加について、保護者の同行を大前提にすることは、「インクルーシブ条例」の趣旨を鑑みると不適切であると考えております。 しかし、学校側も児童も初めての経験の行事であるのであれば、特に医療的ケアが必要であるならなおさら、保護者の協力を得ながら慎重に取り組むことが必要になります。 条例の趣旨を踏まえると、保護者の同行を求めないことが大切ですが、いきなりすべて学校が対応することは難しいと思いますし、スモールステップで保護者と協力しながら目標を設定し、一つ一つクリアをしていくことが、ひいてはお子様の自立につながると考えます。 今回の校外学習へ参加された際のお子様の状況はどうであったか、緊急時の支援体制はどうであったか等について慎重に検討し、今後もお子様については別途対応をすることが必要であると考えます。次年度以降の校外学習への参加等については、まず学校とよく相談をいただき、保護者ができることは何か？学校ができることは？その上で教育委員会ができることがあれば、学校を通じてご要望をいただけますよう、よろしくお願いたします。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
34	令和4年10月	中学校の体操服(冬)について	中学校の体操服に学年の色別をした名前入り刺繍を強制しているのはなぜでしょうか？ 兄弟に体操服を利用させる場合はどうしたら良いのでしょうか？ 補助制度だけではなく、学校教育も家庭に優しく配慮いただけますと助かります。簡単な解決策ですが、名前は夏の体操服同様にワッペンに変更していただきたいです。 また追加になりますが、屋外のマスク着用が緩和されている中、運動会の親の参加が1人というのはなぜでしょうか？ 文化祭も1人限定と聞きましたが、学年別だけではなく更に半分に分けるなどの対応はできないのでしょうか？ コロナと共存していく中ではこのまま退行的な姿勢を強行されるのはいかがでしょうか？ 中学校の環境を親が把握できていないのは不安が大きいです。	保護者様からご指摘いただいた2点について、大久保中学校に確認をしました。 体操服に学年別の名前刺繍が入っているのは、ご家庭で記名をお願いした場合、油性マジックでは名前が薄くなったり消えたりすることや、手縫いやアイロン等ではワッペンが剥がれることが考えられるので、保護者による作成や補修等の手間を無くすためとの回答でした。また、兄弟がいる家庭においては、お下がりを着用することは制限しておらず、使用している生徒もいるとのことです。 また、体育大会・文化祭において保護者の参加人数を1名としているのは、生徒数が1,000名を越す大規模校であるため、会場スペースの問題やコロナ感染予防対策の観点から生徒・保護者の安全面に配慮して決定しているとの回答を得ました。 また、文化祭も1学年を前後半などに分けた場合、時間的な問題が出てくるため実施していないとのことでした。 当該学校からは、今回のご意見を踏まえ、生徒の活動の様子がより保護者様に伝わるよう、引き続き、通信やHP等を充実させて周知を図っていくとのことでした。 今後とも本市の教育推進にご理解ご協力くださいますよう、お願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
35	令和4年10月	小学校担任不在の件	小学校の担任教師が急遽任期満了との事で退職され、後任の担任教師は未決定のままです。 学校からのプリントには、明石市教育委員会に後任を要求しているが、まだ補充されないとしか書いてなく、担任不在のまま学校に通わせていいのか保護者としてとても不安です。 せめて説明の場を設けるべきです。至急子ども達のための対応を希望します。切によりしくお願いいたします。	年度途中の病休、産休、育休に対する代替教員については、全国的な臨時的任用教職員数不足もあり、代替教員の確保が困難となっております。 当該小学校では10月から学級担任が不在となっていましたが、非常勤講師や教頭、学年担当教師が学級対応を行っており、10月17日付で臨時講師を配置しました。配置した臨時講師については当該小学校から通知があると思います。 急な欠員に対する代替者の任用については、手続きの関係で人が見つければ即採用とはならないため、任用が決まるまでは学校の職員で対応していただく期間が発生します。児童の学習を保障できるよう、適切な教員配置に努めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
36	令和4年10月	文化発表会について	中学の文化発表会について、参加は保護者1名と学校からお便りを貰いました。 体育大会も延期再延期となり平日に行われ家族で見に行く事が出来ませんでした。文化発表会はせめて家族二人の参加を希望します。 コロナを理由にいつまで子供を犠牲にするのですか。	市内における新型コロナウイルス新規感染者数は減少傾向で推移しておりますが、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で学校運営を継続している現状であります。 各学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に則り、より安全安心な学校づくりに努めております。具体的には、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密(密閉、密集、密接)」を徹底的に避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策に取り組んでおります。また、学校行事等において、保護者の参加人数を抑えることにつきましても明記されています。 何卒ご理解の程、何卒よろしくお願い申し上げます。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
37	令和4年11月	2号認定のバス送迎	バス送迎がある認定こども園ですが、1号認定のみ利用できます。同じクラスでも、認定が違うだけでバス送迎が利用できません。降園時間が異なるからという理由なら分かるが、朝の登園だけでもバスを利用できると、非常に助かります。 明石駅周辺に保育園が少なく、どこも激戦です。明石駅周辺からバスで登園させられるのなら、西明石駅や大久保駅、魚住駅周辺の保育園にも、希望が出せます。 登園だけでいいので、バスを出していただきたい。どうか検討していただきたいです。	明石市内の私立保育所、こども園等のバス送迎については、各施設で運用を行っているところです。 送迎用のバスを保有する施設については、保護者の方が各施設にバス送迎利用を申し込み、利用されていると認識しております。 送迎バスを保有するには、バスを保有するスペース及びバスを運行する人員、それに伴う費用など、各私立施設において個々に運営を行っており、市より送迎バスの導入や運行方法などの調整を行うことは難しいと考えております。 つきましては、利用に関しての特別な事情などがありましたら、利用されている施設にご相談いただきますよう、よろしくお願いします。	こども育成室/078-918-5093
38	令和4年12月	保育園の延長保育について	18時を1秒でも過ぎれば延長保育になると保育園並びに市の職員から言われました。 仕事や自己都合なら快く延長保育の料金を払えるが、交通機関の遅れなど、どうしようもない事で遅れる場合があるのに少し残念な気持ちになった。 市として交通機関の遅延や運休等での延長保育についての今後の対応をお願いします。 なお、保育園では、延長保育になる場合子供に対してお菓子等出るらしいのですが、急だから用意していないと言われました。 5分ほどしか遅れていないし、事前に交通機関が遅延していると連絡しているのに延長保育なのはわかっているのにこの対応は、おかしいように思います。 遅延証明を出せば延長にならない等の特例があった方が良い。	お問い合わせいただいた保育施設における延長保育事業について、明石市では保護者の方々へ、保育標準時間(7時から18時)を超えて延長保育(18時から19時)を利用された場合、その理由にかかわらず最大月額3,000円の延長保育料のご負担をいただいております。現行制度においてご希望に添えず申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 このたびいただきました交通機関の遅延や運休等による延長保育の特例についてのご意見は、今後の保育行政の取組の参考とさせていただきます。	こども育成室/078-918-5093
39	令和4年12月	小・中学校のプレハブ校舎の増築による運動場の縮小について	12月議会で一部の小・中学校の運動場がプレハブ校舎の増築によって狭くなっている事について、各学校の先生方の工夫により何の支障もなく授業などを行っていると仰ったようなのですが、本当に支障なく行えているのでしょうか。 大久保北中学校ではプレハブ校舎が増築されたことによって運動場の4分の1程度が使えなくなり、これからは運動場で体育大会が行えないように感じます。 生徒数も多いため、リレーのトラックを確保しようとするとはっきりいって全校生徒が運動場に集まることは無理です。 どうか体育大会を普通に行えるようになにか対策を考えていただきたいです。よろしくお願い致します。	本市は「誰一人取り残さないやさしいまちづくり」に取り組み、継続的に人口増加するなど、まちづくりの好循環が生まれており、なかでもとりわけ子育て世代の人口増が続いています。 それに伴い、市内小・中学校の児童・生徒数も増加しておりますが、教室数の不足が見込まれる学校については特別教室の転用やプレハブ校舎の整備等により普通教室の確保を最優先に努めてきたところです。 お問い合わせの大久保北中学校においても、近年の生徒数の増加に伴い、令和5年度以降既存校舎では教室数が不足することが見込まれることから、令和5年3月からの共用開始を目指し、グラウンドにプレハブ校舎を建築中です。建築に先立ち、令和3年度から学校と協議を重ね、建築位置や工事期間中の仮設エリア等について決定したところです。建築開始以降、学校には限られたグラウンドの範囲で体育の授業や各種行事など工夫して学校運営をいただいているところです。 例えば、体育の授業においては、利用する運動施設が重ならないようにカリキュラムを設定し、生徒の学習に支障が出ないように実施いただいております。 また、体育大会の実施については、現在工事中の柵が来年度には取り除かれ、ある程度グラウンド面積の回復が見込めます。 引き続き、通常の実施形態に近づく事ができるよう工夫・検討を重ねていただきます。 今後とも、本市の学校教育に対しご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
40	令和4年12月	大久保町緑が丘の通学区域について	大久保町緑が丘の通学区域の見直しをお願いしたいです。 現況では、緑が丘は山手小学校区ですが、距離や近隣エリアを見渡すと高丘西小学校の方がいいのではないのでしょうか。 山手台を通り、山手小学校へ行くのであれば、山手台の校区、高丘西小学校へ行く方が通学路の友人も増え、見送る方も安心です。 昨今の山手小学校エリアの住宅開発に伴い山手小学校の児童数も増えているのであれば、校区の見直しの必要性も感じます。 緑が丘エリアの隣接エリアは山手台です。 緑が丘エリアも住み替えや土地の売買も始まっています。 段階的に将来的に高丘西校区になるように、一度きちんと議論をしてほしいです。 人口増加に伴い、見直す機会ではないのではないのでしょうか。	山手小学校の児童数の状況に関しては、過大な状況が続いており、教育委員会に設置する通学区域審議会においても、毎年課題として状況を注視しております。 一方で、通学区域を変更することは、既に居住する児童生徒等への影響のみでなく、小学校区単位で行っていただいております地域活動や自治会活動にも多大な影響を及ぼしますので、十分な検討が必要となります。 いただきましたご意見を参考に、今後も山手小学校区の児童数の推移を注視するとともに、児童数の適正化に向けた検討を続けてまいります。 なお、高丘西小学校に加え、高丘東小学校及び高丘中学校の3校につきましては、高丘小中一貫校として9年間を見通した特色ある学びで子どもたちの学力向上、未来の担い手としての育み場として2021年4月に開設しており、小中一貫教育校で学ぶ機会をより多くの児童が得られるよう、「通学区域特認校制度」を導入し、明石市内全域から通学できることとしています。 例年、通学区域外(明石市内に限ります。)から高丘東小学校20名程度、高丘西小学校20名程度の新1年生の入学者を募集しております。 先にも申しましたように、通学区域の変更に関しては十分な検討を要しますので、ご子息やご息女の入学の際の通学区域の変更をお約束できるものではありません。 高丘西小学校への入学を希望されるのであれば、高丘小中一貫校への通学区域外の募集の活用をご検討されてはいかがでしょうか。 ご希望に沿えず申し訳ございませんが、何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	教育企画室教育総務担当/078-918-5054
41	令和4年12月	西明石の保育園設置について。	西明石活性化計画により、JR社宅跡地に約800戸のマンションが建設されると聞いております。市外または県外より多数の子育て世帯が転入してくると想定され、現行の西明石周辺の保育園のみではキャパシティをオーバーすると思われます。明石市として西明石周辺に認可保育園を増設すべきだと思います。	西明石地区活性化に向けた取組については、2022年(令和4年)4月に明石市政策局企画・調整室が都市計画の設定に向けた地元説明会を行い、その中でJR社宅用地にJRが主体となってマンション開発を行うことを公表いたしました。本市としましては、マンションの開発計画を踏まえ、既存保育施設の利用および申込の状況や地域別の待機児童数を調査し、保育施設の需要に基づき認可保育施設の整備計画を立てる予定です。 西明石駅周辺につきましては、2023年(令和5年)4月に新規保育施設が開園する予定となっており、今後も待機児童の解消に向けた適切な整備計画を行ってまいります。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	こども育成室/078-918-5267
42	令和4年12月	小学生の危険行為	夕方5時ごろ、JR西明石駅から大久保駅の間にある住吉踏切で、小学3年生ぐらいの3人グループの一人が、踏切の警報器が鳴っているのに、ふざけて踏切に入っていた。 とても危険な行為である。こども達にしっかり指導して欲しい。	お問い合わせのご意見につきまして、ご指摘の通り、警報機が鳴っているにもかかわらず、踏切に立ち入る行為は事故につながる非常に危険な行為です。また、線路内に立ち入ることは法律にも抵触する事案です。 各校では、交通ルール順守を指導していますが、今回のような迷惑行為についても指導し、再発防止に努めてまいります。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
43	令和4年12月	保育園のマスク着用について	通っている保育所では、任意ではなく強制的にマスク着用を子どもに促しています。 所長と話すると、コロナウイルス感染を懸念する家庭もあるため、子どものマスク着用を促しているという回答であった。 過去の市の回答によると、「保育所における感染防止対策については、各保育所の実状に応じて実施されています。 厚生労働省からの通達では、子どものマスク着用については、子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクの着用をすることは求めています。 明石市としても同様に、マスクの着用を強制はしておりません。」 回答とは違い、現場では、先生が強制的にマスクをつけさせています。もっと自由に、安心して生活できる保育園にしてほしいです。	市内の就学前施設における就学前児のマスク着用については、マスクの着用は一律には求めない、子どもや保護者の意向に反してマスク着用を実質的に無理強いすることにならないよう留意するといった内容を全保育施設に通知しています。 改めて今回いただいたご意見を踏まえ、お通いの保育所において、現在のマスクの取扱いについてヒアリングを行いました。その結果、感染者を広げたくないという思いが強くなってしまっており、ご指摘のようなことになっていたようですが、あくまでもマスク着用は任意である旨、指導を行いました。 当該保育所としては、1月の職員会議にて協議を行い、流れ作業的にマスクの着用を促しているというご指摘などについて、園内で共通認識を持って改善していきたいとの考えであることを確認しています。 ご理解を賜りますようお願いいたします。	こども育成室/078-918-5149
44	令和5年1月	行事における保護者の参加について	世間では数万人規模のイベントも開催されるようになりました。 しかし、未だに保育園、幼稚園、小学校などの園行事、学校行事は保護者の参加が制限されています。 これから生活発表会や卒園、卒業、入学シーズンになりますので、できれば保護者2名は参加できるように制限を緩めていただきたいです。 幼稚園に入園してからずっとコロナ禍で行事に参加できないものが多くありました。せめて最後の卒園式だけは両親揃って見届けたいです。	こども育成室としては、参加人数は一律に決めておりませんが、感染防止対策を講じるために、園の規模や施設の状況等を考慮して、人数制限等を行うこともやむを得ないと考えています。 各園で実態に応じた実施方法を検討したうえで、保護者様へ通知するようにしております。	こども育成室/078-918-5149
45	令和5年1月	ハレハレの利用について	ハレハレ利用をweb予約できるようにしてください。 ハレハレに向かっている最中に受付満員になってしまったり、朝に受付して、一度帰り、また時間になったら向かったりしています。 利用状況が見られることはとても助かっております。 支援センターのスタッフも、いつも優しくお声がけいただき感謝の気持ちでいっぱいです。 ご検討いただければ幸いです。	web予約につきましては、手軽に予約ができる一方で、課題も多くあると認識しております。 2017年のハレハレオープンにあたり、当時web予約導入について検討させていただきましたが、いたずら予約や無断キャンセルなどの不正予約の問題、お孫さんと来られる祖父母では予約が困難になるなど課題が多くあったため、web予約ではなく現地予約の方法を導入することになりました。 加えて、ハレハレは人気のある施設であり、特に土日祝日は、営業時間の途中で予約の受付が終了することもあるため、リアルタイムで予約状況を確認できるようにしております。 今後につきましても、ハレハレをご利用いただく親子の皆様が安全そして快適な場所になるよう、引き続き努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	子育て支援室 子育て支援課/078-918-5597
46	令和5年1月	中学校の部活動について	部活動では、練習試合や大会の度に、親が自家用車で道具を運搬するとともに何人かの生徒を乗せ送迎するそうです。 この行為は部活動の域を超えていると思います。もし送迎の際に事故で同乗者を負傷させてしまった場合、市や学校は責任を取れるのでしょうか。 本来部活動であれば、公共交通機関を使い顧問の先生が引率するものではないでしょうか。車を出す親の中にも不安になっている方もおられるようです。 市として学校側に確認していただき、このような行為は止めるよう正していただければ幸いです。	明石市立中学校の部活動において、校外で練習試合等を実施する場合は、指導者や保護者等の自家用車の利用は避け、公共交通機関を利用することとしています。 市教育委員会としては、ご指摘の内容を市立中学校長に伝え、生徒引率を含めた部活動の運営について指導します。 今後とも、本市教育にご理解とご支援の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
47	令和5年1月	中学校の給食について	市立幼稚園、中学校が給食になり、中学に関しては、費用も無料になり、本当に助かっています。ありがとうございます。 中学生の子どもが、毎日、お腹を空かせて帰ってきます。その理由は、「美味しくない」からだそうです。 毎日、美味しくないからと言う理由で残すそうです。 栄養を考えて給食を作ってくださっているのに、残す事のもったいなくて罪悪感もあるそうなのですが、どうしても食べ切るのは無理だそうです。 味付けや調理方法など工夫をして、食品ロスの意味でも改善していただければと思います。	中学校給食については、小学校給食と同様に文部科学省の「学校給食摂取基準」に基づき必要な栄養価が摂取できるよう献立を作成しています。また、中学校給食の献立は、味を含め基本的に小学校の献立をベースに作成しております。 なお、献立に関しては、学校現場の声を可能な限り取り入れ、よりよいものとなるよう取り組んでおります。具体的には、学校長、PTA、栄養教諭、食育担当教諭等で構成された献立調理委員会において献立に関する意見を伺うほか、学校長の検食時の味に関する記録や、各学校に配置した栄養士からの生徒の意見等の記録を集約し、それらをできる限り献立に反映できるよう取り組んでおります。 給食の味につきましては、個人の嗜好に関係しているところもあり、喫食する全ての生徒等が満足する味を提供することは難しいところではございますが、今後も生徒や関係者等の声をしっかりと聴きながら、おいしい給食ができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	学校給食課/078-918-5594
48	令和5年1月	学校徴収金について	神戸から引越してきましたが、学校徴収金がゆうちょのみに驚きです。他銀行も使用出来るようにしてください。	ご指摘の学校徴収金の取扱い金融機関につきましては、いずれの金融機関を選択するかにつきましては、各校長の判断となっておりますが、ゆうちょ銀行につきましては、手数料が安価であることから、保護者負担を軽減する目的で指定している学校もあると聞いているところです。 今後は、保護者様のご意向もふまえ、各学校に相談してまいりたいと思いますが、事務処理の都合上、すべての金融機関はご用意できない状況にあり、学校ごとの対応となりますので、今後、ご意見の際は、学校名を教えていただければ幸いです。	教育企画室教育総務担当/078-918-5054

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
49	令和5年1月	産前産後休暇、育休中の保育施設利用について	現在、産後休暇を取得しています。産前産後期間中の上の子(1歳児)の保育園入所の申請をしていましたが、受け入れがなく自宅保育しております。 家族のサポートが十分に得られない環境で、産後すぐ1歳児と0歳児、そして小学生の子どもがいて、心身ともに休めない状態にあります。 市のサポートがあることも承知していますが、外出も出来ずサポートの申請もままなりません。 ある程度の要件付きでも構いませんので、育休中の保育施設への利用申請が出来るよう検討いただきたいと思います。	新しくお生まれになられたお子様(以下、「下のお子様」と言います。)の育児休業中に兄・姉のお子様(以下、「上のお子様」と言います。)を申し込みされ、入所が決まった場合は、育児休業より復職いただくこととなります。そのため、下のお子様の育児休業からご復職の予定がない場合は、大変申し訳ありませんが利用申請ができないこととなっております。 下のお子様の育児休業中に上のお子様の預かりをご希望の場合は、明石駅前のパピオス明石5階にある一時保育ルーム(にこにこ保育ルーム)の利用や市内認可施設で実施している一時預かりを検討いただきますようお願いいたします。また、認可外保育施設の場合は、下のお子様の育児休業中に上のお子様を預けていただくことが可能な施設もございます。 このたびのご意見は、今後の保育ニーズの把握の参考とさせていただきます。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 こども育成室 子育て応援ヘルパー派遣について 本市におきましては、出産後から就学前の子どもを養育中で家事や育児に負担があるが、周りから支援を受けられない家庭に対して、家事や育児援助をする「子育て応援育児支援ヘルパー派遣」制度がございます。 本制度の申請につきましては、窓口に来ていただくほか、郵送においても受付しております。詳しくは本市ホームページのあかし子育て応援ナビやあかし子育て応援アプリにてご確認ください。 なお、申請にあたりましては諸条件等ありますので、ご不明な点などございましたら、こども局子育て支援室子育て支援課(078-918-5597)までご連絡ください。 あかし子育て応援ナビ https://city-akashi-kosodate.jp/ 子育て支援室子育て支援課	こども育成室/078-918-5093 子育て支援室子育て支援課/ 078-918-5597
50	令和5年1月	学校区について	明石市松が丘に住んでいますが、小学校が遠すぎます。 近くに朝霧小学校があるのに松が丘なので松が丘小学校になってしまいます。 学校区は承知の上ですが車でそこそこ距離があるので通学に関しても心配です。 家から近くの小学校に通えるようにしていただきたいと思います。	本市の通学区域は、通学路や通学距離に加え、学校が設立された歴史的経緯、自治会の区域など、さまざまな要素を複合的に判断して設定しております。 生憎ではございますが、お住いの地域においては、通学区域を変更する予定はございません。 また、通学距離を理由に朝霧小学校への通学を許可することはできません。 しかしながら、保護者様全員が就労している等の理由により、児童を朝霧小学校区のご親戚等に預けて通学するなど、一定の理由がある場合には、指定外通学許可申請により指定外の学校へ通学することができる場合があります。その場合には、詳しい状況を伺う必要がありますので教育委員会事務局へご相談ください。	教育企画室教育総務担当/078-918-5054
51	令和5年1月	給食食材の産地について	給食食材については地産地消、食育の観点からなるべく地元産の食材を使ってほしいと思います。 市内の学校給食において、明石産の食材はどれほどの割合で使われていますか。	本市の学校給食では、地産地消推進の取り組みとして、「食育の日(毎月19日)」にあわせ、毎月19日前後で「食べよう兵庫の食材」と標し、兵庫県産の食材をより多く取り入れた献立を提供する日を設定するほか、明石産食材についても米や軟弱野菜などの農産品の提供に努めています。 しかしながら、近年は原油価格の高騰や円安など社会情勢の変化にともなう食材価格の上昇が著しいため予算面での制約が厳しいことから、まずは日々の給食の質を維持することを優先せざるを得ない状況となっております。 このような状況ではありますが、引き続き、生産者団体や市場関係者等とも協議を行い、予算の範囲内において、できる限り地産地消に努めていきたいと考えております。	学校給食課/078-918-5594

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
52	令和5年1月	子育て応援ナビアプリと小児科について	「あかし子育て応援ナビ」をダウンロードしたところ、初期画面から起動せず、使用できませんでした。 アプリの口コミなどでも、同じような意見の方がたくさんいました。もし使用料などを支払われているのであれば、もったいないと感じます。現在は、予防接種の予診票なども入力、管理できる行政用のアプリもありますので、現在のものより、そちらの方を導入していただければ助かります。 子ども連れで荷物も多く、コロナ渦で付き添いの人数が限られている中、紙の予診票や予防接種シールの管理は不便なことも多いので、ご検討いただければ幸いです。 また、明石駅周辺に小児科が少なく、いらっしゃってもご高齢の先生が多く、将来的に不安を感じております。小児科を誘致していただくことは可能でしょうか。	あかし子育て応援アプリにつきましては、妊娠中や子育て中の保護者が必要とする子どもの月齢や居住地等の属性に合わせて、より利用しやすい形で提供すべく2017年(平成29年)より導入しているところでございます。アプリ導入以降、12,000件を超えるダウンロードをいただいている一方で、おっしゃるように一部のスマートフォンからは動作の不具合が生じるとの声をいただいております。改善に努めているところでございます。 不具合の解消にあたり、より詳細な不具合状況などの情報提供を、ご協力いただけるということでありましたら、不具合の原因を調査させていただきます。調査をご希望の場合は、下記連絡先までメールにてご連絡をお願いいたします。 今後におきましても、あかし子育て応援アプリをご利用いただく皆様、より便利に、より快適にご利用していただけるように努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。 【連絡先】 子育て支援情報HP窓口：kosodate_ouen@city.akashi.lg.jp 子育て支援室子育て支援課 ご提案の予防接種の予診票アプリですが、自治体・医療機関の情報端末と保護者がお持ちのスマートフォンをオンラインで連携させ、予診票の情報を三者間で共有するものです。 ご提案いただいておりますアプリなどの活用により紙媒体が不要となり、簡易になる一方で、三者間で個人情報を取り扱うことから、システム及びデータ管理方法の安全性等を確保したネットワーク環境の整備・構築が必要であり、現段階において本市での導入は難しいと考えております。 今後、ご提案いただきました予防接種の予診票、接種シールについては、市民や医療機関関係者からのご意見をお聞きしながら、本市が推進する行政デジタル化の方針に沿って、より使いやすい制度を検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 子育て支援室こども健康課 お住いの地区に小児科が少なく、また、医師の高齢化も進んでおり、将来に不安を感じておられるとのことですが、現在のところ、病院や診療所の開設や診療科の増設等については、開設者自身が決定の上、申請を行うこととなっているため、市の裁量が及ぶ範囲ではない側面がございます。 小児医療に関する市の取組みとしては、医療機関が休診となる休日や夜間に応急処置を行う夜間休日応急診療所の運営や、夜間の体調不良時に看護師が受診の必要性や応急手当等についてアドバイスを行う電話相談のほか、東播磨の3市2町で協力し、明石市立市民病院を含む3病院の輪番制で小児救急の受け入れを行う診療体制整備を行うなど、地域医療の充実に向けて取り組んでおります。 今後とも、地域の実情を踏まえて医療環境のあり方を注視していくとともに、市として対応できることについて、調査・研究を行ってまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。 あかし保健所保健総務課	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597 子育て支援室こども健康課/078-918-5656 あかし保健所保健総務課/078-918-5414

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
53	令和5年1月	市内公立保育所のICT化について	公立保育所のICT化について検討してほしい。 小学校や放課後児童クラブなどの欠席連絡にICTが導入されています。 ICTを利用することで前日夜からの欠席連絡が可能になり、先生方も欠席の子どもが一目でわかるようになり、業務の負担軽減にも繋がるのではないのでしょうか。	保育所との連絡や園児の登降園管理などの機能を備えた保育支援システムを令和5年度から公立保育所に導入し、ICT化を推進していく予定です。 引き続き保護者の利便性と保育の質の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	こども育成室/078-918-5149
54	令和5年2月	認可外保育二人目について	第一子の認可保育園入園を希望していますが保留続きで、2023年4月も保留となりました。 両親も遠方に住んでおり頼ることもできず、フルタイムで共働きです。そのため、なんとか4月までに認可外保育園を探し入園を目指しています。 今後、認可保育園の空きが出たとしても選考指数で弾かれ転園は難しく、卒園まで認可外でお世話になるだろうと考えています。 認可保育園では3歳以降は無料になりますが、認可外では料金がかかりますし、もし今後第二子を授かり認可外に預けることになった場合、認可外では第二子の補助がないため、第一子の保育料にプラスで4～5万円月々にかかってしまいます。 第二子は保育園料無料という点も魅力に感じ、明石に移住しましたが、認可保育園に入れないがためにその恩恵を受けることができません。 全額でなくても良いので、第一子の3歳以降の補助や第二子の保育園料の補助について対策を立ててください。	認可外施設等利用世帯に対する支援施策につきまして回答いたします。 明石市では、認可外保育施設等を利用している第2子以降の児童のいる世帯に対して、待機児童が解消するまでの臨時的な措置として、補助金(月額20,000円限度)を支給することにより、経済的な負担軽減を図ることとしています。 また、認可外保育施設等を利用している第1子の3歳クラス以降の児童に対しては、国の子ども・子育て支援制度により、保育の必要性の認定を受けた場合のみ月合計37,000円まで無償化となります。 ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	こども育成室/078-918-5093
55	令和5年2月	保育園の選考基準について	第一子が生まれ、2023年度の4月から入園希望でしたが、残念ながら保留となってしまいました。 夫婦共に正社員フルタイム勤務で、現在私は育休中です。 勤務先が明石市内のため、職場の近くに預けるという選択肢も同時に消えてしまい、絶望しました。 保育園の選考基準にも疑問があります。 現在は、兄弟がいる家庭は加点が多く、選考に有利で、第一子は0歳4月入園が難しく、入園申し込みするチャンスが少ない早生まれの子どもは、選考に不利ではないのでしょうか。 職場が明石市内にある家庭は市外の保育園に預けることが物理的に難しいので、加点対象にしてほしいです。 明石市の子育て政策目当てで転入してきた世帯に押しのけられて、ずっと明石市に住んでいる世帯が困っていることを、このメールで認識してもらえたらと思います。	保育施設の選考基準についてお答えいたします。 選考基準については、申込みされているお子様、保護者様それぞれで保育を必要とする理由や必要性が異なっていることから、その理由や必要性に応じて点数化し、点数順に入所が決定する仕組みとなっております。その中には、兄弟姉妹がおられる場合に対象となる加点や、兄弟姉妹が在園している場合に対象となる加点があり、他の条件が全く同じ場合は、兄弟姉妹のおられる方が選考指数は高くなります。 また、1歳の誕生月に0歳児クラスに申込みされる場合は、誕生月により選考できる回数が異なりますが、選考できる回数による選考指数の差は設けておりません。 その他、就労先近辺の保育施設を希望可能かどうかや、通勤途中の保育施設を希望できるかどうかで、選考指数の差は設けておりません。 今回いただきましたご意見を含め、選考基準につきましては様々なご意見をお伺いしております。より公正、公平で、なおかつ多くの方に納得いただける保育施設入所選考となるよう、利用基準見直しの要否等を検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。 なお、希望する保育施設の追加や変更、認可外保育施設や一時預かり施設の利用に関する相談等ございましたら、こども育成室利用担当までご相談ください。よろしくお願い申し上げます。	こども育成室/078-918-5607

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
56	令和5年2月	新型コロナウイルスでの待機期間の齟齬	先日、家族が新型コロナウイルスに罹患し、別部屋での隔離やトイレを分けるなど感染対策をしており濃厚接触者とならないのにも関わらず、認可保育施設からは登園には感染者の療養解除からの日数になると言われました。 利用している保育園とは別で子どもを預けられる場所を探す必要がでてくるなど、対応に苦慮しましたので、待機期間の考え方を市と市内施設で合わせていただきたいです。	同居のご家族が新型コロナウイルスに罹患した場合の待機期間の考え方については、「陽性者の発症日」と「家庭内で感染対策を開始した日」のうち遅い方の日を0日目として、5日間は登園せず、健康観察をお願いしています。この度のご意見を踏まえて、コロナに係る対応について、改めて全保育施設に周知いたします。 よろしくお願いいたします。	こども育成室/078-918-5093
57	令和5年3月	養育費と面会交流の政策について	令和3年4月報告書「明石市こども養育支援ネットワークの奇跡」によると、2012年4月1日に改正施行された民法第766条に養育費の分担と面会交流が、こどもの監護について必要な事項の具体例として示されるとともに、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」ことが明記されたと記しており、さらに市長が雑誌で語ったとして、「私は、すべからく子供には親から『栄養と愛情』を受け取る権利があると思っています。離婚でいえば、栄養は養育費、愛情は面会交流です。」と紹介。 養育費条例の制定と共に面会交流条例の制定をすべきだと考えますが、今回の条例は養育費のみで、面会交流の条例を制定しない明確な理由を教えてください。 養育費の取り決めに関する公正証書の作成費及び、養育費調停の申立費用を市が全額負担していますが、面会交流の取り決めに関する公正証書の作成費及び、面会交流調停の申立費用については一切補助がない明確な理由を教えてください。	離婚等のこどもの養育支援のテーマにつきましては、養育費と面会交流はお子さまの成長にとってそれぞれ重要なものととらえ、本市としてもできることをできる所から取組んでおります。 現在開会中の3月議会においては、養育費に関する条例を議案といたしましたが、面会交流に関する条例については制定しないという判断をしたものではございません。 面会交流の取決めについての費用補助も含め、ちょうだいしたご意見も参考にさせていただきながら、検討していきたいと考えております。	市民相談室/078-918-5050
58	令和5年3月	児童手当について	夫の口座に振り込まれる児童手当は、全て夫が浪費してしまい子どものために使えません。 子どもの教育資金として貯金できず困っています。 我が家は4歳と0歳の2人なので4ヶ月に一度10万支給されるのですが、夫は1円も渡してくれません。 経済的DVの問題もあるので、父か母どちらの口座に振り込むか選択できるようにしてほしいです。	児童手当は、児童を監護し生計を同じくする父母等のうちで、所得の高い方が受給者となり、原則受給者の口座に支払うこととされています。 ただし、DVや離婚協議中による別居の場合は、子どもと同居している方の親が受給者となることができます。また、「支払口座の金融機関が生活圏内にない、口座が開設できない、疾病や障害により金融機関に立ち寄れない、等の相当な理由があり、受給者から申請があった場合には配偶者の口座へ支払うことも差し支えない」と国は定めています。 ご意見を寄せられた方がこれらに当てはまる場合は、受給者の変更が可能です。そうでない場合は、受給者以外の口座への振込は行えません。 児童手当は国の制度ですので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。	子育て支援室児童福祉課/078-918-5027

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
59	令和5年3月	特別支援学校について	明石市内に特別支援学校を新設して下さい。	東播磨地域において県立特別支援学校の児童生徒が急増していることへの対応策として、兵庫県が県立の特別支援学校の新設を検討するなかで、令和3年10月に兵庫県教育委員会から明石市に対して、未利用かつ1万平米以上の提供できる土地はないかとの照会がありました。明石市には要件に合う市所有地がなかったため、その旨を回答させていただきました。 そしてこの度、兵庫県の令和5年度予算で、加古川北部の小学校跡地に県立特別支援学校を新設することが盛り込まれました。 その中では、あわせて東はりま特別支援学校の増築、いなみ野特別支援学校の建替による各校の定員増も計画されており、東播磨地域全域を見通しての知的特別支援学校における狭隘化対策を行うとともに、学区の再編成などソフト面の対策も実施する予定であると聞いております。 本市においては肢体不自由のある児童生徒の学校として明石養護学校を設置しておりますが、令和5年度2学期からの通学用車両の導入に伴い、ますます入学希望者も増加する可能性があり、今後、校舎の増築等、整備がさらに必要となっている現状です。 総合的な特別支援学校の設置についても引き続き大きな検討課題であると認識をしておりますので、ご理解願います。	学校教育課/078-918-5055
60	令和5年3月	中学高校の制服やら諸々、入学にかかる費用について	山手小学校は、ジャケットと体操服だけ指定で他は自由でした。ジャケットがあれば入学式や卒業式や音楽会などのイベントでフォーマルに、遠足で山手小とわかるようになります。指定はジャケットと体操服で充分だと思いました。 しかし、中学では、サイズアウトしやすいのに、制服や体操服やジャージや上靴、体育館シューズなど全てが指定で、ざっと10万ぐらいと高額です。 中学や高校を山手小のように、ジャケットと体操服だけ指定といった改革はできないものでしょうか。	本市では、各校にて諸費の見直し等を行っております。また、通学用服等の学用品につきましても、児童生徒の意見や保護者等、学校関係者から意見を聞き取るなど、選定や見直しを行っております。 購入費用等につきましては、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意する旨、文部科学省の通知をもとに周知を図っておるところでございます。 本件につきましては、再度、関係学校長あて連絡いたしますので、何卒、もしばらく見守っていただきますよう、よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
61	令和5年3月	小学校から高校までの制服について	制服代って凄く高いです。子どもはすぐに大きくなります。成長を見越して購入しますが、小さなうちは汚しますし破れたりもします。 中学や高校は3年間だけなので、まだ綺麗な状態で着なくなります。 最近、サブスクリプションが流行ってますが、男性スーツ、ランドセルなんかもあるそうです。 制服でサブスクはできませんか。 月々定額で、サイズ変更でき、転校しても買い直ししなくていい。 もちろん、購入される方もいるでしょうが、あったらいいなと思います。	明石市の現状としましては、各校で指定されている制服もしくは、中学校においては令和5年度から導入となります「みんなが選べる明石の制服」を着用することとなっています。 制服については、今後も様々な検討課題がございますが、現在のところ、明石市ではサブスクリプションの導入予定はございません。今後の検討の参考とさせていただきます。	学校教育課/078-918-5055
62	令和5年4月	おむつ定期便について	おむつ定期便を選択制にして欲しいです。 見ず知らずの方が来ても、信頼関係がないので相談出来ません。 見ず知らずの方が毎月来て、いろいろ言われるのがストレスです。 産後のしんどい時に来ないで欲しいです。余計に疲れます。	この度は、「おむつ定期便」について、ストレスをおかけすることになり、誠に申し訳ございませんでした。 「おむつ定期便」は、0歳児見守り訪問として、0歳児を養育している家庭におむつなどの赤ちゃん用品を届けることをきっかけに、赤ちゃんと保護者の見守りを行う事業です。 経済的な負担軽減を目的として、外出しにくい保護者に代わって赤ちゃん用品を届ける宅配事業ではないため、原則として対面での商品のお渡しをお願いしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
63	令和5年4月	私立高校の入学について	明石市はかなり子どもへの補助が充実していて、暮らしやすいです。それでも、高校からの費用、特に私立高校の教育費には驚かされます。一年生にかかる費用は、入学金とは別に制服代等の諸経費で60万もの金額を振り込まないといけません。そこに年間にかかる費用も60万はかかります。そしてこの費用は2月3月に必要となります。国がモタモタと会議をしている間にも、市民は大変な生活をしています。高校生がいる世帯への対応を大至急お願いします。	教育費や食費等の経済的負担が大きくなる高校生世代の子どもたちへ支援の必要性は、十分認識しているところです。 本市では、親の意向や経済的状況に依拠せず、自らの意思で安心して夢に向かうことができるよう、高等学校進学に向けた給付型の奨学金制度を設けています。奨学生には入学準備金及び高校在学中に在学時支援金を支給するとともに、高校入試に向けた学習・相談支援や高校進学後の相談支援等を通じてサポートを行い、子どもの育ちを応援しています。 加えて、高校生世代の子どもたちが、安心して生活し健やかに成長できるよう、16歳から18歳までの児童を対象に、所得や就学・就労による制限のない明石市独自の児童手当の支給を今年度より開始する予定です。 今後も、高校生世代も含めた子育て世帯に寄り添った施策を進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	子育て支援室児童福祉課/078-918-5027
64	令和5年4月	公立保育所について	公立保育所に通っているのですが、連絡帳がノートでのやり取りになっています。 昨今、アプリが普及しているようなのですが、それは検討されていないのでしょうか。認定こども園などでは導入されている園も多いようです。アプリですと、いつでも入力、見る事ができますし、お休みや遅刻なども連絡しやすくなるなど、メリットが多いと思います。	ご意見のように、私立の認定こども園等ではICT化が進み、園と保護者のやり取りなどにアプリを活用されているケースが増えています。 公立保育所においては、保護者とのやり取りについて、現在は連絡帳などを用いているところですが、保護者の利便性の向上などを目的として、今年度中にICT化を進める予定です。 具体的な内容等については、準備ができ次第お知らせいたします。 よろしくお願いいたします	こども育成室運営担当/078-918-5149
65	令和5年4月	明石市立小学校のずさんな管理について	昨夜の18日から深夜19日にかけて、小学校の南校舎3階にて電気の消し忘れがありましたので、今一度、学校教職員に対するコスト意識の周知徹底をお願いいたします。	この度は小学校の電気の消し忘れについて、これまで何度もご指摘いただいていたにもかかわらず、同様の内容でご連絡いただくこととなってしまう、誠に申し訳ございません。 同校へは、ご指摘をいただく度に再発防止策の策定やコスト意識の醸成など、様々な形で対策を指示してきたところです。 同校で4月18日から19日にかけて電気の消し忘れが再発したことについて、あらためて学校長に対し、電気の消し忘れ対策について全職員に周知徹底を図り、学校全職員がコスト意識を持った学校運営を行うよう厳しく指導いたしました。 度重なるご迷惑をおかけしたことについて、重ねてお詫び申し上げます。 引き続き、当市の教育行政にご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
66	令和5年4月	明石市のヤングケアラー・若者ケアラーについて	明石市のヤングケアラー・若者ケアラーについて、啓発ちらしには、ヤングケアラー相談ダイヤル(電話)だけではなく、メールアドレスやラインなどの相談窓口を設け、記載していただきたいです。 理由として、子どもには電話相談はハードルが高く、子どもにとって身近なメールやラインを通したチャット相談を是非ともお願いしたいです。現に兵庫県では、ラインを通した相談も受け付けており、市でも導入は可能と思われます。きっと困りごとを抱えた子どもたちがより相談しやすくなり、行政の支援を受けられます。 また、ちらしの裏面には、相談したことで「心の負担が軽くなる」とあり、趣旨は同意できるものの、相談したら具体的にどんな支援が受けられるのか想像できません。神戸市の「ヘルパーを無料で派遣」や兵庫県の「宅配の冷凍お弁当」といった支援を市として用意し、提示いただきたいです。 ケアラーの子どもたちにとって、今まさに起こっている問題のための市独自のサービスなど、相談することでの利点を訴えて欲しいです。 そして、明石市ではヤングケアラーという言葉を使用されていますが、兵庫県が使用している「ヤングケアラー、若者ケアラー」に変更をお願いしたいです。 理由として、ヤングケアラーとは18歳未満をさします。この「ヤングケアラー」という言葉だけでは、18歳以上のケアラーの存在が見えてきません。明石市は子どもを核としたまちづくりやSDG sに注力しておられるため、是非とも18歳に限らず、若者ケアラーを包摂し、支援いただきたくお願いいたします。 最後に、明石市ホームページの「あかしSDGs推進計画」2023年度について、高齢者施策のオレンジリボンを見たところ、あかしオレンジ手帳(認知症手帳)及び宅配弁当等の3つの無料券(あんしんチケット)の交付などが見受けられましたので、同様の施策を横展開し、ヤングケアラー・若者ケアラーの子ども、家族をご支援いただきたく、お願いいたします。	ヤングケアラーの早期発見については、相談ダイヤルの設置やヤングケアラーに関するチラシの配架などの取組をすすめてきました。一方でケアを担う子ども等は、自身がケアラーであることの自覚がなかったり、第三者に相談しづらかったりすることから、早期発見のためには周囲の大人等の第三者がいち早くヤングケアラーの存在に気づくことが重要であると認識しています。そのため、本市においては、支援関係機関や地域の民生児童委員やボランティアに対しヤングケアラーの理解促進及び気づきのポイント等に関する研修会等も併せて実施してきたところです。 また、個別の支援が必要なケアを担う子どもがいる世帯の支援については、支援関係各課及び機関の実務担当者が集まり、状況の把握や支援の方向性、役割分担等を行い、連携を密にしながら支援を実施しているところです。また、こうした支援においては、個々の世帯状況によって解決すべき課題は様々であり、その実情に応じた支援策を検討することが重要です。そうしたことから、今後、新たな行政サービス等について検討するために、まずは個別事例を重ねることで、広く求められている支援について把握することが重要であると考えています。 最後に、本市では、明石市こども総合支援条例においてケアを担うこどもへの支援について規定したうえで、こどもの定義については20歳未満の者その他これらの者と同じくこの条例に基づく支援を受けることが適当である者としています。また、20歳以上であっても、地域総合支援センターにおいて、福祉に関する様々な相談を受け付けるとともに必要な支援機関に繋ぐなどの取組を実施しています。一方で、現状においてヤングケアラー・若者ケアラーについては正式な定義がなく、その表記については今後の国等の動向も確認しながら整理しておくべき課題であると認識しています。 今後も引き続き早期発見及び支援のための取組等について、いただいた意見も参考にしながら、継続的に検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	地域共生社会室共生社会づくり担当/078-918-5292

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
67	令和5年4月	PTAについて(運営の提案をしてほしい)	子どもの通う学校のPTAでは、免除理由がない人の中から投票で役員を決めます。役員の選出方法が今の時代に合っていないと思います。選ばれた人だけが無理をして活動するよりも、できる人ができる時に活動するボランティア制が良いと思いますが、個人の意見はなかなか届かず、またそのような意見が多いことを知っていても、どう移行してよいのかわからないPTAもあるのではないのでしょうか。 市から役員を強制することをやめさせたり、ボランティア制への移行を指示するのは難しいと思いますが、PTA連合と連携をとり希望するPTAには時代に合った運営の提案と移行の仕方を教えていただくことはできないでしょうか。	PTAは公の支配に属しない任意の社会教育関係団体であり、市教育委員会はその事業に干渉を加えてはならないこととされております。ご意見の中にありますとおり、市教育委員会からPTAに対して運営方法等について指示や勧奨等を行うことはできませんので、それを踏まえた上で次のとおり回答いたします。 近年、明石市内の学校園PTAでは、役員を強制で選出することをやめ、希望ボランティア制とするPTAが増えてきているとうかがっています。役員の選出方法等につきましては、各学校園PTAの規約等により定められ、変更するには総会に提案して規約改正等を行うのが一般的な流れですので、まずは校区のPTA会長・役員又は教職員にご相談されてはいかがでしょうか。 希望ボランティア制への移行方法につきましては、明石市連合PTAにご相談いただき、先進的な運営ノウハウを持っている学校園PTAの紹介や取次ぎを依頼されるのはいかがでしょうか。また、明石市連合PTAにおいて、年に数回「校種別部会」(中学校、養護・小学校及び幼稚園の校種別にPTA役員等の関係者が集まり情報交換等を行う会)を開催されておりますので、そこで情報収集が可能ではないかと思われます。 市教育委員会におきましては、今後も引き続き、学校を核としたPTAをはじめとする家庭・地域との連携を更に推進し、全ての子どもたちの健全育成に取り組んで参りますので、よろしくお願いいたします。	教育企画室青少年教育担当/078-918-5057
68	令和5年5月	フリースクール	明石市にはフリースクール・トロッコがございますが、待機待ちがある程になっています。 18名ほど在籍しているようですが、不登校気味の子どもにとって20名近くの人数は、教室と同じような人数でハードルが高いと感じます。 新たにフリースクールを作る予定はないのでしょうか。検討していただけたらと思います。	あかしフリースペーストロッコは、令和3年9月に子どもの自主性を尊重し自己肯定感を育むことができる、家庭でも学校でもない、第3の居場所づくりを行うため運営を始めました。 当初は施設定員20名で開始しましたが、定員を超える申込があるため、令和4年4月より定員を30名としているところです。 今後も様々な状況におかれている子どもに対し、多様な居場所を提供する必要があると考えており、パイロット事業の検証を行うとともに、利用者のニーズの把握等に努め、頂いたご意見を参考に子どものより良い居場所づくりを進めてまいります。	こども育成室/078-918-6004
69	令和5年5月	教員の質向上の提案	毎年、3月になると、多くの公立学校の職員の方が、心身のバランスに不安を感じたり、場合によっては体調を崩して医療機関を受診されます。 私なりに分析したところ、原因は「人事異動の発表が3月末のギリギリの日」だと結論に至りました。 教員たちに、ちゃんとお別れを言えない、引っ越しや自分の子どもの転校などが必要になるかどうか不安な状態が長期間続くなどの心理的な重圧に、全ての教員が毎年耐えています。 せめて、2から3週間前に公表していただければ、かなり状況は改善され、先生のパフォーマンスも必ず向上するものと予想します。	県費負担教職員の人事異動発表時期については、兵庫県及び県下各市町との調整もあり、明石市のみ発表時期を早めることができませんが、兵庫県教育委員会と連携し適切な発表時期について検討してまいります。 何卒ご理解の程、よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
70	令和5年5月	あかし子育て応援アプリについて	役所から勧められた『あかし子育て応援アプリ』をインストールしたところ、起動せず、タイトル画面から一切動きません。 通知自体は来るのですが、OSや機種による動作不良であれば、最適化、改善をお願いします。	この度は、「あかし子育て応援アプリ」に不具合があり、大変ご迷惑をおかけいたしました。お詫び申し上げます。 「あかし子育て応援アプリ」について、5月下旬に起動しないといった声を数件いただきましたので、アプリの管理運営業者に調査してもらった結果、アプリ自体に不具合は発生していないとのことです。 アプリ管理運営業者から聞いております対処方法としましては、「アプリを一度アンインストールし、時間をあけて再度インストールをする」と起動するとのことです。 お手数をおかけしますが、一度お試しいただきますようお願いいたします。	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597
71	令和5年5月	県外私立高校の授業料などについて	僕は県外の私立高校に寮生活で通学しております。 私立高校なので授業料などが高く、県の無償化制度があるのですが、県外の場合は無償化にならず経済的にも痛いです。更に自分は兄弟が多い中通わせてもらい、裕福な家庭では無いので親に迷惑かけていると思っています。 ぜひ、授業料などの給付型奨学金制度を作っていただきたいです。	本市では、親の意向や経済的状況に依拠せず、自らの意思で安心して夢に向かうことができるよう、高等学校進学に向けた給付型の奨学金制度を設けています。奨学生には入学準備金や高校在学中の支援金を支給するとともに、高校入試に向けた学習・相談支援や高校進学後の相談支援等を通じてサポートを行い、子どもの育ちを応援しています。市外の高校で寮生活を送る場合であっても、生計を一にする家族が市内に在住する場合は申込が可能です。 奨学生の募集については、募集要項等を市ホームページに掲載し、市内各中学校等、関係施設に設置するほか、市内の中学3年生全員に制度案内のチラシを配付するなど、制度の周知を図っているところです。 今後も、高校生世代も含めた子育て世帯に寄り添った施策を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	子育て支援室児童福祉課/078-918-5027
72	令和5年6月	私立高校にかかる費用について。	色々な事情で私立高校専願でないと受験が出来ません。 公立とのかかる費用の差が家計を圧迫します。 年間にかかる諸経費だけではなく、最初にかかる費用が60万近く、とてもじゃないですが、一般家庭では支払えません。 所得に関係なく、何らかの補助をお願いしたいです。 コロナでの家計急変の対象にもならないので、本当に困っています。 早急に何らかの対応をしてほしいです。	教育費や食費等の経済的負担が大きくなる高校生世代の子どもたちへ支援の必要性は、十分認識しているところです。 本市では、親の意向や経済的状況に依拠せず、自らの意思で安心して夢に向かうことができるよう、高等学校進学に向けた給付型の奨学金制度を設けています。奨学生には入学準備金や高校在学中の支援金を支給するとともに、高校入試に向けた学習・相談支援や高校進学後の相談支援等を通じてサポートを行い、こどもの育ちを応援しています。また、兵庫県でも、私立高校に在学する生徒を持つご家庭の経済的負担を軽減するため、授業料減免補助を行っています。 加えて、高校生世代の子どもたちが、安心して生活し健やかに成長できるよう、明石市独自の取組として、所得や就学・就労等の有無による制限のない、高校生世代への児童手当の支給を今年度より開始する予定です。 今後も、本市では高校生世代も含めた子育て世帯に寄り添った施策を進めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	子育て支援室児童福祉課/078-918-5027
73	令和5年6月	保育園申請の点数について	現在、保育士にはかなりの加点があります。是非、小学校教師にも加点をお願いします。 働いて欲しいと連絡があっても保育園に入れず、潜在教師だと保育園申込時点で教育委員会から勤務証明がもらえないため、かなり点数が低いです。 現場は人材を欲しがり、こちらも働きたいのに保育士ばかり加点されて入園できないのは納得できません。 宜しくお願いします。	保育についての利用調整基準表の付加指数についてお答えいたします。 保育士加点がその他加点に比べて大きい理由としては、内閣府の通知により市内保育施設に勤務する保育士の児童の入所を優先し保育士の確保をはかることで、その他の待機児童の解消に繋がるという考え方に基づく加点となります。 そのため、保育士資格を有することでの加点ではなく、明石市内の保育施設に保育士として勤務する(就労内定を得ている)方もしくは、明石市内の保育施設に保育士として育休復帰をされる方に限る加点となります。 よろしくお願いいたします。	こども育成室/078-918-5093

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
74	令和5年6月	タブレット端末の持ち帰り開始について	中学生の息子が、毎日タブレット端末(iPad)を持ち帰ることになったとのこと。 息子は、毎日、信じられないくらい重いリュックを背負って通学しています。 家には自前のタブレット端末にロイロノート等、必要なアプリをダウンロードしており、学校配布のタブレットを持ち帰る必要はありません。 持ち帰る必要がある人だけ、持ち帰ったら良いのではないですか。 なぜ全員、持ち帰る必要があるのですか。すぐに撤回してください。	日常的な学習ツールとして家庭学習や宿題等に活用するため、日常的な自宅への持ち帰り運用を行っているところですが、全ての児童・生徒が必ず学校のタブレットを持ち帰る必要はありません。 セキュリティ管理等、留意点につきましては、各校の実情に応じて異なりますので、学校にご相談ください。 何卒よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
75	令和5年6月	放課後児童クラブの拡充について	保育園と小学校での壁を感じます。以前、ファミリーサポートの使用を職員から勧められましたが、毎日使用することは費用や問題の根本的な解決にはならないと思い、下記の通り放課後児童クラブを拡充できないでしょうか。 早朝学童の実施。保育園では7時から預かりができますが、小学校は8時過ぎの登校です。小学校の開門を早めていただく事や早朝に学童の実施ができないでしょうか。 放課後児童クラブでの給食の実施。夏休みなどの学校休業日においても、給食を実施していただけないでしょうか。 預かり時間の延長。現行、最大19時ですが、遠距離通勤や、公共交通機関の遅延等もありますので、時間を延長していただきたいです。	1点目の早朝学童の実施につきまして、保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に放課後児童クラブにおいて、適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため実施しております。現在、放課後児童クラブの開所時間は、平日は授業終了後から、土曜日や夏休み等の長期休業日は午前8時からとなっており、平日の学校始業前の開所につきましては、実施しておりません。 2点目の放課後児童クラブでの給食の実施につきまして、夏休み等学校で給食が提供されない期間については、児童が弁当を持参することとなっていますが、中には毎日弁当を作ることが、負担となっている家庭もあることから、全ての児童クラブで、希望者が配達弁当を注文することができるようにしております。 3点目の預かり時間の延長につきまして、社会や企業の子育て家庭に対する理解が進み、勤務時間が柔軟になっていること、19時以降勤務する職員の確保が困難であること、児童にとって負担であること、といったことから、現在のところ平日は19時、土曜日は17時とさせていただいております。現行制度においてご希望に添えず申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。 このたびいただきました、ご意見につきましては、今後、保護者のニーズや他都市の状況等を踏まえて検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	こども育成室/078-918-6004
76	令和5年7月	認可幼稚園の新2号の預かり保育料について	認可幼稚園に新2号認定され預かり保育を利用した場合、月額450円×その月の利用日数、または『月合計11300円』いずれか低い方の額まで無償化の件について。 昨今の経済不況により現在フルタイム(非正規雇用)で勤務しており、保育園の受け入れ先がないため認可幼稚園の預かり保育を利用しております。 7時45分から8時45分までの早朝1時間預かりと14時から18時までの4時間預かりの合計5時間×100円/30分を利用すると『毎日1000円』 21日出勤すると『2万1千円』 2万1千円から11300円を差し引くと『毎月9700円』の負担となります。 ぜひ明石市独自で世帯収入上限なく預かり保育料の補填、もしくは無償化をご検討いただけますでしょうか。	新2号認定後の預かり保育料につきましては国の幼児教育・保育の無償化が始まり、在籍園の預かり保育事業の利用における施設等利用費の償還払いの計算方法は、月額450円×当月利用日数、又は【月額上限額11,300円】のうちいずれかの低い方となります。 そのためお尋ねの21日預かり保育をご利用された場合は450円×21日＝9,450円となります。 明石市独自の制度として、第2子以降の保育料無償化、副食費無償化を実施しておりますが、預かり保育の無償化については、現在のところ世帯収入上限なく無償化を実施する予定はございません。	こども育成室/078-918-5093
77	令和5年7月	学校給食について	夏休み前の1週間は学童に行く子どもは給食が終わってしまったのでお弁当持参になっています。 温暖化が進み、クーラーをつけても涼しいと言えない教室に半日もお弁当を置いているのは食中毒の危険が高いと思います。 保冷剤を入れてはいますが、暑すぎて怖いです。 ギリギリまで給食をしてもらうのは難しいのでしょうか。子どもが食中毒になってしまわないか心配です。	本市小学校給食では授業時数や学校行事などの状況を踏まえ、教育委員会と学校が協議の上、全市で年間給食実施回数を統一して実施しております。その上で各学校がそれぞれの行事日程や児童の健康管理面等を鑑みて具体的な給食実施日程を決めております。 今後の給食の年間給食実施予定回数の検討にあたっては、学校運営計画や関係者の実情などを総合的に勘案して決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	学校給食課/078-918-5594

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
78	令和5年7月	放課後児童クラブの無償化について	明石市を先駆けとして、全国的に保育料の無償化が実践され、明石市民としても嬉しい限りです。 ところで、小学生の子を持つ親は、放課後児童クラブ利用料負担(月額8,000円ないし12,000円)が重荷となり、入学と同時に家計の不安を抱える家庭が多いと思慮されます。 そこで、保育料のみならず、放課後児童クラブの無償化(又は割引)をも、全国に先駆けて実施していただければ、保護者の不安も解消され、ひいては、市の方針である「こどもを核としたまちづくり」に資すると考えます。 明石市の予算も無限ではないため、前年踏襲を改め、民間委託等の手段を含めて、抜本的に改革することで、実現性は見えてくるのではないかと考えます。	放課後児童クラブ保護者負担金について、市民税非課税世帯、生活保護世帯については、4分の1へ減額。ひとり親家庭等の世帯については、2分の1へ減額する各世帯に応じた減免制度を実施しております。 放課後児童クラブ保護者負担金については、現在のところ無償化を実施する予定はございませんが、ご意見として承ります。	こども育成室/078-918-6004
79	令和5年7月	公立学校 体育館のエアコン設置について	体育館には空調が無く、夏は蒸し風呂状態のようです。体育館への空調設置はいつ行われるご予定でしょうか。 全校集会や終業式などが体育館で行われ、体調不良で倒れる子どももいるようです。 全児童にタブレットが配布されていますので、オンラインでの集会も検討してほしいです。もしくは、校内放送だけの簡易的な集会でも良いのではないのでしょうか。 昔とは比べ物にならない暑さです。 早期の体育館への空調設置と、集会などの柔軟な対応をよろしく願いいたします。	明石市では、昨今の暑さ対策といたしまして、全小中学校の普通教室、特別教室への空調設備の設置を完了しているところです。 しかしながら、体育館につきましては空調が設置されておらず、特に夏場は熱がこもり、非常に暑さが厳しい環境となっている状況です。 体育館空調については、全国的にも整備が推進されており、当市としても学習環境の改善としてはもちろんのこと、避難所としての観点からも必要性を認識しており、設置方法や設置時期等について今後検討を重ねてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う行動制限が緩和され、コロナ以前の教育活動に戻そうという動きがあります。一方で、コロナ禍においてタブレットが配布されるなど、学習環境にも大きな変化があり、ご提案いただきました通り、暑さ対策として、タブレットを活用した形でのオンライン集会等も有効であると考えられます。 熱中症等を防止するため、各学校にはしっかりと暑さ対策を行うよう周知しているところですが、今後も厳しい暑さが続くことが予想される中、各学校には引き続き状況に応じた柔軟な対応を行うよう案内してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 教育企画室学校管理担当課長 教育企画室学校教育課長	教育企画室学校管理担当/078-918-5197

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
80	令和5年7月	市立小学校 校門施錠等セキュリティについて	警備員が駐在していますが、校門が常に開いている状況です。幼稚園・小学校・中学校全て同じ敷地にあり、どの門も常に開きっぱなしです。 不審者侵入の事件も多く発生している中、なぜ校門を閉め、施錠しないのでしょうか。 保護者の吊り下げ名札も無いので、警備員が駐在していたところで無確認でそのまま誰でも敷地内に入れる状況です。 学校での対応では難しい部分もあると思いますので、明石市が予算をかけて子ども達の安全を守る設備を設置してください。 電子錠やカメラ付きインターホンの設置が難しいのであれば、せめて登下校時間以外は門を閉めてください。 学校に来る人を警備員が都度確認するようにしてください。	本市では、学校園への不審者侵入による子どもへの被害を防止し校内の安全性を確保するため、市立小学校、幼稚園の門につきましては、原則として閉門施錠するとともに、警備員を配置し来校者の確認を行うこととしています。さらに、全校門に24時間監視の防犯カメラ及びセンサーを設置し、遠隔による監視体制も実施しております。 しかしながら、当該小学校正門につきましては、正門前が三差路交差点内である上、横断歩道が設置されており、道路交通法第44条により駐停車禁止場所となっているため、校門を閉門し、交差点内に車両を一時的であるとはいえ停車し開門することができず、現状では正門は閉門できない状況となっています。 来校者の名札につきましては、2学期より小学校全保護者とコミセン利用者に配付いたします。また、中学校保護者には今年5月に名札を配付しており、幼稚園保護者にも入園証の配付済みであることを確認しております。 今後は、警備員が校門付近に常駐し、来校者に対する声かけや名札確認等により、来校者の身分や来校目的等の確認を徹底し、不審者の侵入を防ぎ学校園の防犯力の向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	教育企画室青少年教育担当/078-918-5057
81	令和5年7月	ベビーシートの貸し出しについて	交通安全協会のベビーシートの貸し出しについての要望です。 貸し出し予約が出産予定日の2ヶ月前から可能とのことで、2ヶ月前ちょうど今日の午前中に予約の連絡をしましたが、予約が殺到しているため予定日の1週間前の日程以降でしか予約できないとのことでした。 出産予定日の1週間前という日程は既に子どもが生まれてしまっている可能性も高く、妊婦としても運転が難しくなっていたりするほどギリギリの時期なので、正直不安です。 また、もしもこの日程で受け取りに行けない場合はキャンセル扱いになり、更に待たなければならないということでした。 子育て世代の人口増加に伴ってベビーシートの貸し出し数が不足しているように思います。貸し出し数を増やすか、予約の日程を早めることを検討していただけないでしょうか。 また、代理で親族が受け取りに行くことはできず、必ず妊婦か旦那が受け取りに行かなければならないとのことなのですが、そのあたりの制限も緩和していただけないでしょうか。 とてもありがたい制度なので、改善をしていただけると嬉しいです。	ベビーシートの貸し出し予約について、出産予定日の1週間前になってしまったことについて、誠に申し訳ございませんでした。 予約については、出産予定月の2か月前の第1月曜日から受付できることとしておりますが、9～10月は例年予約が集中する時期でもあり、現在予約数が在庫数を上回っているため、お待ちいただくことになってしまいました。 ご指摘の台数の不足や予約時期については、今後の課題として改善できるよう交通安全協会とも協議してまいります。 また、代理の方の受け取りについては、ベビーシート貸出時に取付けや安全面についての講習を実施しており、実際にお子様を車にお乗せになる保護者様に受け取りと講習の受講をお願いしております。ご理解賜りますようお願いいたします。	こども育成室/078-918-5093

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
82	令和5年7月	夏休み中の部活動登校について	部活動中の熱中症について心配しています。 中学校までは片道徒歩30分の道のりです。この暑さで、登下校だけでも熱中症の心配があります。夏休み中の部活動は自転車通学を認めてほしいです。 熱中症運動指針の目安を見ながら部活の練習を中止するなどの判断はされないのでしょうか。	本市では、環境省が発表している熱中症警戒アラートや熱中症予防サイト「暑さ指数(WBGT)の実況と予測」等を参考としつつ、各校に配付しているWBGT測定器にて活動場所を計測し、熱中症予防指針の基準値により学校教育活動の実施の可否を判断するよう各学校に指導しています。 特に、体育や部活動中の熱中症予防については、(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」に記載の「運動に関する指針」を基に、暑さ指数が31℃以上となった場合、運動は原則中止とするなど、実施の可否を判断するよう各学校に指導しています。 また、運動を行う場合であっても、適切な水分・塩分補給を行う環境を整備することや、万が一、熱中症の疑いがある場合は、水分・塩分補給のほか、体温の冷却、病院へ速やかに搬送を行うこと等も併せて指導しています。 登下校に自転車の使用は認められておりませんが、熱中症対策として、日傘や首を冷やすタオルの使用、涼しい服装での登下校などもご検討ください。また、命の危険を感じるほどの気温の場合は、部活動への参加は避け、家庭での待機をご判断ください。 先日、部活動の帰宅中に熱中症とみられる症状で中学生が亡くなった痛ましい事案を受け、本市でも同様の事案が起こらないよう、各学校に対し、改めて、適切な対応をとるよう周知徹底を図っております。 もし、危険な状況にも関わらず、運動等を行っていることが確認された場合は、市教育委員会までご一報くださいますようお願いいたします。 今後とも、本市教育にご理解、ご支援くださいますよう、お願い申し上げます。	学校教育課/078-918-5055
83	令和5年8月	不登校について	全国各地で不登校特例校や町などで学区を区切らない方向に進んでいるように思います。我が子も他人事ではなく、学校区の学校には通うことができていません。 フリースクールや不登校の子どもの居場所を確保して単位が取れるようにすることに力を入れて頂きたい。どんな子どもにもその子に合った学びの場をお願いします。通うべき学校への所属の区切りがあるため、毎週顔を出さなければいけない苦痛や連絡を改善して欲しいです。	本市におきましては、学校へ登校しづらい児童生徒への支援として、以下の施設を開設し支援をしているところです。 ・「もくせい教室」(明石市教育支援センター)を市内3か所に開設し、お子様の支援にあたっています。 ・家庭でも学校でもない、第3の居場所として「あかしフリースペース☆トロッコ」を開設しています。 今後も、学校へ登校しづらい児童生徒が学校以外の場所で活動できるよう環境整備に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 また、このたびご意見いただきました保護者様の切実な思いにつきましては、市教育委員会としましても、直接お電話あるいは、面談にて、保護者様の思いやお子様の様子などについて、詳しくお聞きし、適切な支援について、学校や関係機関と連携を図りながら、一緒に考えてまいりたいと存じます。 よろしければ、平日の午前8時55分から午後5時40分までの間に市教育委員会 児童生徒支援課 生徒指導係(電話番号:918-5096)までご連絡いただけると幸いです。	児童生徒支援課/078-918-5096

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
84	令和5年8月	小学校の体育館の設備について	新学期が始まりました。子供に聞いたところ、小学校の体育館では扇風機が4、5台稼働しているそうですが、やはり汗だくで体育をしているようです。 学校の体育館もこの気温では冷房設備は必要だと思います。なかなか体調は子供が自分では伝えられないだろうし、親の目も無いところだと心配です。また、何かあっても学校ではすぐに救急車も呼ばない状況がある、と聞いたこともあります。 学校の施設は全て冷房設備完備にしてあげてほしいです。 後、何かあった時に親が駆けつけられなくてもすぐに救急車へ搬送できる環境を作ってほしいです。	明石市では、昨今の暑さ対策といたしまして、全小中学校の普通教室、特別教室への空調設備の設置を完了しているところです。しかしながら、体育館につきましては空調が設置されておらず、特に夏場は熱がこもり、非常に暑さが厳しい環境となっている状況です。 体育館空調については、整備内容など設置にかかる課題を整理し、検討を重ねてまいりたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 また、体育館にて運動を行う場合であっても、適切な水分・塩分補給を行う環境を整備することや、万が一、熱中症の疑いがある場合は、水分・塩分補給のほか、体温の冷却、病院へ速やかに搬送を行うこと等を各学校に指導しています。 もし、緊急時に関わらず、救急搬送を要請しない状況などが確認された場合は、市教育委員会までご一報くださいますようお願いいたします。 この夏、熱中症とみられる症状で亡くなるという痛ましい事案を受け、本市でも同様の事案が起こらないよう、各学校に対し、改めて、適切な対応をとるよう周知徹底を図っております。今後とも、本市教育にご理解、ご支援くださいますよう、お願い申し上げます。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197 学校教育課/078-918-5055
85	令和5年8月	子育て支援センターおおくぼの階段について	子育て支援センターおおくぼの図書室に上がるための階段にこども用の手すりがないため、下の子を抱っこ紐で抱きながら上の子を歩かせて登るのに片手を繋ぐしかなく、いつもヒヤヒヤします。こども用の手すりを設置して頂けると有り難いです。 また、夏場は空調がなく、換気もできないのか、外に居る時よりもとても暑く感じます。子どもを連れていってどうしてもゆっくり登ることになり、階段を登るだけで子どもも汗だくです。 エアコンを設置するなど、改善してもらえると嬉しいです。	直ぐに、当センターの階段室の手すりの状況と室温について現地確認させていただき、ご意見のありました通り、こども用の手すりの未設置と室温の高さについて確認させていただきました。 限られた予算の中で、どのような対策が出来るか、関係課と協議しながら総合的な観点から検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう宜しくお願いします。	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597
86	令和5年9月	一時保育の増設希望	大久保に住み、0歳双子の子育中です。 まだ保育園に通っておらず1人で双子を自宅保育しており、自身のつかの間の休息として、パピオスの一時保育を月に数回利用しています。ただ、利用者が多いのか予約が取りにくく、明石駅にしかないのも、大久保駅に一時保育施設の増設を心から希望します。	パピオスあかしの一時預かりのご利用に関し、ご不便をお掛けし申し訳ございません。現在、本市ではパピオスあかしの一時預かりの他、民間の教育・保育施設での一時預かりを14施設で実施しております。可能であれば、こちらのご利用もご検討いただければと思います。詳しくは、下記一時預かり事業実施施設一覧より、利用希望施設に直接お問い合わせくださいますようお願いいたします。この度いただきましたご意見は、今後の保育行政の取組の参考とさせていただきます。 https://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/ikusei_shitsu/hoiku/documents/itijiazukari_tiran_202307.pdf	こども育成室/078-918-5093

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
87	令和5年9月	校区外の小学校への入学について	小学一年生になる子どものことについて、指定された校区の小学校は遠く、ちょうど複数の校区の境界地域にいるようで、近くに住んでいる保育園のお友達や小学生の子どもは皆ばらばらの学校で、指定校の情報が入りにくい状況にあります。現在加入している町内会も指定校の校区ではないため、指定校区の情報を知る術がありません。 また、指定校は遠く、交通量も多く川の横断もある通学路を一人で登校させるのもとても心配です。身近に指定校への就学や登校のことを相談する人もおらず子どもも私も不安でいっぱいです。 3度程明石市教育委員会に電話で校区外入学について問い合わせと相談をしておりますが、結局解決しないまま今日まで来ております。原則校区外就学は認められないのは分かっておりますが、小学一年生はまだまだ幼いですしかなり頼りないです。何かあったときに遠くの小学校まで一人で通わせてしまったことをひどく後悔すると思います。とはいえ生活もあることであり、母親である自分が仕事を辞める、という選択を容易にすることもできません。 ぜひ子どもの安全と安心のために、校区外入学を認めていただけませんかでしょうか。仕事を頑張りながら安心して子育てができるように、保護者の多様な意向、事情にご配慮いただけたら幸いです。	① 区域外就学について 明石市では、住所地ごとに校区を指定しており、高丘小中一貫校を除いては、原則として住民登録地の指定する学校(指定校)への就学していただきます。一方で、保護者が就労により留守家庭になるなどの理由に該当する場合には、申請により指定の変更が認められることがあります。生憎ではございますが、今回お申し出の理由では、指定外就学を許可することはできません。 しかしながら、共働きとのことですので、保護者が就労により留守家庭になることを理由に、ご親戚やご友人宅にお子さまを預け、預け先の指定校に通学させるということで、申請により指定外就学を許可することはできますので、ご一考くださいますようお願い申し上げます。 ② 通学路の安全について 学校までの距離が遠く、安全について不安であるという点につきましては、明石市では児童生徒が安全に通学できるように通学路を設定しております。通学路の安全について個別のご相談がある場合には、明石市教育委員会事務局学校教育課(TEL)078-918-5055にお問い合わせください。 ③ 校区の境界について 本市の通学区域は、通学路や通学距離に加え、学校が設立された歴史的経緯、自治会の区域など、さまざまな要素を複合的に判断して設定しております。 また、指定校以外を選択できる地域(特例地域)についても、同様の経緯等を踏まえて設定しております。 せっかくのご要望ですが、お住いの地域においては、通学区域を変更する予定はございません。 住所地ごとに校区を指定しております都合上、校区境の近くの地域が生じてまいります。 また、地域により学齢の近い子どもが多いこともあれば、少ないこともあります。 何卒、ご理解くださいますようお願いいたします。 ご意見等を参考に、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を充実するとともに、安心して学べる質の高い教育環境を実現できるよう取り組んでまいります。 今後も本市教育施策へのご理解、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。	教育企画室教育総務担当/078-918-5054
88	令和5年9月	大久保小学校送迎車のマナーについて	大久保小学校の登下校時間など、西門前に多くの路上駐車があります。近隣住民の通行の妨害になっており、小学生や老人が歩いていても構わずに危ない走行をしています。 実際に路上駐車する車が通行人にぶつかりそうになっているところも何度も目撃しており、自身も車がぶつかりそうになったこともあります。 以前は車での送迎を禁止していたと思うのですが、事故が起こる前に規制していただけないでしょうか。	路上駐車は近隣住民の方への迷惑行為となるばかりだけでなく、渋滞の原因、交通事故の発生原因にもなる大変危険な行為です。 大久保小学校では、車での送迎を禁止しており、また、保護者への周知もしておりますが、改善が不十分な現状がございます。 引き続き、路上駐車をすることがないよう保護者に周知徹底することを、大久保小学校に指導しておりますので、しばらく経過を見ていただけないでしょうか。 宜しくお願い致します。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
89	令和5年9月	病児保育と学童の拡充について	病児保育と学童の拡充をお願いします。 フルタイム勤務をしていると、子の体調不良で仕事の両立が難しく、また、西江井島病院と明石市立市民病院だけでは間口が狭く限られております。 大久保病院や他の小児科など、多数の場所で病児保育をお願いしたいです。 また、山手小学校の学童も拡充していただくなど、もっと共働き世帯に優しいサポートをお願いします。	現在、市内2か所の病児・病後児保育施設において、9名の受入を実施しているところですが、他市と比較しても人口に対する施設数及び定員数が少ない状況です。より多くの方に病児・病後児保育施設をご利用いただくため、明石市立市民病院の「病児保育室にこ」において受け入れ枠の拡張を行い、併せて3か所目の病児・病後児保育施設として事業者の公募を実施し、新規開設の準備を進めているところです。 続きまして、放課後児童クラブの拡充について回答いたします。 明石市の放課後児童クラブについて、現在待機の児童はおりません。 例年翌年度の入所数を見込むためのアンケート調査を実施し、余裕教室の改修等により、施設の確保を行っております。 この度いただきましたご意見は今後の病児・病後児保育と放課後児童クラブの取組の参考とさせていただきます。ありがとうございました。	こども育成室/078-918-5093
90	令和5年10月	明石市中学校	中学生のカリキュラムが詰め込まれすぎて苦しんでいます。 授業はささっと流すだけで身に付くような内容ではなく、家でフォローするにも全教科となると膨大で睡眠時間もまともにとれません。 体育で、心身の健康のためには「運動」「食事」「睡眠」が大切と習いましたが、皮肉な程実践できません。主要教科だけならまだしも、受験には副教科も大事だからと、副教科も課題は多いしテスト範囲は広く、心身ともに疲弊しています。 子どものまち明石市ならば何とか改善されませんか。	公立学校では、国が定めた学習指導要領の内容を着実に実施し、その内容が子どもたちに定着できるよう、各校の実情に応じた計画を立てて教育活動を実施しています。 中学校では、学習指導要領が3年前に全面改訂されました。その内容は、前回のものより増えています。ご指摘のとおり、教えなければいけない内容が増えたために、各校におけるカリキュラムが詰め込まれているように感じてしまうのは事実であります。(教科書も分厚くなっています。)したがって、各校において、生徒の負担にならないよう、学校行事を精選する等教育活動を工夫して計画しています。今後も引き続き改善を重ね、また、充実した教育内容となるように市教育委員会とともに推進していく予定です。 また、各校における教育内容については、学校長のもとに計画を作成し、実施していますので、ご意見をいただきました内容につきましては、学校訪問を実施し、聞き取りを実施したいと考えています。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
91	令和5年10月	LGBTQ +施策について	明石市のLGBTQ施策はかなり偏った過激なもので、市民や子どもたちにとって必ずしも良いものだとは思えません。 娘が数年前学校から、LGBTQに関する配布物を持ち帰ったことが何度かありましたが、LGBTQについてここまで踏み込んで多感な第2次成長期にある小中学生にわざわざ市が教えることでしょうか。もちろん差別は良くないことですが、LGBTQ +の人達を特別に挙げて差別はいけない、市民は寛容でなければならないとするのは押し付けです。	本市では「いつまでもすべての人が大切にされるやさしいまちづくり」の一環としてLGBTQ＋／SOGIEに関する取組を進めています。 ソジエ（SOGIE:性的指向、性自認、性表現の頭文字を並べた総称）は、誰もが持つ性のあり方をあらわす要素です。ソジエに関するテーマについては、LGBTQ＋だけでなく、すべての人が当事者となります。市では一人ひとりがソジエについて考え、その多様性の中で数が少ない人であるLGBTQ＋も尊重され、差別されることのない「ありのままだけ」のまちの実現を目指しています。 社会は「多くの人が属するソジエ（異性を好きになり、身体の性別と自認する性別が同じ）」を中心に動いています。「見えないマイノリティ」とも言われるLGBTQ＋は、外見から分からないことも多く、そのため、LGBTQ＋の抱える困難や困りごと、近年まで社会に知られないままでした。 明石市では2020年よりLGBTQ＋／SOGIEに関する施策を展開していますが、市内においては未だ理解が進んでいとは言えず、差別は根強く残っており、LGBTQ＋の人たちが安心してカミングアウト（自分がLGBTQ＋であると誰かに伝えること）できる環境にありません。 LGBTQ＋の中でも、とりわけ小学生や中学生、あるいはもっと幼い子どもたちは、自分を「おかしい人」「変な人」「みんなとは違う人」さらには、自分のソジエについて「だれにも話してはいけないこと」「自分でも肯定してはいけないこと」と思い、誰にも話せず悩み、自ら命を絶つということもあります。大人になって「子どもの頃が一番つらかった」と話すLGBTQ＋は多いです。 社会が多様な性のあり方を「あたりまえ」として受け入れ、LGBTQ＋の子どもたちが、自分を肯定して生きられるよう、市では学校と連携して取組を進めています。何卒、趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。	インクルーシブ推進室 /078-918-6037
92	令和5年10月	教材	夏休みに明石へ引越してきました。 以前、住んでいたところでは、学校・園で必要なものを購入する際、お下がりを使うことも許されていたいました。こちらでは、全員購入となっておりますが、それはどうしてですか。一括で購入するほうが安くなるからですか。兄弟がいる場合、同じものを購入する必要はないと思いますし、物価が高くなっている今、そういったところで節約できるとは思えないのでしょうか。	幼稚園の場合、初めての集団生活になる場合が多いので、個人の持ち物について、安全で正しい使用方法を知らせる必要があります。その際、同じ形状の方が、幼児は教師の指示が理解しやすく、また身につけやすいといった点で、はさみ・のり・マーカー等は入園される皆さんに同じ物をご購入いただいています。カラー帽子等、そういった目的がない用品については、個別対応をする場合もございますので、該当園へご相談ください。 こども局こども育成室 明石市としては、学校で必要なものを購入する際、原則全員購入とはしていません。それぞれのご家庭の状況に応じて個別対応させていただいております。 ご相談される場合は、直接該当校にお問い合わせ願います。 よろしくお願いいたします。 教育委員会事務局学校教育課	こども育成室/078-918-5149 学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
93	令和5年10月	ヤングケアラー施策について	明石市のヤングケアラーの相談窓口をみたところ、電話とFAX、メールで受け付けをしているようですが、それだけでは不十分と考えます。 他の自治体では、LINEを通して相談しやすい体制を整えています。子どもにとって身近なLINEを使用することはマストで、FAXや電話はこどもにとってハードルが高いです。 そこで、明石市はLINEの相談窓口を開設する考えはあるのか、すでに検討しているのかお聞きしたいです。 次に、神戸市などでは、ヤングケアラー施策として弁当の宅配サービスやヘルパーの派遣などを行なっていますが、明石市はそれらの支援を行う考えなのか。すでに検討、準備の段階なのかお聞きしたいです。	ヤングケアラー支援の取組について、本市においては相談ダイヤルの設置、チラシを活用した啓発、支援者に対する研修等のほか、個別事例については支援関係各課等が連携し一体的な支援を実施しています。 一方、LINEを活用した相談及び配食サービスに関しては、兵庫県が本市や神戸市を含む県内全域を対象にして実施しているところです。さらに明石市内にお住まいの方から兵庫県の窓口への相談や配食サービスの利用申請があった際には、状況等に応じて兵庫県と本市が情報共有するとともに、相談者や利用者に対し市として支援を実施する場合もあります。そうしたことから、本市としては、兵庫県が実施するLINEを活用した相談及び配食サービスについて、市の各種相談窓口とあわせて広く周知に努めるなど、連携協力していきたいと考えています。 また、新たな施策立案や既存施策の拡充等については、個別事例の支援等を重ねていく中で市として広く求められている支援について把握するとともに、先進市の事例等も参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えています。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	地域共生社会室共生社会づくり担当/078-918-5292
94	令和5年10月	小学校PTAについて	学校で配布されたPTAのプリントについて、家庭数というゴム印と思われるものが押してありましたが、これはいつも学校が配布するプリントにも押してあるものと同じです。公費で購入する学校備品を任意団体であるPTAが使用しても良いのでしょうか。また、用紙はいつも学校から配布される用紙と異なっていましたので、PTAが別に用意したものと思われるのですが、おそらく学校の印刷機を使用して印刷しているのではないのでしょうか。インクは都度入れ替え可能ですが、印刷機のリース代や電気代などは適正な根拠に基づいて算定された金額を、PTAが公的機関である明石市もしくは学校へ支払っているのでしょうか。 また、プリントに「ご質問はPTA役員まで」と記載がありますが、連絡先が記載されておらず連絡できません。学校にかけろと言われるかもしれませんが、学校自体はPTAと別組織なので連絡先としては不適切かと思います。さらに、任意団体であるPTAの連絡先が公的施設の学校と同じ電話番号を共有していることも公私混同ではないのでしょうか。また、PTA活動についてのプリントに「ご興味がある方は、ぜひ学校までお問い合わせください」と記載されていますが、なぜ任意団体であるPTAのことを公的機関である学校が問い合わせ先なのですか。 以上PTAを所管する部署としての見解をご教示頂けると幸いです。	明石市におけるPTA活動に関心を持っていただき、ありがとうございます。社会教育関係団体の育成等を所掌しております教育委員会事務局教育企画室青少年教育担当です。 まず、一般的にPTA(Parent-Teacher Association)は、学校児童の保護者(Parent)及び学校教職員(Teacher)により構成され、児童の健全な成長を図ることを目的とする任意の団体(Association)であり、社会教育関係団体として認識されています。 ご質問いただきました、小学校PTAにつきましても、同校の児童の保護者及び学校教職員で構成されており、同校PTA規約により、その活動目的は「児童の健全な成長を図ること」とされていますので、市・教育委員会では、同校PTAは社会教育関係団体であると認識しているところです。 さて、ご質問いただきました件について、以下のとおり当課の見解をお伝えいたします。 ①ゴム印の使用について 学校に備えているゴム印等の物品の使用については、これまで、PTAが社会教育関係団体であるとの認識のもと、学校に通う全ての児童のために活動されているPTAの趣旨に照らし、PTAと学校の連携・協働関係の中で、特に問題となることなく慣例的に行われてきたものです。 ②印刷機の使用及び使用料について ①と同様に行われており、使用料の請求は行っておりません。 ③PTAの連絡先について 一般的にPTAでは、役員の個人情報保護などの観点から、PTA当事者の一員である学校教職員(教頭など)が窓口となっているケースが大半で、〇〇小学校に限らず、市内の学校PTAの連絡先は、その学校とされています。さらに、〇〇小学校PTAでは、規約により「事務所を〇〇小学校内に置くもの」とされており、PTAの連絡先を学校とすることについては、特に問題はないと思われます。 しかしながら、学校の電話番号をPTA事務局が共用することについては、それが適切なのか検討が必要であると考えております。	教育企画室青少年教育担当/078-918-5057

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
				この度のご質問ご指摘を受け、各校の実態を精査するとともに、他都市の状況等も参考に、適正な取扱いについての検討を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	
95	令和5年10月	放課後児童クラブの料金と時間について	放課後児童クラブの金額について、出来る限り低くなるよう工夫していただきたいです。時間についても18時か18時半にして欲しいです。料金は神戸市と比較して3千円程の差があります。加古川市はほぼ同じですが、預かる時間が長くなっています。ご検討よろしくお願いします。	1点目の放課後児童クラブの料金についてです。放課後児童クラブの運営については、保護者負担金と国や県からの補助金、市からの支出負担により運営を実施しており、現在の保護者負担金の金額を設定しています。また、経済的弱者への配慮から「生活保護受給世帯」「市民税非課税世帯」「ひとり親家庭等の世帯」の各世帯区分に応じて保護者負担金の金額を設定しています。放課後児童クラブでは、保護者の方が安心してお子様を預けていただけるよう、安全に過ごせる環境整備が重点課題となりますが、支援員の配置や施設の補修等には経費が必要となっております。最低賃金の上昇による人件費や物価高騰による修繕費等の増加を見込んでおります。2点目の開所時間についてです。通常時間として17時まで開所しております。さらに、延長時間については最長19時まで開所しており、必ず保護者のお迎えが必要となっております。なお、延長時間については、別途延長利用料金が必要となります。放課後児童クラブに関する保護者負担金、開所時間については、現在のところ内容の変更をする予定はございませんが、ご意見として承ります。ご理解の程、よろしくお願いします。	こども育成室/078-918-6004
96	令和5年10月	小学校のiPad利用方法について	学校から、iPadを連絡帳の代わりに使う指示を受けており、毎日持って行き、持ち帰る使い方になっています。低学年の時は、連絡帳でしたが、今年からこのような使い方になっています。これまで使っていた紙の連絡帳よりも重く、読み書きする機会も減るので、iPadを連絡帳の代わりにする意義・意図が分かりません。宿題の課題でiPadを使うことはないの、基本的には学校保管、使用は授業のみ、家には持ち帰らないような使い方にしていただきたいです。	お問い合わせの件につきまして、本市では、子どもたちが自宅でもより深い学びを得られること、また自分に応じた学習を進めることができることをめざし、昨年度より、市内の各校で、タブレット端末の持ち帰りを順次すすめているところです。また、タブレットの使用用途は各校で定めており、お子様の小学校では、宿題として、調べ学習や音読の録音、授業の振り返りの入力などを行ったり、紙面の連絡帳と併用してタブレットを用いたりしています。しかしながら、ご家庭によって諸事情がございますので、タブレットの持ち帰りについて、一度小学校にご相談されてはいかがでしょうか。何卒、ご理解賜りますようお願いいたします	学校教育課/078-918-5055
97	令和5年11月	3歳以上の新2号も完全無償化	現在明石市での施策は、新2号のみ完全無償化ではなく一部負担となっております。これでは全ての子供に平等ではありません。保育園に入れない方、こんなご時世だから働きたい方、たくさんいらっしゃいます。今の状態だと、月2万を3ヶ月分立て替えて3ヶ月後やっと半分返ってくるような感じです。以前同じような意見を書いたところ、「今の明石ではこういう施策になってます」という意味不明な返事が返ってきました。改善してください。	現在明石市では、教育・保育施設等の利用料について、国の幼児教育・保育無償化制度に基づき給付を行っております。ご指摘の新2号の無償化については、認可外保育所の利用料や幼稚園等の預かり保育料に関して上限が設けられております。これは、保育所等の利用者との公平性の観点から、上限が定められたものであり、上限無く無償化することが逆に公平性を欠くという国の考え方によるものです。ご理解の程、よろしくお願いいたします。	こども育成室/078-918-5093

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
98	令和5年11月	公立幼稚園の送迎方法について	来春からの幼稚園への入園を考えるに当たり、園から自宅までおよそ2キロの距離があり、また下の子ともいるために送迎方法が「原則徒歩」であることに加え「就労家庭に限り自転車送迎可能」であることに絶望感を抱いています。公立幼稚園以外の、自転車や車送迎可能なこども園を申し込みましたがどれも落ちてしまいました。 2キロを徒歩で子連れとなると1時間前後時間がかかるであろうと予想しており、往復1時間半以上はかかる予想です。 最近では明石市への子育て世代の転入も多く、校区の範囲も変わり、より遠くの幼稚園へ行かなければならない家庭も増えているのではと感じます。専業主婦で時間があると言いましても、送迎時間に取られる時間が少ないに越したことはありませんし、核家族で親の体力も限られています。自転車通園が可能になってくださるととても心強く思います。 市としてご検討して頂ければ有り難く存じます。	ご自宅から幼稚園までの距離がおよそ2キロあり、幼稚園に通われるお子様だけでなく、きょうだい児のお子様を連れての送迎となるとのこと、不安なお気持ちお察し申し上げます。 市立幼稚園は、園区内就園であることと、各園十分な駐輪スペースの確保が難しいことから、原則徒歩での通園をお願いしているところです。就労などの要件があるご家庭については自転車通園を許可しておりますが、それ以外の方においても一律に徒歩通園にするのではなく、お子様やご家庭の状況などに応じて個別に対応させていただく場合もございます。 一度ご入園予定の園へお問い合わせいただけたらと思います。	こども育成室/078-918-5149
99	令和5年11月	給食内容について	給食に家庭でほぼ食べないであろう多国籍料理を出すのをやめてほしいです。韓国料理が出た日は、白ご飯しか食べられなかったと聞きつらいです。 また、うどんと白ご飯がでる等炭水化物ばかりの日もあり、変な献立はやめてほしいです。	学校給食での韓国料理や多国籍料理の提供に関してですが、本市学校給食では国や地域の食文化継承等のため和食を提供する一方、韓国料理をはじめとする世界の料理を提供することで、世界の食文化などへの興味や理解を深めることに役立っています。韓国料理については児童生徒に人気があり、残食が少ないといった傾向がございます。 次に、うどんと米飯など炭水化物ばかりの日もあるというご意見ですが、栄養価、嗜好性に加え、豊富なバリエーションを求められる中で、米飯とうどんの組み合わせは、うどんを様々な食材も多く使用した一種の汁物として捉えて1食全体で栄養バランスが偏らないように配慮した献立となっております。 これらの献立に関しては、学校長、PTA、栄養教諭、食育担当教諭等で構成された「献立調理委員会」で審議して決定しています。今回いただいた意見を参考にしつつ、献立調理委員会や児童生徒、学校関係者等の声をしっかりと聴きながら、よりおいしい給食が提供できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	学校給食課/078-918-5594
100	令和5年12月	子育て支援センター(パピオス5階)について	子育て支援センターの職員の在り方、態度に体質改善を求めます。 現在ほとんどの職員が中央でパソコン仕事や談笑、私語をしている状態で、中央のセンター的なところから出ず、子どもと関わることはほとんどありません。もっと子どもと関わったり、遊びや片付けの手伝い、母親のサポートや相談に乗ることを仕事の中心にしてほしいです。 話しかけてくるのは主に、「片付けてください」「危ない遊び方をしている、見守ってください」と注意される時だけですが、こちらは2人の幼児を連れて、夜泣きの寝不足で辛く、遊びに来ているというよりは、少しでも手を借りたくて来ている。そういう時に、ほんの少し片付けを手伝うことすらしてくれない。安全管理などが全て親の責任であることはもちろんわかっていますが、あまりに冷ややかな態度に悲しくなりました。 ハレハレのスタッフさん達は本当に意識が高く素晴らしいので、もうそろそろにしか行かなくなるとは思いますが、今後の方々のために、支援センターの方も過ごしやすい環境になってほしいと願い初めて投書させていただきました。	この度は、あかし子育て支援センターをご利用いただいた際に、大変ご不快な思いをおかけし、誠に申し訳ございません。お詫び申し上げます。 当施設のご利用者様が安心・安全にそして気持ちよく過ごしていただくために、ご利用いただいている全てのご利用者様に、ご自身のこどもの見守り、おもちゃの片付けなどをお願いしているところであり、その場の状況によっては、ご利用者様にお声がけさせていただいているところです。この度のお声がけさせていただいた内容は、当施設をご利用いただく上では、必要なお声がけであったと考えております。 ただし、ご利用いただくご利用者様の状況によっては、お声がけする言葉やタイミングなど、改善すべき点もあると考えておりますので、この度いただきましたご意見を、職員全員に共有させていただき、今後ご利用者様にこのような不快な思いをおかけすることがないよう、努めてまいります。 今後におきましても、地域の親子が気軽に立ち寄って交流できる場所になるよう努めてまいりますのでご理解・ご協力賜りますようお願いいたします。	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
101	令和5年12月	中学校のクラス人数につきまして	大久保北中が2年生からは1クラス40人の詰め込みになるときました。現在でも生徒に目が行き届かず、学習も流れで個人任せになっているのに、それがより悪化すると危惧しております。 先生方がおっしゃるには、35人ぐらいまでならまだしもそれを超えると一人一人みられなくなってしまうとのことです。 国の学習指導要領が悪いと思うのですが、今の中高生は詰め込みすぎ(副教科も含め)で疲弊している毎日です。 いじめ等だけでなく、学習の進め方や一人一人をみられない体制のせいで不登校や自殺も増えているのではないかと思います。 子育ての街・明石だからこそ、生徒や教員のことを考え、子供がのびのびといられるよう改革してほしいと願います。	中学校の学級数は、国の規定では、1クラス40人となっていますが、明石市では、令和2年度より中学校1年生のみを35人学級で編成しています。2年生以降の実施につきましては、1年生での実施状況等を検証しながら検討していく予定です。	学校教育課/078-918-5055
102	令和5年12月	幼稚園利用、主婦の働くための意見	明石市在住、共働きで2人の子供がおります。 妻が、60時間以上働かないと働いてないと認定されるという理由で、現在利用している幼稚園の預かり時間を短縮するよにとの通達を幼稚園側から受けました。この60時間以上という時間の定義はなんですか。超えないと働いてると認めない、会社に契約を結んでいる以上、何時間だろうが働いてることになりますよね。 また、その時間を超えるためには幼稚園の利用時間を短縮されては不可能で、働くために利用する幼稚園を制限されるのは明らかな矛盾です。 本当に住みやすく働きやすいを目指すのであれば、働く主婦の方々の意見や現実をしっかり受け止め、真摯に理解し改善する必要があるのではないのでしょうか。	市立幼稚園では、就労時間が月64時間に満たない場合も優先利用としてその就労時間と通勤時間を考慮した預かり保育を利用することが可能です。ただし、月64時間以上の就労を理由として預かり保育認定を受ける場合(預かり保育料の5割引)と、月64時間未満の就労を理由として優先利用する場合(預かり保育料の2割引)では預かり保育の料金が変わります。また、施設等利用給付認定(預かり保育料の無償化のための認定)についても、月64時間以上の就労が必要となります。同様に、令和6年度からの明石市立幼稚園のこども園化に伴い、保育所部分の利用を希望される場合も月64時間以上の就労が必要となります。 なお、教育、保育給付認定(保育所部分の利用のための認定)及び、施設等利用給付認定(預かり保育料の無償化のための認定)については、子ども・子育て支援法及び同法施行規則、明石市保育の必要性の認定に関する基準等を定める規則において月64時間以上の就労が認定に必要な要件となっております。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	こども育成室/078-918-5093
103	令和6年1月	各校のスクールガード人数について	令和5年10月発行の「スクールガードあかし通信」において、市内のスクールガードが計4000人を超えたと記載がありました。単純計算で1校あたり140名ほど在籍していることとなりますが、当方の校区では30名もおらず、学校によってかなり偏りがあるように感じます。 ボランティアである以上偏りが出るのは仕方ないのも重々承知しておりますが、子供の安全に直結する以上、人数が少ない校区で積極的に参加を呼びかけるとか、警察に協力してもらい立哨してもらうなどできないでしょうか。	現在、明石市内で約4,000人のスクールガードの方々が、子どもたちの登下校時の通学路上の見守りなど子どもたちの安全対策に取り組んでいただいております。人数の多い校区では400人以上登録がある校区もありますが、人数の少ない校区では20人程度の校区もあるという現状でございます。 スクールガードの活動内容については、「都合の良い時間に都合の良い場所で見守り活動を行う」を基本とし、各小学校区の状況に応じ無理のない範囲での児童の見守り活動にご協力をいただいております。 教育委員会で危険箇所等把握した際や不審者事案が発生した際につきましては、警察にも立哨やパトロール強化等協力を依頼しているところです。 今後も、高年クラブや自治会、保護者など広くスクールガードへの加入を呼びかけながら、参加拡大を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	教育企画室青少年教育担当/078-918-5057

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
104	令和6年1月	明石市民おやこスキー教室について	教育委員会が後援し、1月中旬に開催される明石市民おやこスキー教室に参加予定でした。 スキー教室の対象が小学生以上とのことで、教室には参加しないが幼稚園児の兄弟も同行が可能か事前に問い合わせし、快諾いただいたので家族4人で申込みしました。 その後、当選の連絡があり喜んでいたら、12月30日に突然電話で、役員会議で幼稚園児以下は参加できないと決まったと連絡がありました。未就学児の長時間のバス乗車の可否が理由とのことでしたが、急な決定となった理由の説明が不足しているように感じました。 これまでに何かトラブルがあったのでしょうか。役員というのはどの組織の役員の方なのでしょうか。なぜ直前の決定となったのでしょうか。事前に問い合わせもし、本申込書にも年長、年中以下の料金やバス利用の案内もあったにもかかわらずこのような対応で大変残念な気持ちです。事の経緯をご説明いただけますと幸いです。	この度は、明石市民おやこスキー教室の件で、多大なご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。 本市は、明石市民おやこスキー教室の運営等に関して一部助成金を支給し、明石市スキー協会および木の花観光(株)が主催する事業となります。本市より主催者である明石市スキー協会に問い合わせを行いました結果、下記の通り回答がありましたのでお伝えいたします。 ①過去実施のトラブルについて 前年に1日目夜に発熱者がおられ医療機関は豊岡もしくは姫路しかありませんでした。 また、夜間、雪も降っていたので移動する場合、交通事故などの2次被害を起こす可能性があります。 ②役員会の組織、直前になった理由について 主催者である明石市スキー協会の役員会にて、未就学児童の参加はリスクが高く、安全面を配慮した結果、不適切であると判断されました。 この度は、家族旅行になると楽しみにされていたところに水を差すことになり申し訳ありませんが、参加者さんができるだけ安全に旅行するための措置でした。 ご理解いただきますようお願いいたします。 以上が明石市スキー協会からの回答となります。 なお、ご不明点等につきましては明石市スキー協会へお問い合わせください 今回の件に関して、本市より明石市スキー協会および木の花観光(株)に対して、今後も同様のことが再度起きないよう、関係者に周知徹底を図るよう伝えましたので、ご理解くださいますようお願いいたします。	文化・スポーツ室スポーツ振興担当/078-918-5624
105	令和6年1月	小学校の給食エプロンについての質問です	エプロンを各家庭で洗濯してクラスで使いまわしています。 私の子供は犬猫アレルギーがあり、現時点でアレルギー症状は起きていませんが、前に使った子のお宅が犬猫を飼っている家庭で洗濯されたものを着ているのではと常々不安に思っています。 他の地域では、アレルギーや香料に過敏な子供に配慮し、各家庭でエプロンを準備する地域もあると聞きます。 明石市も、従来通りエプロンを学校から借りる家庭、事情により各家庭で準備する家庭、柔軟に対応して頂けたらと思っています。 どの子供も安心して給食時間を過ごせるよう配慮をお願いします。	学校で準備をしているエプロンの着用は衛生面から着用が義務づけられていますが、エプロンの使用は強制ではありません。 様々な事情がある場合は、その子に応じた対応をとっていますので、要望内容について通学されている学校へご相談ください。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
106	令和6年1月	一時保育の利用枠増設について	パピオスにあるにこにこ保育ルームは利用枠が少なく、予約が取れないことが多くあります。 7日前から予約ができますが、希望日の7日前の朝一番に電話してもなかなか繋がらず、やっと繋がったら希望日時はもう埋まっていたと断られます。 市立幼稚園の一時保育も同様です。 パピオス以外にも一時保育施設が増えてほしいと思います。	この度はにこにこ保育ルームのご利用に関し、ご不便をお掛けし申し訳ございません。 現在本市ではパピオスあかしのにこにこ保育ルームでの一時預かりの他、民間の教育・保育施設での一時預かりを14施設で実施しております。可能であれば、こちらのご利用もご検討いただければと思います。詳しくは、下記一時預かり事業実施施設一覧より、利用希望施設に直接お問い合わせくださいますようお願いいたします。 また、一時預かり施設の拡充について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。 この度いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、市立幼稚園では幼稚園に在園している園児を対象に預かり保育を行っていますが、在園児以外への一時保育は行っておりません。 ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 https://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/ikusei_shitsu/hoiku/documents/itijiazukari_tiran_202311.pdf	こども育成室/078-918-5093
107	令和6年1月	保育園利用調整	年度途中復帰で兄弟同園に入れなかったため、次の4月まではと別園で何とか2園掛け持ちフルタイムで頑張っていました。4月入所に関して兄弟同園の希望が叶いませんでした。 4月育休復帰のみに加点で、途中復帰でずっと転園希望出し続けている人、次年度まではと働きながら頑張っている人には加点無しなのは何故でしょうか。兄弟同園にしたいという数ヶ月に渡る思いは汲み取ってもらえないのでしょうか。そういう決まり、そういう制度だからと窓口では返答されましたが納得いきません。	育児休業から復職予定の場合に対象となる加点については、今の園に入園される際の選考時に加点をしております。 既に復職されており兄弟同園にするための転園申請の場合には、再度加点はつかない取り扱いとしています。 また、兄弟同園になりやすいようにご兄弟が入所している園に申込される場合は兄弟入所加点を行っているところです。 兄弟同園にされるために長期にわたりお待ち頂いていることについて大変申し訳ありませんがご理解いただくようよろしくお願いいたします。	こども育成室/078-918-5093
108	令和6年1月	公立幼稚園型こども園について	就労していることを前提に、送迎で車を使用できるようにしていただかないと結局入所を断念せざるを得ません。 フルタイムで4月より就職予定で、認可外・兄妹加点ありますがそれでも入れず、最後の手段で公立の幼稚園型こども園にと思っていますが通勤は自転車ではかなり厳しい状態です。現在の居住地での通園可能区域が山手幼稚園になるのですが、山手小学校にある駐車場は使用できないのでしょうか。兄妹同じ保育園に受からず、別の園への送迎になるため自転車で別々の幼稚園・保育園へ送り、その後仕事へとなるとかなりの距離となります。 どうか就労枠の自動車送迎を切実に考えていただきたいと思います。	公立幼稚園は、小学校同様に園区での通園を基本としています。そのため、就労等で徒歩通園が難しい保護者様に限り、自転車での通園を許可する場合がございますが、園には駐車スペースがないため、自動車での登降園は認めておりません。 お問合せいただきました山手幼稚園についても同様となります。小学校の駐車場は、保護者様の送迎用の駐車スペースはなく、また児童園児等との接触の危険性もあり、就労理由での自動車通園は認めておりません。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	こども育成室/078-918-5149

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
109	令和6年1月	子育て	子育てに良い町ということで、明石市に引っ越してきましたが、特にそうは思いません。 本当に助けて欲しい時は直ぐに助けてくれず、手続きに2ヶ月程かかり、その上面談まであり、拳句、助っ人が見つかるかどうかは不明。 パピオスのにこにこ保育ルームもありますが、行くまでに時間がかかり、手続きに割引がなく、駐車代もかかる。子育てで苦しい時には誰も助けてくれず、お金ばかりとるイメージです。 子育て応援にも関わらず、水道代も高い町。 結局、お金を出さないといけないなら、どこに住んでも一緒。	にこにこ保育ルームのご利用での駐車場代、割引等に関し、ご意向に沿えず申し訳ございません。この度いただきましたご意見は、今後の保育行政の取組の参考とさせていただきます。 なお、本市ではにこにこ保育ルームの他、民間の教育・保育施設での一時預かりを14施設で実施しており、施設によっては専用駐車場をご用意しておりますので、こちらのご利用も検討していただければと思います。詳しくは、下記一時預かり事業実施施設一覧(明石市ホームページ)より、利用希望施設に直接お問い合わせくださいますようお願いいたします。 https://www.city.akashi.lg.jp/kodomo/ikusei_shitsu/hoiku/documents/itijiazukari_itiran_202311.pdf こども局こども育成室 水道料金についてお答えします。 水道料金は水道法において、「能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」とされています。このため、水道料金の設定にあたっては、事業運営に必要な経費に見合った料金水準を定める総括原価主義による方法が採用され、「独立採算」で経営することが求められています。 料金水準・料金体系については、今後、水需要が変化することや、水道施設の整備・耐震化及び老朽管の更新に多額の費用が見込まれておりますので、今後とも水道事業にご協力下さいますようお願い申し上げます。 水道局業務担当	こども育成室/078-918-5093 業務担当/078-918-5084
110	令和6年1月	中学校の給食について	中学生の娘からの意見です。 中学校の給食、いつもおいしく頂いていますが、ただ、ハンバーグとビーフシチューだけがどうしても美味しくないので、改善していただけたら嬉しいです。小学校の時に美味しかった、きなこパンやクジラの甘唐揚げなどのメニューが、中学校でも食べられたら嬉しいと申しています。 また、小学校のリザーブデザートがなくなったのを、小学生の娘が悲しんでいます。復活を希望します。	平素は本市学校給食の実施にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。 このたびご意見をいただきました給食内容の件について回答させていただきます。 ハンバーグとビーフシチューの味を改善してほしいとのご意見についてですが、ハンバーグについては、今年度に生徒に対して実施した献立人気投票アンケートにおいて第6位にランクインしているほか、ビーフシチューにおいても毎回ほぼ完食しているという実態がございます。食べ物の味覚については個人差があるため、喫食する全ての生徒が満足する献立を提供することは難しいところですが、今回いただいた意見については、献立案を審議する組織「献立調理委員会(学校長、PTA、栄養教諭、食育担当教諭等で構成)」に諮って参りたいと思います。 次にきなこパンやくじらの甘辛揚げなどを中学校でも食べたいというご要望に関してです。まず、きなこパンですが、パンは製造業者から直接小・中学校に納入されており、中学校給食できなこパンを提供する場合には、調理などを行うために、パンを給食センターに納入してもらう必要がありますが、パン箱を置くスペースの確保などの課題があります。また、調理後は他の副食などと一緒に各学校に配送する必要がありますが、コンテナやトラック荷台の容量が足りないなど配送面にも課題があり、中学校で提供するのには困難な状況です。なお、くじらの甘辛揚げのご要望については、今後の献立立案の際の参考とさせていただきます。 最後に小学校のリザーブデザートの復活に関する要望についてですが、小学校のリザーブデザートについては、新型コロナ禍にともない、この間実施を見合わせて参りましたが、新型コロナ禍が落ち着いたことを踏まえて、来年度以降の復活を検討してまいりたいと考えております。 今回いただいた意見をはじめ、今後も献立調理委員会や児童生徒、学校関係者等の声をしっかりと聴きながら、よりおいしい給食が提供できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	学校給食課/078-918-5594

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
111	令和6年1月	大学について	次男が医療大学に柔道整復師を目指して通っています。卒業試験に合格しないと国家試験が受けられず、国家試験の受験料は、大学に払っていますが、卒業試験に落ちても返ってきません。先生方は、卒業試験に落ちたら来年頑張りなさいといいますが、受験料が高いのに来年頑張りなさいと言われても払うことが出来ません。学生ファーストではなく、合格率を上げる為の学校ファーストのような気がして納得いきません。学校関係の相談場所が大学ではなく、市や県の中で相談出来る所がありますでしょうか。	ご質問いただきました学校諸事情に関する相談につきまして、申し訳ございませんが、市に対応できる窓口はございません。県の窓口につきましては、こちらではわかりかねますので、直接、下記までお問い合わせいただきますよう、よろしくお願いいたします。 ■兵庫県相談ダイヤル さわやか県民相談(東播磨) TEL 0120-26-7830	市民相談室/078-918-5050
112	令和6年2月	ブックセカンドの本の種類	子どもが5人居ます。検診のたびに絵本をありがたいていただいておりますが、ずっと種類が変わらないため、同じ絵本を選ばないといけなく困っています。2年に一度、一冊二冊ほど違う本に変えてもらえたら、子どもが多くなる家庭や双子さんにもありがたいのではないかと思います。	ブックセカンド事業の絵本のプレゼントは、3歳6か月児健診を受診した方を対象に、5冊の中から1冊の絵本を選んでいただいております。候補となる絵本の決定については、それぞれの絵本が持つメッセージを踏まえて、本のまち推進課、図書館司書や健診を実施している保健師が意見を交わし、全体のバランスを見て選定しております。そのため、内容が偏ってしまうことを避けるため、部分的な絵本の変更はしていません。ただし、2018年度にブックセカンド事業が開始してから5年が経過しているため、2024年度途中には選べる絵本を更新する予定としており、内容を見直したところです。今後の更新スケジュールにつきましては、いただいたご意見も参考にさせていただきます。検討してまいりたいと思います。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。	シティセールス推進室 本のまち推進課/078-918-5209
113	令和6年2月	大久保駅南側保育園建設について	この度、家から1番近い保育園を応募する際、提携保育園の加点があっても兄弟がいいため点数が及ばず、遠方を探さないといけない状況になり、効率が非常に悪いです。明石市は子育て支援で転入者が増えていますが、大久保駅南側の大規模保育園が不足しているのではないのでしょうか。大久保駅北部は大きな保育園ができていますね。子育て支援で転入者を増やしたにも関わらず、フルタイムで働く夫婦が兄弟がいなくて、効率よく子供を保育園に預ける事ができない状況を作り出しているのは市の責任ではないですか。家から遠回りして預ける余裕なんて、どこの家庭にもありません。早急に大久保駅南側に大規模保育園建設を望みます。	こども育成室では、以前より待機児童緊急対策事業を実施しており、JR大久保駅周辺の保育施設の高い需要について認識をしております。このため、JR神戸線以南から国道250号以北の範囲に、JR大久保駅南側の再開発に伴う需要増を踏まえ大規模園を2園設置し、保育園を3園(分園1園含む)、認定こども園を3園(市立1園含む)設置しております。保育施設の新規設置につきましては、小規模保育事業所の設置の公募を行っておりますが、JR大久保駅南側は公募の範囲に入っておりません。また、大規模園を含めた保育園や認定こども園の設置の公募については行っておりません。(令和6年2月20日現在)今後の整備計画につきましては、今回お問い合わせいただいた内容や、待機児童の数の状況を踏まえながら、保育施設の新規設置の公募を今後も実施してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	こども育成室 保育環境整備担当 /078-918-5267

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
114	令和6年2月	小学校のトイレが和式トイレな件について	入学説明会に行った際に、「トイレは和式がほとんどで、洋式は少なく並ぶことになるので、和式を練習しておいて下さい。」と伺いました。この時代に、和式トイレなど身近にありませんし、子ども達も洋式トイレで育ってきています。トイレは子ども達の健康にとって、とても大事な場所です。慣れない和式トイレに行きたくないからと我慢するようなことがあれば、病気にもなりかねないと思います。 子ども達の健康のためにも、学校のトイレを洋式トイレに改修してもらえないでしょうか。	明石市では学校トイレの環境改善のため、老朽化が進んだトイレを中心に年次的に洋式化改修等を実施しています。 大久保小学校では、平成14年度から令和5年度にかけて、学校トイレの全面改修を実施しており、大久保小学校のトイレ洋式率は全国平均とほぼ同様の水準となっております。本校舎、西校舎を改修した平成14年度から平成23年度当時は、一般家庭では洋式トイレが普及していたものの、自然学校・修学旅行の宿泊先や一般公共施設では和式トイレが多く残っている状況を踏まえ、訓練を兼ねて和式トイレを残しながら改修を進めていた経緯があります。 近年、一般公共施設等でもトイレの洋式化が進んでいる中、学校トイレについても更なる洋式化改修を進めていく必要があると考えており、現在はトイレ改修に当たっては、すべてのトイレを洋式化するとともに、より衛生的に利用いただけるよう床のドライ化等もあわせて改修を進めています。 今後は、トイレの様式による学習環境に及ぼす影響等も踏まえ、学校に残る和式トイレの洋式化改修を検討してまいりたいと考えていますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197
115	令和6年2月	認可外保育所の補助について	明石市の子育て政策に魅力を感じ、神戸から引っ越してきました。 子育てしやすい街の市民として誇りを持っていましたし、子供と明石で暮らす今後の未来もとても楽しみにしていました。しかし、保活に失敗。育休からの復帰や兄弟加算など決して低い指数ではないにも関わらず、どの園にも入れませんでした。もはや子育てしやすい街ではないなと感じました。あらかじめ認可外保育園に入れていた事で退職は免れそうですが、認可保育園に比べて費用の負担の差がかなり大きいです。 第二子以降の待機児童が通う認可外保育園の補助は2万円ではなく、全額負担頂きたいです。給食費も認可保育園や企業主導型認可外保育園と同様、負担頂きたいです。 そもそもなぜ、認可保育園、企業主導型認可外保育園のみ手厚い補助なのですか。認可保育園や企業主導型認可外保育園の一時預かりは予約が詰まりすぎてなかなか取れない為、こういった保育園の存在も大変貴重だと思います。 この中の一つでも何か反映されると、より良い街になるのではないかなと思いました。ご検討頂けますと幸いです。	この度は保育施設の入所選考について、ご希望に沿えず申し訳ございません。認可外保育施設を利用している第2子以降のお子様については、待機児童が解消するまでの臨時的な措置として、月額上限20,000円を補助しております。認可外保育施設は施設毎に様々な料金形態をとっているため、認可外保育施設に通っているお子様の平均保育料から補助単価を定めています。 また、令和元年10月から実施されている国の幼児教育・保育の無償化施策により、給食費は保護者負担となりました。明石市が実施しています第2子以降保育料無料化事業では、保育料に含まれていた給食費のうちの副食費についても無料化の対象としていたことから、認可外保育施設を利用している3歳児から5歳児クラス児童の給食費のうち、おかず代である副食費についても新たに無料化事業の対象としたものです。このため企業主導型保育施設や認可外保育施設を利用している児童については、保護者が負担していただくこととなっています。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	こども育成室 利用担当/078-918-5092
116	令和6年3月	児童館について	明石市は、児童館を設置しないのでしょうか。 未就園児のための支援センターは各駅にあります。園児、児童のための施設は少ない印象です。ハレハレは小学生も遊べますが、遠方だと平日には行けないため、放課後や土日に遊びに行ける児童館が各地域にあれば良いのと思っています。 ご検討よろしくお願いいたします。	本市では、絵本の読み聞かせやおもちゃ遊びを通じて親子や親子同士が気軽に交流できるこども夢文庫(8か所)、地域のコミセンや公民館を使用して子ども達と交流する放課後こども教室、地域ボランティアによる小学生向けのイベントやゲームなど季節行事を行う厚生館(7か所)、子ども達が食を通じて地域の方々とながらこども食堂(53か所)など、子どもの健やかな成長を応援する様々な居場所づくりを展開しています。 現在のところ、児童館の設置予定はございませんが、このように多様なこどもの居場所を提供することで、こどもたちの健やかな育ちの確保に努めてまいりますのでご理解賜りますようお願いいたします。	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
117	令和6年3月	是非見直しを	学童の延長時間を見直してほしいです。共働き世帯は午後5時に合いません。せめて、保育園同様に午後6時以降を延長としていただきたいです。 また、物価高騰等の給付金は、低所得者だけではなく、明石市民平等に給付すべきだと思います。 このままでは明石市民減る方向です。	午後5時以降が延長となることについてですが、明石市では児童の安全を考慮し、午後5時に集団下校を行っております。 また、延長を利用していない児童との公平性を踏まえ、午後5時以降は延長利用料を徴収しております。 ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 こども局こども育成室 臨時特別給付金担当から「物価高騰等の給付金」について回答させていただきます。 「物価高騰対応支援給付金」は、物価高騰の影響が大きい低所得世帯に対して給付金を支給するものです。 給付金は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用して支給しており、「住民税非課税世帯」及び「住民税均等割のみ課税世帯」が対象となっています。 住民税所得割が課税されている世帯は上記給付金の対象となりませんが、令和6年度に所得税と住民税所得割における「定額減税(調整給付)」を実施することについて、通常国会で検討・審議されています。 今後、国から示される制度の詳細が明らかとなり次第、広報させていただきますのでご理解賜りますようお願いいたします。 福祉局生活支援室臨時特別給付金担当	こども育成室/078-918-6004
118	令和6年3月	保育園のおむつ・布団について	保育園申込にあたり、10カ所ほど見学に行き、感じた希望をお伝えさせていただきます。 例年の選考結果の最低指数を見ると、人気園と不人気園の差が大きくなります。「建物の古さ」や「園独自の教育」で差がある事は理解できますが、「おむつ定額制の導入有無」や「布団持ち帰り有無(コット使用有無)」でも差があるように感じます。 そこで、市から保育施設におむつ定額制の導入や利用者の布団持ち帰り無しにするように提案していただき、園の格差を少しでも無くしてほしいです。 全国的にもおむつサブスクやふとんの持ち帰り無しを導入している行政は増えているように感じます。子育てしやすい町としてこのような所にも目を向けていただけるとありがたいです。	保育所は、こどもたちが幸せに過ごせる生活の場、豊かな体験を通して大きく育つ場、家庭と共にこどもの育ちを支える場として大きな意味を持っています。 保護者が保育所を選ぶに際しては、立地や保育方針等、さまざまな理由により希望園が決められています。近年、おむつのサブスク等のサービスを提供する保育所がございますが、こういったサービスについては保護者のニーズも様々であり、特に市として統一するものではなく、園ごとの運用となっています。 ご理解いただきますようお願い申し上げます。	こども育成室/078-918-5093

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
119	令和6年3月	小学生問題 (学校の開門時間)	共働き家庭なので、親は7時過ぎには家を出ないといけません。ただ子供は7時50分くらいには家を出ることになるので、1年生の子より先に家をあけることが不安です。放課後は学童を利用するのですが、朝も間に合わないため、お金を払ってでもいいので7時から8時まで学校で見てもらえる環境を作ってほしいです。	これまで、本市の各小学校におきまして、登下校時は、スクールガードや地域の方々と連携して見守り活動を行うとともに、各家庭におきまして、登校する時間が早くなりすぎないように見直しを図り、適切な登校時間となるよう周知徹底することで、児童の安全確保に努めてきた経緯があります。そのため、登校時間を早め、学校で児童を受け入れることにつきまして、現時点では、当課のみで判断することは、難しいというのが実状です。 今後、いただいたご意見につきましては、本市の教育行政施策との関連等を含め、検討課題として、関係各課で情報共有させていただきます。 何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 教育委員会学校教育課 朝7時ぐらいから8時までの間に放課後児童クラブを開所することについてですが、放課後児童クラブは保護者の就労等の理由により、昼間家庭において育成をうけることができない児童に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図るため実施しております。 現在、放課後児童クラブの開所時間は、平日は授業終了後から、土曜日や夏休み等の長期休業日は午前8時からとなっており、平日の学校始業前の開所につきましては、実施しておりません。 ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 こども局こども育成室	学校教育課/078-918-5055 こども育成室/078-918-5093
120	令和6年3月	幼稚園に開設されている、ことばの教室について	明石市立幼稚園・こども園に開設されている「ことばの教室」についての意見です。現在、市内の3園のみに開設されているかと思いますが、より多くの園に設置して頂くことはできませんか。 子どもに構音障害(発音の誤りと吃音)があり、「ことばの教室」に1年間お世話になりました。自園に開設されていたことと、言語聴覚士の先生が、本人の気持ちを尊重しながら楽しく練習できるよう工夫して下さったことで、子どもも抵抗なくことばの部屋に通うことができ、発音の誤りもほぼ改善しました。一方で、他園から通級されている方は、子どもも親も心身共にとても大変なのではないかと感じました。 子育て支援に関しては他にも様々な課題があるかと思いますが、場所の問題、人の問題などを考えると、すぐに実現は難しいとは思いますが、少なくとも3園に小児領域専門の言語聴覚士の先生がいらっしゃるという現状は維持して頂ければと存じます。明石市全体の子どもの数を考えると、ことばに困難を抱えた子どもはごく一部なのかもしれませんが、『誰一人として取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育』の実現のためにも、ご一考頂ければ幸いです。	ことばの部屋のニーズの高まりや、他園から通級する負担等は市としても認識しているところです。 現在3園にあることばの教室を維持しながら、増設については通級する園児数の推移を見ながら検討してまいります。	こども育成室/078-918-5093
121	令和6年3月	小学校の開門時間について	先日、豊中市で朝7時から小学校を開門するというニュースがありましたが、明石市も同様にしていただけないでしょうか。現在は7時から保育園を利用していますが、小学生になると登校時間が遅くなるので、仕事に支障が出て困ります。	これまで、本市の各小学校におきまして、登下校時は、スクールガードや地域の方々と連携して見守り活動を行うとともに、各家庭におきまして、登校する時間が早くなりすぎないように見直しを図り、適切な登校時間となるよう周知徹底することで、児童の安全確保に努めてきた経緯があります。そのため、登校時間を早め、学校で児童を受け入れることにつきまして、現時点では、当課のみで判断することは、難しいというのが実状です。 今後、いただいたご意見につきましては、本市の教育行政施策との関連等を含め、検討課題として、関係各課で情報共有させていただきます。 何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
122	令和6年3月	学童保育の昼食について	明石市は子育て支援が手厚く、たくさんの子育て世帯が移り住み共働き世帯が多いため、学童に通わせる方も多いです。そんな中、長期休みのお弁当というのは親の負担が大きいと感じています。勿論休み期間なので給食というのは難しいですが、宅配のお弁当サービス等を学童に導入していただけないでしょうか。費用は保護者負担であれば市に財源の大きな持ち出しなく、子育て支援の一環として学童の昼食対策を実施いただければ、明石市に魅力を感じ住みたいと思う若い世帯は更に増えると思います。何卒早急なご検討をお願いいたします。	当市では春休み等や短縮授業期間中、学校で給食が提供されない期間の昼食の準備にかかる保護者のご負担を軽減するため、全ての放課後児童クラブにおいて、希望者が配達弁当を利用することができるようにしております。	こども育成室/078-918-5093
123	令和6年3月	小学校の卒業証書授与について	一人ずつ学校長から受け取るのではなく、名前を呼び、返事をさせ、学年代表やクラス代表が受け取るのはいかがでしょうか。少人数の学校だと待つ側の負担は少ないですが、児童数の多い学校だと授与に1時間はかかり、保護者としても長時間の座位が辛く、子供も練習から体調不良が出てかわいそうです。6年生の保護者にアンケートをとり、許しが得られたら代表授与にした方が良くと思います。	卒業証書授与式は、儀式的行事にあたり、「学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清らかな気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること」がねらいであり、また、卒業証書授与式を実施する際の留意点としては、「行事の意義が児童に理解できるようにするとともに、その場にふさわしい参加の仕方について必要な知識や技能が身につくようにすること」とされています。その趣旨を踏まえ、卒業証書授与式については、各学校の実態に応じて、総合的に判断し行っております。	学校教育課/078-918-5055
124	令和6年3月	中学校指定用品について	中学に進学するにあたり、学校指定用品の購入が必要です。学生服、かばん、体操服は現時点で指定品とされているのは、いたしかたないかもしれませんが、体育館シューズや上靴が指定品でなければならぬ理由を教えてください。一般の洋品店でも類似のものは、購入できますし、金額も相場とあきらかに違います。進学する学校の指定店は、1店舗のみのため選ぶこともできないのは、独占販売でおかしいと思います。早急に改善を求めます。	学用品につきましては、各中学校が協議して決定しています。従いまして、すべての学校でご質問の状況になっているかどうかは教育委員会事務局では把握しておりません。元来、上靴や体育館シューズは、学校生活で最も長い時間着用するものであり、学校生活において「安全」を重視してけがが起こらないように作られています。靴のサイドラインの色等を学年ごとに変えることで、学年を判別することができ、はき間違いや紛失を防止することもできます。また、自由にしてしまうことで、高価な靴を購入する等、本来の趣旨から外れてしまうことも考えられます。しかしながら、今後、学校の学用品につきましても、時代に見合っているのかどうかを各校で協議してもらえるように情報発信していきます。なお、学用品の指定に関しましては、学校だけでなく、保護者、地域等、様々な方々の協議のもと、決定しています。協議にはある程度の時間がかかってしまうことをご理解いただきますようお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
125	令和6年4月	小学校 中学校進学について	子供の進学先が、高丘東小学校と高丘中学に進学になると思うのですが、通学するには遠いように思います。 山手小学校(大久保北中)に進学するのは不可能なのでしょうか。 また、もう一つ質問ですが、家の裏は池(喰ヶ池)なのですが、この先も池のままなのでしょうか。	明石市では、住所地ごとに校区を指定しており、高丘小中一貫校を除いては、原則として住民登録地の指定する学校(指定校)への就学していただきます。 しかしながら、事情により本来の校区に通うことのできない場合は、区域外・指定外就学が可能です。 区域外・指定外就学の許可基準としては保護者様の就労により留守家庭となるため、児童を親戚等に預け、預け先の校区に就学する場合や保護者様が自営業等により営業地の校区の学校に就学する場合、足が悪いなどの身体的な理由により、通学がしやすい学校に就学場合があります。 保護者様の就労を理由に区域外・指定外就学を希望する場合は、必要書類を提出していただければ区域外・指定外就学として、預け先又は営業地の指定の校区に就学可能です。 ※申請は毎年必要です。 ＜必要書類＞ 保護者就労の場合、 区域外・指定外許可申請書、理由書、就労証明書、預け先の住民票、預け先の承諾書 自営業者の場合、 区域外・指定外許可申請書、理由書、営業及び営業地の確認ができるもの(開業届、営業許可書等) ※就労証明書は、ご夫婦の場合はお二人分が必要です。 身体的な理由により区域外・指定外就学を希望する場合は、明石市教育委員会事務局教育企画室総務担当(078-918-5054)までご相談ください。 区域外・指定外就学の許可基準の詳細については明石市教育委員会のホームページにも記載しておりますのでご参考にしてください。 URL: http://www.edi.akashi.hyogo.jp/kyoiku/soudan/nyuen/shiteigakkou.php また、区域外・指定外就学による通学の経路は、学校が定める通学路には該当しないため、保護者様が責任をもって、児童生徒の通学時の安全を確保する必要がある旨、ご了承ください。 ご意見等を参考に、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を充実するとともに、安心して学べる質の高い教育環境を実現できるよう取り組んでまいります。 今後も本市教育施策へのご理解、ご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。 教育企画室総務担当 喰ヶ池につきましては、大窪村財産区(以下、「財産区」と言います。)が所有し、大窪水利組合(以下、「水利組合」と言います。)が管理しております。現在、喰ヶ池は農地へ水を供給する役割を担っていることから、現時点では売却や埋立ての予定はありません。 今後ため池管理者である水利組合及び財産区と共に地域に愛されるため池で有り続けられるよう取り組んで参りますので、引き続き地域住民の皆様のご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所 財務室 管財担当(TEL:078-918-5008)	教育企画室総務担当 /078-918-5054 財務室管財担当/078-918-5008

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
126	令和6年4月	高等学校入学支援金	児童福祉課に入学支援金の申込みに行きましたが、申し込みは中3の時だと言われ、申込みできませんでした。担当者の方は、学校の方に三者面談などの時にお願ひするようにとの事でしたが、先生からの報告は何もなく知らなかったです。 高校の入学費用は高く、物価高で出費がかかり、父子家庭生活は大変です。お役所の方も大変だとは思いますが、いつもの如く、無いのですみませんではなく、もっと支援があればと思います。	改めての説明とはなりますが明石市給付型奨学金は中学3年生の7月を申込締切としております。 給付型奨学金制度については市内の全中学3年生に制度が知れ渡るようチラシや募集要項を配布しているほか、広報紙やホームページで案内するなど周知に努めているところではございますが、去年は制度について存じ上げなかったとのことで誠に申し訳ございませんでした。 高校入学後の授業料の支援としては国の高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度などがありますが、貸付制度も含めて更に詳しくお知らせになりたい場合は、改めてお手数をお掛けしますが、母子・父子相談電話(Tel078-918-5182)までお電話下さいますようお願いいたします。	子育て支援室子ども政策課/078-918-6073
127	令和6年4月	中学校の給食について	給食の量が明らかに足りないと言っています。 ホームページで確認すると、確かに育ち盛りには少なく彩りも悪いです。栄養管理はされておられると思いますが、子が満足出来ておりません。予算等の都合もあると思いますので、自宅からおにぎりやコンビニのおにぎりを持参させてもよろしいでしょうか。	学校給食におきましては、文部科学省による「学校給食摂取基準」に沿うよう、生徒1人あたり必要な栄養価や栄養量を計算して献立を作成しています。 運動量や体格の違いにより、必要とする量については、個人差があることは認識しておりますが、量が多いと感じる生徒は、給食食缶から取り分ける際に少なく取り分け、反対に、量が少ないと感じる生徒は、当日に欠席した生徒の分やあまり食べない生徒の分を、おかわりするなど、学校において、量の調整による対応をさせていただいております。 次に、自宅からおにぎり等を持参することにつきましては、学校給食は、食育の生きた教材として位置づけられており、給食時間内に持参したおにぎりなどを追加で補食することは、給食を通じた食育指導や食物アレルギーを有する生徒の安全性の確保などの観点から認められていません。 一方で、早朝の部活動の後、空腹を満たして授業に集中するための喫食や放課後部活動前の喫食など給食時間外の補食については、学校生活における生徒指導上の視点等から学校判断での対応となっておりますので、一度、通学されている学校にご相談下さい。 以上、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。	学校給食課/078-918-5594
128	令和6年4月	学校給食について	今年度から給食の牛乳のストローがなくなると子供から聞きました。子供は紙パックの味で牛乳がおいしくなくなったと言っていますが、牛乳パックをじか飲みしており、マナーが気になります。環境問題を考えることも大事かと思いますが、食育の面でしっかりと考えていただきたいです。	国連が掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現を目指して、国や自治体はもちろん、企業やNPOは様々な取り組みを進めているところです。このような流れの中、牛乳パックのストローレス化は、プラスチック製品の使用量削減やごみ焼却に伴うCO2排出量削減などの観点から、全国的に学校給食において広まりつつあります。 本市においても牛乳提供業者より、牛乳提供業者からのストローレスパック移行の申し出を機会と捉え、SDGsの取り組みを進めるとともに児童生徒の環境意識向上を図るため、原則としてストローを廃止することとしました。保護者の皆様におかれては、円滑な移行に向けてご理解・ご協力を頂きますようお願いいたします。	学校給食課/078-918-5594
129	令和6年4月	明石市衣川中学のトイレの件	子どもが通う中学校は、生徒が使うトイレは洋式が1つ、和式が2つになっているようで、休み時間には列ができ、時間内に済ませず困っています。市内小中学校のトイレのリフォーム等考えておられないのでしょうか。市は子育て支援に力を入れてますが、学校は子どもたちが衛生面でも快適に過ごせる場所でないように思います。衣川中には教室側のトイレにスリッパはなく、上靴でそのままトイレに入入りしてるのでとても不潔です。早急に対策をお願いします。	明石市の市立小中学校では、老朽化が進んだトイレから年次的に改修を進めており、改修に当たっては、原則、すべての便器の洋式化と床のドライ化を行うことで、快適性を高めているところです。 現在、衣川中学校のトイレについては、改修に向けた設計準備を進めているところです。それまでの間、トイレ清掃を適切に行うことで、上靴で出入りするに衛生上の問題はないと考えています。 今後も、より快適な教育環境の整備を進めていきたいと考えていますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
130	令和6年4月	小学生の言葉の遅れ	小学2年生になる娘の言葉の遅れに悩んでおります。どのように対応するとよいかご教授ください。	お尋ねの件ですが、明石市立発達支援センターではお子様から大人の方まで、発達に関するお困りごとに関する相談をお受けしております。現在のご様子やお小さい時からの経緯を担当相談員が伺い、ご家庭での支援方法を一緒に考えさせていただいたり、学校との連携や必要な制度などの情報提供を行っております。事前のご予約が必要となりますが、よろしければ一度下記まで直接ご連絡をいただきましたら、詳しくお話をお伺いしたいと存じます。 また、小学校にはスクールカウンセラーが配置されておりますので、そちらのご相談をご利用いただいても良いですし、教育委員会の青少年育成センター(918-5410)でも専門の相談員がお子様に関するご相談に応じております。 ご検討をよろしくお願いいたします。 明石市立発達支援センター 明石市相生町2丁目5-15 918-5841	生活支援室発達支援課 /078-945-0290
131	令和6年4月	ラーケーションの導入	愛知県など、複数の自治体でラーケーションが導入されています。子どもが保育園の時には混雑などを避け、平日に出かけることができましたが、小学生になると本人もお出掛けのために学校を休むことは良くないと思っています。土日がお休みの家庭ではお出かけもしやすいと思いますが、土日が仕事の家庭もあると思うので、明石市でもラーケーションを取り入れて柔軟に対応して欲しいです。	「ラーケーション」につきましては、観光産業の活性化、取得する方のワークライフバランスの向上等の効果が見られます。 また、子どもたちにとっても、家族と過ごす時間の確保、体験的な学びの充実等の効果が期待できます。 しかしながら、導入にあたりましては、課題も同時に予見できることから、まずは、情報の収集に努めてまいりますので、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	学校教育課/078-918-5055
132	令和6年4月	学校給食の廃棄について	中学校の給食の牛乳が、たくさん余って廃棄されていると聞きました。無償化で大変ありがたい反面、牛乳は高くなっているし、税金を捨てているのだと思うと、とてももったいないと思います。期限も記載されていますし、パック詰めされているので衛生面も心配ないような気がするのですが、安く販売したりできないものでしょうか。	ご意見をいただいております牛乳については、発育期に必要なカルシウムやたんぱく質などが豊富に含まれており、他の食品に比べてこれらの栄養を効率的に摂取できる食品であることから、本市中学校給食においても、牛乳の提供を実施しているところです。 提供にあたりまして、給食実施の有無に関わる校外行事、食物アレルギー等を把握し、各校において、必要数を発注しておりますが、当日の急な欠席などの理由から発注したすべての牛乳を飲み切ることができないというのが現状です。 一方で、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」におきまして、「牛乳については、専用の保冷库等により適切な温度管理を行い、新鮮かつ良好なものが飲用に供されるよう品質の保持に努めること。」「牛乳等の残品は、全てその日のうちに処分し、翌日に繰り越して使用しないこと。」と規定されており、給食に提供するために牛乳保冷库から出された牛乳で、当日中に飲用されない牛乳については、温度管理上、衛生管理上の理由から翌日以降に飲用することができず、廃棄処分となっています。 以上のことから、急な欠席などにより余った牛乳については、温度管理や外部からの汚染等の確認が困難であるため、安全を考慮し、翌日以降に飲用するなど二次利用は難しいと考えていますが、まずは、食事の重要性や食べ物大切さを伝えるなどの給食指導やおかわりを求める生徒に対して、余った牛乳を配布することなども行いながら、少しでも廃棄を減らすよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。	学校給食課/078-918-5594

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
133	令和6年4月	道路族問題について	住宅地道路で小学生、幼稚園、中学生が放課後10人以上で鬼ごっこ、キックボード、ボール遊びをして危険です。車が通っても気にせず遊んでいます。学校からプリント、懇談等で注意していただくことは可能ですか。住宅地なので、道路との感覚が子供にないのかもしれない。住宅前の道路も禁止であること、強調していただきたいです。	明石市では、学校園での教育活動を通し、園児や児童、生徒、また保護者に対しても交通安全や公共の場所でのマナーなどの啓発活動を行っているところ。です。 いただいた情報は、該当校区の幼・小・中学校と共有するとともに、改めて啓発活動を行うよう申し伝えます。 今後も、引き続き安全、安心のための活動を行ってまいりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。	学校教育課/078-918-5055
134	令和6年4月	学費の引き落とし口座について	現在、幼稚園、小学校、中学校共にゆうちょ銀行からしか引き落とし手続きができません。すごく不便なので他にも選べるようにしていただければませんか。	ご指摘の学費の引き落とし取扱い金融機関につきましては、いずれの金融機関を選択するかにつきましては、各校園長の判断になっていますが、ゆうちょ銀行につきましては、手数料が安価であることから、保護者負担を軽減する目的で指定している学校園もあると聞いているところ。です。 今後は、保護者様のご意向もふまえ、各学校園に相談してまいりたいと思いますが、事務処理の都合上、すべての金融機関はご用意できない状況にあり、学校園ごとの対応となりますので、今後、ご意見の際は、学校園名をお教えいただければ幸いです。	教育企画室総務担当/078-918-5054
135	令和6年4月	学童の一斉下校について	今年から、明石小学校では17時の下校について、同じ地区のグループ下校ではなく、クラスごとの一斉下校になったと聞きました。子供が増えたことで支援員が足りなくなつての措置なのかわかりませんが、同じ方面の子というより、同学年同士のグループにしているようです。そのため、学校から1km以上離れている新一年生でも、校門から一人で帰る恐れがあります。 子供が増え、共働き世帯も当然増えていますので、市として学童の支援員さんの充実に早急に取り組んでいただく必要があるのではないのでしょうか。	明石児童クラブのひとクラス当たりの支援員数につきましては、国の基準に沿った人員配置をしておりますのでご安心ください。 また、児童の降所(下校)に関しましては、小学校と同様の集団下校の形はとっておりますが、同じ地区や方向に帰る児童には一緒に帰るよう声掛けをしています。 低学年の児童につきましては、4月26日より同じ地区や方向ごとに複数人での降所となるよう対応を行っています。 ご理解賜りますようお願いいたします。	こども育成室/078-918-6004
136	令和6年5月	放課後等デイサービスの負担上限額に対する補助のお願い	放課後等デイサービスの自己負担上限額に対し、明石市からの補助をお願いします。現在、こどもが児童発達支援事業を利用していますが、市民税所得割額28万円以上の枠に入るため、就学以降は放課後等デイサービスの利用に37200円の自己負担が必要です。 また、保育園から実質的に入園を拒否され、仕事のセーブが必要で、障害が直接的に収入減少の原因となっています。放課後児童クラブについても保育園同様、発達障害児が通うには直接問い合わせ、申し込みの許可を得る必要があります。この状況で今後、長ければ高校卒業までこの負担が続くことに強い不安があります。 一方、神戸市では独自の補助により、明石市の半分以上の負担で同じ障害福祉サービスを利用することができる状況です。「子育てのまち明石」でありながら、隣の市とはこんなに差があるのかと驚きました。子どもの受ける障害福祉に、親の所得による制限があることに疑問の声は全国的に多く上がっており、本来は私もそれを望んでいます。それが現実として無理であるならばせめて、「子育てのまち明石」として、神戸市と同様に補助をお願いしたいと思います。	現在、放課後等デイサービスや児童発達支援に関する利用者負担額の軽減制度として、明石市では国の制度に基づき、利用料の1割を利用者様にご負担していただいております。 また、保護者様の属する世帯の課税状況を確認し、1割の利用者負担が既定の利用者負担上限月額を超えないよう、超過分については公費で負担しております。 そのため、利用者負担上限月額が37,200円となる世帯について、一律に全額を負担いただいているわけではなく、利用日数に応じた負担となっております。 例としては、放課後等デイサービスの1日当たりのご利用料金が約12,000円の場合、1割相当額の約1,200円が1日分の利用者負担となります。 もし、放課後等デイサービスを15日ご利用した場合、利用者負担は約18,000円(算出方法:1,200円×15日)となります。 子育てを行う家庭の利用者負担額の軽減を図ることや、サービスを希望するすべての児童が特性に応じた質の高い支援を受けることは重要であると認識しています。 一方で、さらなる負担軽減や無償化の導入には制度の持続可能性の問題などもあり、慎重な検討が必要と考えており、国や他市の動向を注視してまいります。ご理解をいただきますようお願いいたします。	生活支援室障害福祉課/078-918-1344

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
137	令和6年5月	保育所への入所について	通勤時に夫婦が送迎できることを考慮し、明石駅近辺の保育園への入所を希望しています。2年育休をとり、希望する保育所に入るとなると、募集自体がなかったり、受け入れ人数が少なく点数が足りないため、育休2年を断念し、1歳児クラスで入所するしかないと苦慮しています。待機児童0と言われているようですが、数字として現れていないだけで、隠れ待機児童は非常に多いです。育休の権利はあるのに、入所の問題で行使できず、入所できるかどうかで我が子と過ごす時間を変更しないといけないのは大変歯痒さを感じます。保育園を新設することや保育士の雇用により一層力を入れていただきたいです。	明石市の待機児童数につきましては、1、2歳児を中心に2023年4月時点で44名となっております。明石市としても保育施設の整備の必要性や保育士さんの確保の必要性については認識しておりますので、以下のとおり待機児童の解消に向けて対策となる事業を行っております。 認可保育施設の整備につきましては、2023年度に明石駅周辺を含めた小規模保育事業所の設置運営法人の公募を行いました。選定された法人が整備する施設の入所受付が可能となった時点で公表を行う予定です。 保育士の確保につきましては、民間保育施設向けの就職フェアや保育施設へのバスツアーにより明石市内の保育施設への就職を誘致するイベントや、保育士さんへの経済的な待遇が向上する支援事業を行うことで、明石市内で就職していただける保育士さんの確保を図っております。 今後とも待機児童の解消に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	こども育成室/078-918-5267
138	令和6年5月	不登校・教育について	通常学級になじむことができない子供がどんどん置いてけぼりになり、結果、不登校の増加につながっています。 また、支援学級の担任は特別支援の知識が乏しい先生があてがわれており、うまく指導ができず、何も伸ばすことができないまま放置されています。明石はフリースクールの数も少なく、最寄り駅からも遠いため、保護者の送迎の負担も大きいです。 ぜひ緊急課題として取り組んでください。	市内の特別支援学級に在籍している児童生徒数は年々増加し、また、通常学級に在籍している特別な教育的支援が必要な児童生徒も増えてきています。このような状況下において、本市における、特別支援教育に係る教職員の専門性の向上が大きな課題になっており、本市として、次のような取組をしています。 年間を通した市教委主催の各種研修会、明石養護学校主催の夏季研修会、あかし教育研修センター主催の研修会の実施。また、県立総合教育センター主催の各種研修会への参加への促し。 令和4年度から市内全小中養護学校に「特別支援教育サポートツール」を導入し、教職員の特別支援教育に係る専門性の向上や特別な教育的ニーズのある児童生徒への特性に応じた指導等ができるようにしています。また、令和4年度から作成し、毎年改訂している、特別支援学級担任者向けの「特別支援学級のためのハンドブック」の活用を勧め、ハンドブックを活用した研修会も実施しています。 さらに、障害に関する専門的知識を有する外部専門家や明石養護学校や県立いなみ野特別支援学校のセンター的機能の活用し、市内の学校園所在籍の特別なニーズを必要とする幼児、児童、生徒、保護者、教員の教育相談や教職員研修等を行っています。 しかしながら、ご指摘のような課題もございますので、学校長を中心とした各学校における更なる支援体制整備や、ユニバーサルデザインの授業、学級づくりの充実など、本市における特別支援教育に係る教職員の専門性の向上に一層努めてまいりたいと思います。 また、本市では、様々な理由により学校になじめない子どもたちを対象に、子どものニーズにあった適切な支援を行う「こどもの居場所」あかしフリースペース・トロッコ(以下トロッコ)を令和3年9月に開設しました。 トロッコでは、市内在住の6～18歳の子どもを対象に、子どもたちが安心して遊べる空間で遊びや学習支援を行うほか、子どもや保護者に対する相談支援を行っています。 なお、トロッコは山陽電鉄丸駅から徒歩5分のところにあり、明石市東部に位置しています。市内全域からの利用が想定されることから、現在、明石市西部で子どもたちが通いやすい場所を候補地として、新たな「こどもの居場所」の開設を検討しています。 他にも教育支援センター「もくせい教室」を市内3カ所に設置し、学校へ登校	児童生徒支援課/078-918-5096

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
				することが難しい市立小中学校の児童生徒に支援を行っております。教育相談として電話による相談や来所による面接相談も行っております。「もくせい教室」の利用に関する問い合わせにつきましては、児童生徒支援課 生徒指導係までご連絡ください。※電話番号:078-918-5096 不登校に関する相談につきましては、同課 青少年育成センターの「児童生徒にかかわる教育相談(電話・面接)」をご利用ください。※電話番号:078-918-5410(面接相談については、要予約)ご理解のほど、よろしくお願いいたします。	
139	令和6年5月	中学校 通学カバンについて	市内の中学校では、通学用カバンに指定がある学校と指定がない学校があります。3年間のみの使用で、比較的値段も高い指定のカバンでは通学用以外の使用が難しいため、指定はやめてほしいです。	明石市では、通学用カバンは各校で協議し採択しており、教科書を入れても型崩れせず、丈夫で3年間買い替える必要がないことや反射材がついており、通学に安全であること、背負った際に体の負担が軽減されるなど、日常生活における安全性、機能性を重視しております。しかしながら、ご家庭やお子様の事情に応じて個別に対応しておりますので、お問い合わせいただいた件につきましては、一度、通学されている学校へご相談されてはいかがでしょうか。 何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
140	令和6年5月	中学生の部活について	子供が中学生になり運動部に入部しました。試合を明石中央体育館や他校で行う際、明石市ではその度に保護者が送迎をするそうで、我が家は車がないので誰かに乗せてもらう必要があります。もっと交通機関を便利にして、保護者の負担がなく、子供だけで自由に参加できるようにしてほしいです。同じ部活の人にこれから3年間乗せてもらうのは申し訳なく、タクシーで行く予定をしています。正直、運動部をやめてほしいと言いましたが、子供がどうしても続けたいというので仕方がない状況です。よろしくお願いいたします。	明石市立中学校の部活動において、校外で練習試合等を実施する場合は、指導者や保護者等の自家用車の利用は避け、公共交通機関を利用することとしています。 市教育委員会としましては、ご指摘の内容を市内中学校長に伝え、生徒引率を含めた部活動の運営について指導します。 今後とも、本市教育にご理解とご支援の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。	学校教育課/078-918-5055
141	令和6年5月	谷八木幼稚園のセキュリティについて	谷八木幼稚園では門に電子ロック等はなく、不審者等が入ろうと思えばすぐに入れる状況です。以前通っていた子ども園では電子ロックで徹底されていたため、余計に気になってしまいます。子どもたちの安全を守るためにもセキュリティの強化をお願いします。	谷八木幼稚園の門は、谷八木小学校、コミュニティ・センター、放課後児童クラブと共用しており、県道718号(旧浜国道)に面する正門の他、小学校敷地の東側と南側の合計3か所の入り口がございます。現在の運用としては、いずれの門もコミュニティ・センターの閉所時間から小学校の登降時間前までは施錠していますが、その他の時間帯は登降園、登下校時間帯を除き、閉門している状態です。 敷地内には、協働のまちづくりの拠点となるコミュニティ・センターがあり、地域の皆様にご活用いただいているところです。このため、常時の施錠は機能的に困難ですが、全出入口を常時防犯カメラで監視するとともに、常駐する警備員が敷地内を巡回することでセキュリティ確保を図っています。 今回お問い合わせいただいた内容や、施設、敷地の特性を踏まえ、幼稚園施設の安全が最大限確保されるよう対策を講じてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	こども育成室/078-918-5247

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
142	令和6年5月	学童について	学童は無償化か、無償化とまではいかなくとも、もう少し価格を下げられないでしょうか。小学校に上がった途端、学童¥8,000/月はかなりの負担です。プラス我が家では延長料金が発生し、2人目も入所させていただくことを考えると不安です。お隣の神戸市は¥4,500/月で、約倍ほどの差があります。ご検討をお願いいたします。	本市の放課後児童クラブにおける保護者負担金額については、国の受益者負担額の考え方に沿って設定しております。 延長料金については、希望制であることもあり、クラブの延長時間中の運営にかかる経費等に充てるため、基本費用とは別に別途ご負担いただいております。 お二人目以降の入所については、兄弟割引として年長児童の負担金を2割減額した額としています。 無償化についてのご提案についてですが、現時点でのご希望に沿うことは難しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	こども育成室/078-918-6004
143	令和6年5月	小中高生の自転車のながらスマホへの啓発	先日、スマホ操作をしながら自転車を運転している中高年生ぐらいの子とぶつかりそうになりました。自転車のながらスマホは過去にも悲惨な死亡事故が起きており、先日の道交法改正により、12000円の反則金が課される事となっているため、学校や市からもっと啓発をすべきだと思います。子育て施策の充実で他都市よりも歩道や街なかで子どもを多く見かけます。明石市の子どもや学生が被害者にも加害者にもならないように対策をお願いします。	スマホを操作しながらの自転車乗車を含む、自転車乗車における交通ルールについては、交通安全協会による実地研修や講話など、交通安全教室を定期的 to 実施し、児童生徒に啓発等を図っております。今後、引き続き、様々な教育活動を通じて、児童生徒に交通ルール順守の大切さを指導してまいります。 何卒、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。 学校教育課 自転車のマナーが守られていないことは市も認識し、啓発の重要性を強く感じています。 これまで本市では、スタントマンが模擬交通事故を再現し、事故の怖さを感じながらルールやマナーを学ぶ「スケアード・ストレイト教室」を市内すべての高校で開催するほか、小・中学校や自治会など地域に出向き、明石警察署と連携のもと、交通事故の発生状況を交えた講話や、実際に乗車訓練を行うなど、自転車利用に則した交通安全教室を開催しています。 今後も引き続き明石警察署との連携を強化しながら、市民の皆様が安心して安全な生活が送れますよう、自転車ルールの遵守と交通マナーの意識向上に努めて参りますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。 道路安全室交通安全課	学校教育課/078-918-5055 道路安全室交通安全課/078-918-5036
144	令和6年5月	山手小学校 制服販売について	山手小学校の制服などの販売箇所が減りました。生徒数が増えているにも関わらず減らす意図がわかりません。山手小学校生徒からすれば、大変不便になりました。	山手小学校の制服購入について、ご不便をおかけして申し訳ございません。教育委員会といたしましても、できる限り保護者の方々が購入しやすい環境となるように機会を捉えて販売店をお願いをしております。なお、販売店組合の加盟に関することにつきましては、販売店及び販売店組合において判断されることとなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	児童生徒支援課/078-918-5096

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
145	令和6年6月	小学校の体育館にエアコンを	暑さ指数によっては、6月でも体育の授業を行うのが難しい日があります。ぜひ神戸市のように体育館にエアコンをつけてほしいです。また、土日のスポーツ21のサッカーや野球も、体育館で涼しくできたら嬉しいです。	本市における学校施設の整備は、老朽化した校舎外壁などの改修のほか、トイレ改修やエレベーターの新設、児童数増加に対応したプレハブ校舎の新設など、限られた予算の中で優先順位をつけて、児童生徒の学習環境の向上に向けた取組を進めています。 全国の小中学校の体育館空調の導入率は、令和4年9月1日現在では、11.9%にとどまっています。さらに、導入実績のある自治体の整備内容を調査すると、体育館の全館空調を実施している自治体は限定的で、体育館の一部を冷やす部分空調の整備をしている自治体が多く見受けられます。 本市の市内全校の体育館に空調を整備するためには、大規模な空調設備の配置や電気容量の増設などの初期費用のほか、設置後のランニングコストなど相当な経費が必要となることから、現在、整備方法等を研究しているところです。体育館の空調設備には様々な整備手法があり、また、効率的な冷房のための断熱手法も様々です。このようなことから、体育館に空調設備を先行導入しているいくつかの自治体の実際に稼働している様々な空調施設の視察を予定しており、どのような整備手法が効果的であるか、効用面や経費面に見合う適正な整備方法について研究していきます。 よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197
146	令和6年6月	保育園防犯カメラ設置の件	子供が通う明石市の保育園には防犯カメラがついていません。神戸市の公立保育園には全ての保育園に防犯カメラがついているそうですし、子育てに力を入れている明石市なら、公立保育園に防犯カメラをつけることを義務にしてほしいです。	現在、明石市立保育所においては防犯カメラを設置しておらず、通用門の施錠や先生、用務員、巡回警備員等の見回りにより防犯対策を図っているところです。 他方で、防犯カメラは不審者の侵入や不法行為を防ぐだけでなく、事案が発生した場合に明確な証拠となり、リスク対策として重要なツールとなります。今回お問い合わせいただいた内容も踏まえ、今後一層、公立保育所施設の防犯・安全確保が図られるよう対策を講じてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	こども育成室/078-918-5247
147	令和6年6月	小学校、絵の具を使う際に体操服を着る件について	子ども2人が続けて体操服を絵の具で汚してきました。前日の連絡帳に持ち物はたいそうふくと書いてあり、時間割に体育がなかったのに何に使うかと尋ねると、図工で絵の具をするからと教えてくれました。汚れても良い体操服を持たせましたが、思ってた以上に汚れていました。今回は本人が先生の話聞いてそれを伝えてくれたから良かったものの、聞いてなく新しい体操服を持たせていたらショックを受けたと思います。 連絡帳に書く際に、体育以外で体操服を使う場合はその内容も書くか、ひと言伝えてほしいです。また、絵の具を使って汚れるからといって、体操服に限定するのはどうかと思います。体操服または汚れても良い服など、気配りをするべきではないでしょうか。	図工の活動にふさわしい服装としては、ご意見の通り体操服に限定することは好ましくないと考えます。当該の学校には、体操服に限定せず絵具等で汚れても支障がない服装の準備を家庭へ依頼する等、配慮することを指導いたしました。 今後、体操服にとどまらず学習に必要な準備物については、家庭への配慮を欠くことなきよう留意するとともに、子どもたちが安心して学習に取り組めるような環境の確保に努めてまいります。何卒よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
148	令和6年6月	放課後児童クラブの利用について	放課後児童クラブを利用しており、明石市は校内に設置しておりますので大変ありがたく、職員の方も誠実に対応してくださっていると思います。土曜日は利用できますが、お盆休みの開所は難しいでしょうか。	明石市立の小学校は、教育委員会においてお盆休み前後の期間を閉校日としております。校内に設置している放課後児童クラブはそれに伴い閉所日としており、児童クラブのみ開所するためには校門を開放し、学校全体の施設管理が必要で、現状の支援員の人数では対応が難しくなっております。	こども育成室/078-918-6004

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
149	令和6年7月	小学校のトイレについて	洋式トイレの数が少なすぎて、学校ではうんちをしたくても我慢していることが多いです。和式のトイレはこれまで使う機会がなく、「汚い」イメージが強くて入学してから一度も使用したことがないようです。明石市全小学校の改装工事に予算をあてていただけませんか。ご検討の程よろしく願いいたします。	本市のトイレの改修については、平成14年度から平成23年度当時は、一般家庭では洋式トイレが普及していたものの、自然学校・修学旅行の宿泊先や一般公共施設では和式トイレが多く残っている状況を踏まえ、訓練を兼ねて和式トイレを残しながら改修を進めていた経緯があります。近年、一般公共施設等でもトイレの洋式化が進んでいる中、学校トイレについても更なる洋式化改修を進めていく必要があると考えており、現在はトイレ改修に当たっては、全てのトイレを洋式化するとともに、より衛生的に利用いただけるよう床のドライ化等もあわせて老朽化が進んだトイレを中心に年次的に改修を進めています。錦が丘小学校については、これまでのトイレ改修により、約6割を洋式に改修しており、全国平均とほぼ同様の水準となっていますが、残っている和式トイレも順次、洋式に改修していく予定です。学校施設の整備については、トイレ改修のほか、老朽化した校舎外壁の改修やエレベーターの新設、児童数増加に対応したプレハブ校舎の新設など、限られた予算の中で優先順位をつけて、児童生徒の学習環境の向上に向けた取組を進めており、ご不便をおかけすることになりますが、ご理解賜りますようお願いいたします。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197
150	令和6年7月	学校での水分補給	昨今の夏場の異常な暑さで通学途中や学校での水分補給について心配しています。通学距離が長く、水分補給が欠かせません。しかし水筒に入るお茶の量は限られており、余分にもって行こうにも他の荷物だけでも大変な重量になりなかなか厳しいです。昔のようにウォータークーラーなり自由に冷たい水分が補給できるような工夫はできないでしょうか。	本市の小・中学校は、衛生面での課題等があることからウォータークーラーを設置しておらず、水分補給については、各児童に水筒の持参をしてもらっています。ただし、夏の暑い時期において、水筒のお茶等がなくなった場合は、全ての小・中学校に整備した直結水呑み場や校内にある直結水道より、水を補充してもらっています。よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197
151	令和6年7月	通所療育の利用者負担上限月額について	通所療育については、納税額に応じて、利用者負担が4,600円か37,200円と極端な価格設定で、37,200円を払うとなると、少し超えた世帯では支払いがとても苦しく感じます。段階的にもう少し価格設定があってもいいかと思ひますし、児童手当で所得制限撤廃が実現されているので、通所療育の上限額の所得制限も1度ご検討して頂けると幸いです。	現在、放課後等デイサービスや児童発達支援に関する利用者負担について、明石市では国の制度に基づき、利用料の1割を利用者様にご負担いただいております。あわせて保護者様の所得に応じて負担上限額を算定することで、軽減措置が行われております。また、利用者負担上限額が37,200円となる世帯について、一律に全額を負担いただいているわけではなく、利用日数に応じた負担となっております。子育てを行う家庭の利用者負担の軽減を図ることや、サービスを希望するすべての児童が特性に応じた質の高い支援を受けることは重要であると認識しています。一方で、さらなる負担軽減や無償化の導入には制度の持続可能性の問題などもあり、慎重な検討が必要と考えており、国や他市の動向を注視してまいります。ご理解をいただきますようお願いいたします。	生活支援室障害福祉課/078-918-1344
152	令和6年7月	中学校の上靴、体育館シューズについて	衣川中学では、学校指定の上靴、体育館シューズが車が電車でないと行けないところでしか取り扱っていません。しかも土日はほとんど休みで、ネット販売はありますが、成長期の子どもの靴を試着もせず、ネットで買うにはリスクがあると思います。時々学校で販売していると聞きましたが、子供にお金を持っていかせ、ちゃんと試着して最適なサイズを買えると思いますか。しかも結構高い価格だと思います。なぜ、指定のシューズを校区内で買えないのですか。	衣川中学校の上靴につきましては、学校指定以外の上靴も可能です。体育館シューズにつきましては、安全面を重視した学校指定のものを使用しています。なお、体育館シューズにつきましては、個別に学校が相談に応じますので、直接、衣川中学校にお問い合わせ願います。よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
153	令和6年7月	早朝の小学校解放について	来年の春からこどもが小学校に入学予定です。我が家は共働きで、両親とも7時過ぎには家を出るのですが、小学校の受け入れ時間まで6歳になりたての子どもを1人家に残して出ることがとても心配です。神戸市では早朝受入れのモデル事業が始まります。明石市でも導入していただけないでしょうか。	これまで、本市の各小学校におきまして、登下校時は、スクールガードや地域の方々と連携して見守り活動を行うとともに、各家庭におきまして、登校する時間が早くなりすぎないように見直しを図り、適切な登校時間となるよう周知徹底することで、児童の安全確保に努めてきた経緯があります。そのため、登校時間を早め、学校で児童を受け入れることにつきまして、現時点で判断することは、難しいというのが実状です。しかしながら、いただいたご意見につきましては、今後、検討課題として、関係各課で情報共有させていただきます。何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
154	令和6年7月	幼稚園型認定こども園について	子どもの幼稚園入園について、こども育成室に問い合わせました。以前お聞きした際には、「4歳クラスになれば、1号2号ともに希望者全員が入園できる」とのことでしたが、今回改めて話を聞くと「4歳から全員が入れるとは限らない」と回答されました。「4歳5歳クラスで入園できない場合、小学校入学まで自宅保育」だとも言われ、3ヶ月の間に内容が全く変わっていて驚きです。我が家は来年4月から3歳クラスで入園できればと思っておりますが、入園出来ない場合は4歳から入れるつもりでした。子どもの自立性や協調性を学ばせるためにも、希望者がせめて4歳からは入園できるようにしていただけないか。義務教育ではないので無理だと言われるかもしれませんが、保育園や幼稚園で過ごした児童と、いきなり小学校から入学する児童とでは大きな差があると思います。また、小学校入学まで家庭保育となると負担が大きいです。子育てしやすい街のイメージで引っ越してきましたが、幼稚園も利用できないのであればイメージと真逆です。今一度ご検討をお願いします。	現在、公立幼稚園型こども園の4・5歳クラスにつきましては、原則全員入園可能と公表しておりますが、実際には教室の数や1クラスの上限人数などから、受け入れできる人数には上限があります。上限はあるとの理由から対応時のようなお答えをさせていただいた状況ですが、余裕のある定員設定をしていることから、結果として申し込みいただいた方は全員入園されています。お問い合わせの時に説明が足りなかったことにより、入園できないのではないかとご不安な思いをおかけする形となり、大変申し訳ありませんでした。令和7年度の園児募集につきましては、令和6年10月1日に市のホームページ等でお知らせする予定ですので、詳しくはそちらをご確認いただきますようお願いいたします。	こども育成室/078-918-5093
155	令和6年7月	藤江校区見直しについて	藤江校区が広すぎて、校区の端から通う子どもがかわいそうです。特に夏は帰る時間もまだまだ気温が高く、1時間もかけて歩かせるのが心配です。校区の引直しをお願いします。	藤江小学校は、小学校の校区面積としては、市内で中程度の規模になりますが、貴見のとおり、東西に校区が長く、東西の端、特に北西部より通学する場合に通学距離が長くなる状況でございます。教育委員会としまして、通学時の安全を確保するため、登下校指導を行ったり、スクールガードの皆様にご協力もいただきながら見守り活動を続けるとともに、夏場の登下校時に熱中症とならないよう、水分補給や、不調時には休憩をするなど指導しているところです。一方で、本市の通学区域は、通学路や通学距離に加え、学校が設立された歴史的経緯、自治会の区域など、さまざまな要素を複合的に判断して設定したものであり、過去の校区変更の際には、校区変更への反対意見や、地域コミュニティへの大きな影響があったとの声もありましたので、慎重な議論が必要であると考えております。以上を踏まえ、今後も児童数の推移を注視しながら、子どもの良好な教育環境の確保に向けた検討を進めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	教育企画室総務担当/078-918-5054

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
156	令和6年7月	学校やスポーツ施設等への製氷機の設置要望	夏は異例の猛暑、それ以外の時期でも30℃超えの夏日が当たり前となり、誰がいつ、どこで熱中症になってもおかしくないリスクがあります。特に小さな子どもは地面に近い分、より熱中症になるリスクが高いと言えます。 熱中症の初期対応として有効なものにアイスバスがありますが、冷やす為の氷が身近になれば応急処置ができません。たとえ救急車が来るまでの間であっても、可能な限りやれば救える命があるかと思います。そのため、学校やスポーツ施設等に製氷機を早急に設置することを提案します。	本市の小・中学校では、製氷機の設置は寄附等により一部の学校に設置されていますが、全ての学校には設置しておりません。ただし、市内全ての小・中学校におきまして、冷凍は、保健室又は職員室へ設置しており、氷の保管はできていると考えております。 よろしくご理解賜りますようお願いいたします。 教育企画室学校管理担当 緑化公園課が所管しているスポーツ施設においては、アイシング用の氷やアイスパックを常備するとともに、経口補水液もストックしており、熱中症の方の応急処置として使用しています。また、タオルを氷水に浸して冷却する方法などもあることから、現時点においては製氷機の設置の予定はございません。 今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課	教育企画室学校管理担当/078-918-5197 都市整備室緑化公園課/078-918-5039
157	令和6年8月	小中学校の体育館、武道場にエアコン設置のお願い	夏休みの部活動は扇風機だけでは辛いと子どもが毎日言っており、屋内での熱中症がとても心配です。 もちろん、部活中先生方は気にかけてくれているとは思いますが、水分塩分補給だけでは予防できるものではなく、練習も満足に出来ないと思われます。体育館、武道場にエアコン設置は近々予定にあるのでしょうか。	本市における学校施設の整備は、老朽化した校舎外壁などの改修のほか、トイレ改修やエレベーターの新設、児童数増加に対応したプレハブ校舎の新設など、限られた予算の中で優先順位をつけて、児童生徒の学習環境の向上に向けた取組を進めています。 全国の小中学校の体育館空調の導入率は、令和4年9月1日現在では、11.9%にとどまっています。さらに、導入実績のある自治体の整備内容を調査すると、体育館の全館空調を実施している自治体は限定的で、体育館の一部を冷やす部分空調の整備をしている自治体が多く見受けられます。 本市の市内全校の体育館に空調を整備するためには、大規模な空調設備の配置や電気容量の増設などの初期費用のほか、設置後のランニングコストなど相当な経費が必要となることから、現在、整備方法等を研究しているところです。体育館の空調設備には様々な整備手法があり、また、効率的な冷房のための断熱手法も様々です。このようなことから、体育館に空調設備を先行導入しているいくつかの自治体の実際に稼働している様々な空調施設の視察を予定しており、どのような整備手法が効果的であるか、効用面や経費面に見合う適正な整備方法について研究していきます。 よろしくご理解賜りますようお願いいたします。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197
158	令和6年8月	保育園の24時間ルールについて	通わせている保育園に、発熱後24時間は登園不可というルールがいまだにあります。こちらのルールはコロナのときにできたそうですが、明石市としてはすでに撤廃して行くことが取り決めにあると思います。 子の看護休暇、有給にも限りがあり、就労が困難になりますので、早急に対応していただけたらと思います。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが令和5年5月から5類感染症に変更されたことに伴い、同時に「解熱後の登園は24時間以上経過してから」の取り扱いを廃止する件についても、明石市内全保育施設に通知しており、併せて保護者向けの通知文も配付しております。 今回のご意見を受け、明石市内全保育施設に再度周知いたしました。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。	こども育成室/078-918-5149

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
159	令和6年8月	明石市の公立保育所ICT化について	今年からのコドモンのアプリ導入により、連絡帳の内容が簡素化され、個人のニーズに合わないことが多く、不満が生じています。また、乳児クラスの写真付き活動記録の配信もタブレットの台数不足で難しい状況です。 タブレットの台数を増やし、Wi-Fi接続も設置することで、保育の質向上と先生の負担軽減を実現し、安心して子どもを預けられるようにしていただきたいと思っています。	明石市立保育所では、保護者の利便性向上を目的に園児の欠席連絡や保護者へのお知らせ一斉配信、写真販売等においてICTを活用し、タブレットを使用しているところです。 お問い合わせのありましたタブレットに関しましては、端末に通信機能がありWi-Fi接続はなくても、園内・園外問わず使用できるモデルになっております。なお、限られた予算の中で年度途中にタブレットの台数を増やすことが難しい状況ですので、保育現場の状況を確認しながら、次年度に向けて必要数の確保に努めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。	こども育成室/078-918-5149
160	令和6年8月	明石市立高丘中学校のグラウンドについて	整備して頂いたテニスコートが砂場のような状態で、ボールをまっすぐ打つことが出来ないようです。グラウンド全面ゴム張は予算として難しいとは思いますが、少し固めていただけたらと思います。 様々な地区から通えるモデル校にもなっているため、今後も考え整備していただけたら幸いです。	高丘中学校のテニスコートにつきましては、昨年度2面、今年度2面をグラウンド南側に設置しましたが、体育の授業や他の部活動の大会等、多目的に使用しており、整備が難しい状況もありますが、日々改善に向けて取り組んでいます。 今後については、テニス部の顧問との協議や生徒の声を踏まえた上で、にがりの散布による土壌改良等やグラウンド使用後の整備方法について、更に検討してまいります。 ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197
161	令和6年8月	人丸小学校通学路の安全対策をお願いします	子どもが、登校時に車を避けようとして溝にはまり怪我をしました。毎日たくさんの子供たちが歩く場所なので、溝に隙間が出来ないようにする等、対策をお願いします。	人丸小学校においては、安全な通学のために、通学路における危険個所について、普段より周知を行っているところです。 保護者様からご指摘いただいた危険箇所ですが、安全な通学を行うためにも、具体的な危険箇所を学校にご連絡ください。そのうえで、学校から市へ対策を要望する等、具体的対策を検討して参ります。 児童が安全・安心に登下校できるよう学校と連携して取り組んで参りますので、今後とも本市の教育推進にご理解ご協力くださいますよう、お願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
162	令和6年9月	明石市の中学校にバドミントン部を開設してほしいです！！	中学校の部活にバドミントン部を作っていただけないでしょうか。 明石市で唯一のバドミントンクラブチームがこの4月に出来ましたが、指導者資格をもつコーチがいなく、練習場所も安定していません。今は高丘東小学校を拠点として頑張っているのですが、来年中学生に上がる子達に、毎日練習できる部活として、バドミントン部開設をお願いします。また、これから部活が民営化になるのを気に、指導者資格を持つコーチを一般募集で探していただきたいです。	部活動の開設につきましては、各中学校の規定により決定されておりますので、進学される中学校にご相談いただきますよう、お願いいたします。 また、指導者につきましては、市教育委員会では中学校の要望に応じて派遣する部活動指導員は募集しておりますが、特定の種目に絞った募集は行っておりません。指導者をお探しのようでしたら、明石市または兵庫県のバドミントン協会等にご相談されることをお勧めします。 ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
163	令和6年9月	小学校の体育の授業について	小学生の息子が体育を体調不良で見学しました。炎天下の下、途中の水分補給の休憩時間も無く、汗だくで見学したようです。体育館もエアコンの設置がされていないので、屋内とはいえ蒸暑く大変過ごし辛いそうです。 今一度、子供達の体育や、全校集会など教室から出る時間の過ごし方について見直して頂けると幸いです。	学校活動における熱中症対策については、屋内外問わず暑さ指数を(WBGT)を確認し、活動内容や時間を調整するとともに、水分補給をこまめに行うよう児童生徒へ指導しております。また、体育授業の見学者については、熱中症予防のため、より一層、見学場所や水分補給に配慮するよう各学校に指導して参ります。 ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
164	令和6年9月	保育園の利用調整について	保育園の利用調整について質問です。 現在保育園の空きを待っている状況で、入園できればすぐにでも復帰したいと思っています。保育園の入園待ちとなることは多少理解します。しかし利用調整表を見ていると生活保護受給世帯には加点があるようですが、これはなぜですか。 確かに子供を預けて仕事を見つけ、自立すれば税収としてはプラスになるのかもしれませんが、そもそもこの加点による生活保護からの脱却はきちんと検証されているのですか。されていないのであれば、どういった理由からしていないのか合わせて教えてください。	生活保護受給世帯の方が保育施設の入所を希望される理由は様々ですが、本市では生活保護受給世帯の方の保育環境を整えることで、就労などによる自立につなげていただくことを目的として、入所選考時に加点を行っています。 また、入所後につきましても、求職活動や就職内定の要件で入所された場合の就労開始や、生活保護の開始・廃止など、世帯の状況確認を随時させていただきます。 今後適正な利用調整に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	こども育成室 利用担当/078-918-5093
165	令和6年9月	保育園入所・小児科について	育休中で、保育所に入所しなければ仕事を退職させられるのですが保育園が見つかりません。こども育成室で事情を相談しても、年度途中の入所は難しいので認可外も検討してくださいと対応されました。認可外も問い合わせしましたがどの施設も待ちがある状態で、このままだとキャリアを諦めることになります。早急に待機児童の解消をお願いしたいです。また、小児科も全く足りてませんし、どこが子育てに優しい街なのでしょう。	本市では待機児童の解消に向け、保育施設の新規開設などを進めているところですが、例年、年度途中の入所については受け入れが少なく難しい状況です。入所希望にお応えすることができず、大変申し訳ございません。 認可保育施設を申し込み中の方には、10月初めに継続申込のご案内を送付させていただきます。そちらに、今年度の新規開設園のご案内を同封する予定にしておりますので、希望園の追加などもご検討いただければと思います。よろしく申し上げます。 こども育成室 小児科につきましては、令和6年度の新たな取り組みとして、小児科診療所開設費用助成金を創設いたしました。現在、助成金制度の利用者を募集しているところですが、現時点において、今年度中に複数の小児科診療所が市内に開設される予定となっています。引き続き、こどもの健康を守り、安心して子育てができる環境を整備するため、皆さまの声をお聞きしながら小児医療提供体制の充実を図ってまいります。 あかし保健所保健総務課	こども育成室 利用担当/078-918-5093 あかし保健所保健総務課/078-918-5414
166	令和6年9月	公立幼稚園の入園	明石市立の幼稚園に、兄弟優先枠がないのが不思議です。保育園でも兄弟同じ園だと加点があったり、民間幼稚園でも兄弟優先枠があります。兄弟で違う園になると、送迎の時間調整など本当に大変です。公立幼稚園の兄弟優先枠を来年度からでも作っていただきたいです。	公立幼稚園では、教室の数や1クラスの上限人数などから、受け入れできる人数には上限がありますが、4、5歳児クラスにつきましては、余裕のある定員設定をしていることから、申し込みをしていただいた方は全員入園されています。 3歳児クラスにつきましては、4、5歳児クラスに比べ1クラスの上限人数が少ないことから、入園希望者が募集人数を上回る場合には、担任の確保状況を見ながらクラスの増設を図っているところです。 今後も、希望される方が一人でも多く入園できるよう担任の確保に努めてまいります。	こども育成室 運営担当/078-918-5149
167	令和6年9月	バスの乗り方マナー	明石駅・明舞団地循環バスを利用する学生などの車内でのマナーが気になります。おしゃべりに熱中されている方が多いですが、注意をうながさなくても人が通行しているときは大きなカバンをよける、シルバーシートに座っていたらその座席を必要とする方には譲ってほしいです。小中高それぞれ、朝礼などで全校生に向けて注意してほしいと思います。	公共交通機関の利用時におけるマナーについては、普段より啓発を行っているところですが、改めて全校集会等、機会を捉えて啓発を行って参ります。 今後とも本市の教育推進にご理解ご協力くださいますよう、お願いいたします。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
168	令和6年9月	ベビーシートの無料貸し出し期間について	ベビーシートの無料貸し出し期間を1年から1年3ヶ月に延長して欲しいです。理由は、2023年9月よりチャイルドシートの新安全基準R129に移行したため、1歳3ヶ月までは後ろ向き設置のベビーシートが推奨されており、1歳でベビーシートを返却後、1歳3ヶ月まで、前向き設置のチャイルド&ジュニアシートが使用できないためです。 現在、ベビーシートを貸していただき大変役立っていますが、返却後の3ヶ月をどうするかが悩ましく、安全基準の変更に合わせて貸し出し期間の見直しを検討いただけると幸いです。	現在、貸し出し用のベビーシートについては、更新時期を迎えたものから順次、「新安全基準R129」に適合したベビーシートに入替を行っているところでございます。 全てのベビーシートが「新安全基準R129」に適合したベビーシートに入れ替わるまでの期間につきましては、貸し出すベビーシートによって貸出期間に差が生じることは、公平性の観点から望ましくありませんので、これまでどおり貸出期間は、満1歳の誕生日を最長期限とさせていただきます。 ベビーシートの更新がすべて完了した後、貸出期間の延長を検討してまいりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。 なお、1歳以降の幼児用チャイルドシートにつきましては、体重や身長を目安に、様々な種類のものであり、また、複数のタイプを兼用するものもあります。下記の「シートベルト・チャイルドシート着用推進協議会」のホームページを参考にいただけたらと思います。 https://seatbelt-childseat.jp/wear	子育て支援室 子育て支援課/078-918-5597
169	令和6年9月	有機農産物の給食への導入について	有機農産物の学校給食への導入をお願いします。フランスでは公共調達される食材の20%以上を有機食材とすることが義務付けられ、22年には有機食材率が30%になりました。他国の良い政策を模倣、実践していくことが明石市の良い所だと思います。有機食材率が高まっても食材費の上昇は見られていないとのこと、それは安く栄養価の高い旬の物を使用し、加工食品を減らして素材から調理し、肉・魚の代わりに卵・乳製品・豆類・全粒穀物などからタンパク質を摂れるメニューを採用しているためとのこと。小規模学校であれば、こういった特色ある給食も負荷が少なく始められるのではないのでしょうか。地元産の有機食材を公共調達で買い支える仕組みを構築することは、国のみどりの食料システム戦略とも合致します。	近年、全国的に給食に有機農産物を取り入れる動きが広がっています。明石市では、これまでも明石タコや明石ノリなどの水産物を使用するほか、近郊産の農産物を積極的に提供するなど地産地消に取り組んできたところですが、それに加え、今年度は、児童・生徒への自然環境への意識向上を図るなどの食育を進めることを目的として、学校給食において有機野菜や特別栽培のお米・野菜を提供する予定です。 これまで準備を進める中で、有機食材は、必要量の確保、価格面のほか、作業効率、配送面などで課題があることを把握しております。特に、明石市産や明石近郊産の有機野菜は流通量が少なく、調達が非常に難しいことが分かりました。 今後、これら課題への対応方策を検討するとともに、給食提供後は、学校現場の意見を参考にしながら、有機食材を使用した給食の在り方について考えて参ります。	学校給食課/078-918-5594
170	令和6年9月	小学校通学時間について	登校は8時からとなっていますが、仕事の都合もあり、7時半頃から校庭や図書室などで過ごせるようにならないでしょうか。 他県の小学校や、神戸市の一部の小学校では試験的に運用されてるようです。子育て支援の一環として明石でもそのようにしていただきたいです。 すぐには無理かもしれませんが、同じような思いをしている方はたくさんいると思いますのでご検討ください。	これまで、本市の各小学校におきまして、登下校時は、スクールガードや地域の方々と連携して見守り活動を行うとともに、各家庭におきまして、登校する時間が早くなりすぎないように見直しを図り、適切な登校時間となるよう周知徹底することで、児童の安全確保に努めてきた経緯があります。そのため、登校時間を早め、学校で児童を受け入れることにつきまして、現時点で判断することは、難しいというのが実状です。 しかしながら、いただいた意見、本市の現状ならびに他市町の動向を踏まえながら検討し、関係各課とも情報共有させていただきます。 何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
171	令和6年9月	保育園の利用調整結果の過年度分の掲載他	ホームページ掲載方法の変更をお願いします。 利用調整結果が掲載されていますが、過去3年分くらいの点数の変動を含めて希望園を決めたいので、3年分くらいを掲載、また基準表で育児休業からの復職で1～3点の幅がありましたが、採点基準が見つけれないため、一覧表でもわかるように改善して欲しいです。調整結果の「一」の扱いで、受入無しと希望者無しは意味合いがかなり異なるので、区別して表現してもらえた方がありがたいです。連携施設の関係性有無も、星どり表もしくは入所する方の概要書で一目でわかるようにお願いします。	ホームページでの利用調整結果の公表につきましては、申込みを検討される際、より多くのデータを参考にいただけたらよう、4月入所の選考結果を過去1年分から、過去3年分の掲載に変更しました。 また、小規模保育事業所卒園後の連携施設につきましては、「保育施設利用のしおり」36ページに一覧表を掲載していますので、合わせてご確認ください。 利用調整基準表・利用調整結果の表現につきましては、情報量が多くなることで見やすさ、分かりやすさを失わないよう配慮しながら、どのような記載方法がよいか、今後検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	こども育成室 利用担当/078-918-5093

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
172	令和6年9月	除草依頼と中学給食	わんぱく公園西側南北道の除草を定期的にお願します。 また、中学校給食がまずい時が多いとのこと。教育委員会にお伝えください。	こちら現場の状況を把握しており、既に委託業者に作業指示を済ませている路線でございまして、9月30日(月)に現場の除草を完了しています。 今後必要に応じて定期的に除草を行ってまいります。ご理解をいただければ幸いです。よろしくお願いたします。 道路安全室道路整備課 中学校給食については、小学校給食と同様に文部科学省の「学校給食摂取基準」に基づき必要な栄養価が摂取できるよう献立を作成しています。 また、献立内容については、味を含め、基本的には、小学校給食の献立をベースにしたものとなっていますが、様々な意見を献立内容に反映させるために、学校長、PTA、栄養教諭、食育担当教諭等で構成された献立調理委員会において、献立に関する意見を伺うほか、学校長の検食時の味に関する記録や、各学校に配置した栄養士からの生徒の意見等の記録を集約し、それらをできる限り献立内容に反映できるよう取り組んでいます。 一方で、中学校給食の味付けについては、味噌やしょうゆ、食塩の量を少なくするために、削り節・煮干し・昆布でしっかりと出汁をとり、旨味を十分に出すなど、調理工程の工夫を行い、薄味でもおいしい給食を提供できるよう努めています。 中学校給食の味付けにつきましては、個人の嗜好に関係しているところもあり、喫食する全ての生徒等が満足する味を提供することは難しいところではございますが、今後も生徒や関係者等の声をしっかりと聴きながら、おいしい給食ができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。 学校給食課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034 学校給食課/078-918-5594
173	令和6年10月	発達障害児進路	中学生の娘が発達障害のため、学習(特に積み上げが必要な英語数学)が出来ません。これは努力不足ではなく、発達障害の特性です。今発達障害が増えており、たくさんの生徒が困っています。そこでお願いがあります。 ・中卒の就職率を上げてほしい ・高校受験の科目選択制(得意な科目で勝負させてやってほしい) 発達障害児にも進学できて、勉強するチャンスを。 また勉強がどうしても苦手なら、仕事で能力を生かせる場を与えてあげてください。	中卒者の就職について回答させていただきます。中卒者の就職支援については、ハローワークで支援を実施しております。 ハローワークでは学校からの要請に基づき、生徒の希望に応じた求人開拓や職業相談、紹介状の発行などを行っており、支援した生徒の100%が就職内定しています。また、就職後の定着支援も行っています。 産業振興室商工政策課 【学校教育課:高校受験について】 発達障害をお持ちのお子様は明石市でも例外なく、全国的に多くなってきている現状があり、小学校や中学校でも個に応じた支援や合理的配慮が必要になってきています。兵庫県公立高等学校入学者選抜における配慮が必要な志願者については、中学校で行われてきた合理的配慮をもとに個々の状況に応じた特別措置を兵庫県教育委員会の高校教育課で検討していただいております。お問い合わせのあった高校受験の科目選択制につきましては、兵庫県教育委員会の高校教育課が担当課となっておりますので、詳しくはそちらへお問い合わせください。 学校教育課	産業振興室商工政策課 /078-918-5098 学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
174	令和6年10月	保育園の利用調整について	以前、生活保護世帯が保育施設申し込みにおいて加点されることについて質問し、担当課から自立を目的とした趣旨の回答をいただきましたが、私が聞きたいのは、実際に就労につながって税金を納めることができるようになったとして、その効果がきちんと検証されているのか、ということです。 今も自宅保育中ですが、普通に就労している世帯が仕事復帰できず、結局納める税金が少なくなっているのですから、生活保護世帯への加点が税金という点においてもきちんとプラスに働いているのかどうか、検証されるべきです。就労につながって税金としてプラスになっている金額、保育施設に入園できない世帯が育児休業を延長し、その分課税所得が減り、納める住民税がマイナスになっている金額、これらはきちんと検証されているのかどうかお答えください。検証されていないのであればなぜされていないのか、今後検証する予定はあるのか、いつからするのかお答えください。	保育施設への入所後につきましては、保育を必要とする要件が継続してあるかを確認する必要があるため、世帯の就労状況等を適宜確認させていただいているところですが、どれだけ納税をされているかという点については、入所・継続するための要件としていないため確認はしておりません。 そのため、生活保護世帯への入所選考の際の加点が税金にプラスに働いているか、また、施設に入所できないため育休延長されている方の住民税マイナス分などについては検証しておらず、今後行う予定はございません。 なお、利用調整、入所後の継続利用の要件に関しましては、多くの方にご理解いただき、公平でバランスのとれたものにする必要があることから、いただいたご意見も参考にさせていただき、今後も引き続き検証を行ってまいります。ご理解いただきますようお願いいたします。	こども育成室利用担当 /078-918-5093
175	令和6年10月	中学生の部活動について	息子が陸上部に所属しています。 陸上の試合・大会では先生方がスタッフとなり、競技の審判・測定をしてくださっていますが、そちらがメインとなり、生徒が全く管理されておりません。真夏の試合でも朝から夕方までずっと外で放置で、管理どころか監督すらできていません。顧問の先生が大会スタッフでだれも生徒の様子を見れないなんて、あってはならないのではないですか。 また、この陸上の大会は春から秋はほぼ毎週末のように行われます。自分が出ない試合にも応援と手伝いで出席は強制です。 週末2日とも丸1日拘束され、子どもは休めません。テスト前も同様です。休みたかったら休めば良いと口では言われていますが、休めない雰囲気です。上を目指すこと、大会をスムーズに行うこと、この2点だけが目的になっていると思います。学校も黙認しており、学校として行う部活動については指導要領が定められていますが、その主旨とは現実が乖離してしまっています。部活動は学校や先生方の善意で成り立っており、金銭的にも労力的にもスポーツの習い事が難しい我が家では、大変ありがたく思っています。しかし、善意で成り立っているからこそ、子供や保護者からはおかしいと言うことができません。教育委員会は、今一度中学生の部活動の指導について見直してください。	中学校部活動における陸上競技の大会運営においては競技の特性上多くの運営スタッフが必要となるため、顧問が審判や計測をすることになっております。運営業務に従事していない時間帯においては、適宜会場の巡回指導を行い、生徒の安全管理に配慮しております。あわせて、顧問は定期的に生徒の体調確認を行い、生徒の安全管理に努めております。大会実施時における生徒の安全管理には注意を払っておりますが、再度徹底するため、陸上競技担当校長および種目委員長を通して各学校に注意を促します。 中学校運動部活動については、兵庫県教育委員会より「いきいき運動部活動」4訂版(平成30年9月)を基に、明石市教育委員会として「中学校における運動部活動指導の手引き」5訂版(平成31年4月)をガイドラインとして発行し、教職員および部活動指導員へ安心安全な部活動を行うよう周知しております。不適切な指導が行われている実態があれば個別に対応し指導を行いますので、学校名をご教示いただけますようお願いいたします。 ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
176	令和6年10月	育休中の学童について	育休中は学童が利用できず、学童の預け入れをお願いして14日以内に復帰しないといけないというルールがあります。復帰の月など下の子の慣らし保育などもとても大変な時期となりますので、一か月以内の復帰に変更していただけないでしょうか。 また、学童を育休中もお願いできる地域もあると思いますが、明石市はその点についてはどのようにお考えでしょうか。	放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的として設置しております。 お尋ねの1点目、復職要件14日以内を1か月以内ということですが、現在、明石市では、年度途中で入所可能な日(入所日)を、月2回(1日と15日)とすることで、それぞれのご家庭の状況に応じて入所いただけるようにしております。申し訳ございませんが復職のタイミングに合わせて、入所日をご検討いただければと存じます。 次に2点目の育休中もお願いできる地域についてですが、放課後児童クラブは最初に書きしました目的で設置していることから、育休中のお預かりは致しかねますので、ご了承ください。 ただし、市でそういったお声があると認識し、今後、施策での検討事項とさせていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。	こども育成室保育環境整備担当(放課後児童クラブ)/078-918-6004

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
177	令和6年10月	保育園について	保育料の月額制度について、検討いただきたいです。第一子の通うこども園では、何かにつけて自宅保育するように言われます。保育士さんの人手不足など、事情や心情はわからなくはないですが、こちらは月額で保育料を支払っているにもかかわらず、お休みさせないといけないことに不満があります。1週間休むと、保育料の1/4は無駄になっているようでどうも納得がいきません。国の決まりで保育料は月額支払いになっているため、保育料を日割りにすることは市町村単位ですぐに対応できることではないことは理解しますが、それなら、園の都合で自宅保育にするのはおかしいのではないかと思います。この件に関して市としてはどのようにお考えでしょうか。	保育料は、国の定めにより月単位で計算することとされており、災害その他緊急やむを得ない場合などを除き、原則として、お子さんが保育施設を利用されない場合でも減額されません。 なお、お盆休みなど、利用者が少ないと見込まれる場合は給食食材の発注や職員配置を調整するために出席確認をさせていただき、家庭保育が可能な場合はご協力をお願いすることがあります。 しかしながら、保護者の方から保育施設の利用が必要である旨の申し出があった場合は、認定時間の範囲内で受け入れることとなっているため、保育施設の都合で受け入れを断るような不適切な実態があれば、個別に対応し指導を行ってまいります。	こども育成/078-918-5093 室
178	令和6年10月	学校設備への要望	学校の体育館にエアコンを付けてください。また、トイレはすべて洋式にしてください。	本市における学校施設の整備は、老朽化した校舎外壁などの改修のほか、トイレ改修やエレベーターの新設、児童数増加に対応したプレハブ校舎の新設など、限られた予算の中で優先順位をつけて、児童生徒の学習環境の向上に向けた取組を進めています。 本市の市内全校の体育館に空調を整備するためには、大規模な空調設備の配置や電気容量の増設などの初期費用のほか、設置後のランニングコストなど相当な経費が必要となることから、どのような整備手法が効果的であるか、効用面や経費面に見合う適正な整備方法について、現在研究を進めているところです。 また、学校トイレにつきましては、環境改善のため、老朽化が進んだトイレを中心に、順次洋式化改修及び床のドライ化等を実施しています。 ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
179	令和6年11月	小中学校保護者アプリについて	保護者連絡用として「校支援」というアプリを導入されていますが、とても使いにくいです。 小学校と中学校からの連絡が同じところに入るため、小学校は差出人が〇〇小学校となっていますが、中学校は「教頭」「給食」などとなっており、内容を確認してもどの学校から配信されているかわかりません。送る側はどのように表示されているのかご存じなのでしょう。 また、給食献立表が学校からも教育委員会からも届くので一つでいいです。小学校は紙媒体が減りましたが、中学校は未だに紙媒体が多く、学年、学級通信がアプリで配信されることはありません。何のためのアプリでしょうか。 もう一つは、欠席の連絡をする時も、当日朝8時20分までと時間制限があり、連絡しづらいです。欠席・遅刻・早退以外の連絡は送れず、連絡帳のない高学年は結局先生に電話をするしかないのでしょうか。電話で話すほどでもない体調のことなど伝えられる項目があっても便利かと思えます。	スマートスクールアプリ保護者連絡帳の「お便り機能」につきまして、教育委員会から順次お答えいたします。 まず、小学校と中学校の通知がアプリの同じところに入るため区別しにくいというご意見についてですが、一つのアカウントに複数のお子様を紐づけた場合、小・中学校関係なく「学校通信」画面にお便りが届く仕様となっております。 どのお子様に届いたお便りが判断しやすくする一つ的手段として、お子様ごとにアイコンを色分けできる機能がございます。色分け設定は、画面左上のメニュー(三本ライン)のアカウント画面から行えますので、ご活用ください。 次に差出人が明示されずわかりにくいのご意見についてですが、アプリの導入に当たりまして、配信者名に学校名等を入れるよう運用ルールを定めております。 ご指摘のような事例があるということですので、あらためて各学校に周知いたします。徹底できておらず申し訳ありませんでした。 次に、給食献立表が二重に送付されているのご意見についてですが、今年度より、献立表については、情報伝達の効率化と省資源化を推進する観点から、紙媒体での学校からの配付を取りやめ、教育委員会からアプリによる配信のみを原則としております。 また、スマートスクールアプリ保護者連絡帳へ登録されていないご家庭につきましては、各校で未登録状況を把握し、紙媒体(白黒印刷)の配付を継続しています。 今後は、学校からのデータ配信は必要ないこと、また、紙媒体の配付はアプリ未登録の保護者のみとし、データとの二重配布を防ぐためアプリの登録状況を確認することを各学校に再度周知いたします。 次に、特に中学校でアプリの使用率が低いのご意見についてですが、保護者の情報取得の利便性の観点からは、なるべくアプリから情報提供しよう学校に周知して参ります。 一方で、アプリの中で重要な情報が埋もれてしまうことがないよう、アプリによる情報提供は、学校や教育委員会が作成するお知らせ等に限定しており、一部で紙による情報提供は継続しているところですので、ご理解の程よろしくをお願いします。 次に、アプリ上での欠席登録可能日時が限られているというご意見についてですが、アプリの仕様上、保護者連絡帳からの送信は午前0時から8時20分までに制限されております。ご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願いいたします。 なお、上記時間内であれば翌日以降の欠席連絡も可能ですので、欠席等が分かった時点で送信してください。 最後に、アプリでは欠席以外の連絡が送付できないのご意見についてですが、直接、学校に伝える必要がある内容は、従来通り電話等で連絡をお願いします。 このたびは、貴重なご意見を頂きましてありがとうございました。今後も運用の改善に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	教育企画室総務担当 /078-918-5054

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
180	令和6年11月	中学生の標準制服について	中学生の標準制服ができたのは良いのですが、複数の学校が集まるイベント時にどこの生徒か分かりにくいです。学校ごとに異なる色や柄のネクタイやリボンを導入してほしいです。	「みんなが選べる明石の制服」については、生徒が自由な意思によって選べるものとして、ブレザー、ズボン、スカートの仕様を明石市教育委員会で定めたものです。それに加えてネクタイやリボンを導入することは、各中学校でその方が良いと決まれば、教育委員会としてそれを止めることは致しません。また、その場合、教職員だけで決めるのではなく、児童生徒の意見を反映する形で決めることが望ましいと考えています。	児童生徒支援課/078-918-5096
181	令和6年11月	中学校の夏服について	夏服のポロシャツ生地が薄く、かなり下着が透けます。特に女子生徒は透けが気になると思いますし、男子生徒も女子の下着が透けている姿を見ることがとなり、様々な影響が懸念されます。夏の猛暑に備え、薄く涼しい素材を採用していただいたのかと思いますが、白色だけでなく、紺色もしくは黒色のポロシャツも導入していただけないか。思春期の子ども達が安心して学校生活が送れるよう改善を強く求めます。	夏服のポロシャツについては、明石市教育委員会が指定したものではなく、各中学校でどのような夏服が良いか検討し、決めているものとなります。下着が透けるということで懸念をお持ちの保護者がおられるということに関しては、中学校へ教育委員会から連絡させていただきます。今後、そういった課題を踏まえて、色付きのシャツの導入や生地の改善などをすべきかどうか、教職員だけで決めるのではなく、生徒の意見を反映する形で決めていくことが望ましいと考えております。	児童生徒支援課/078-918-5096
182	令和6年11月	児童扶養手当について	現在シングルマザーで、息子と二人暮らしです。11月から扶養手当が外れました。その月々の給料で生活するのに足りないのは明白で、足りないから時間が許す限り働きます。すると手当の対象外となり、掛かる費用が何万円も増え生活できません。この手当の制度を改正してほしいです。	児童扶養手当はひとり親世帯の方を対象とした手当ですが、一定以上の所得がある方は、手当の一部もしくは全額が支給されない制度となっております。この所得制限額につきましては、昨今の就労収入の上昇等を踏まえ、国が本年11月支給分より引き上げを行ったところですが、昨年の所得額が引き上げ後の所得制限額を超過していたため、本年11月から来年10月までの間、手当の全額が支給されないこととなった次第でございます。児童扶養手当制度の改正についてのご要望でございますが、本制度は国が全国一律で定めていることから、市の判断により制度を改正することができませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、児童福祉課では、ひとり親の皆様方のために、母子・父子自立支援員が生活全般や支援制度についてのご相談に応じています。児童扶養手当以外にも各種支援制度がございますので、ひとり親家庭相談ダイヤル(078-918-5182)までお気軽にご相談ください。	子育て支援室児童福祉課/078-918-5027
183	令和6年11月	保育園の延長保育料金について	明石市の認可保育園に子ども2人を預けています。月に数日18時以降のお迎えになる日があるのですが、延長料金を日割りにしていただけないでしょうか。月に3日だけの2人延長で¥6,000の出費は大きいです。ご検討お願いします。	延長保育料について、明石市より各施設に、「上限額を3,000円とすること」、「生活保護世帯、非課税世帯等については0円とすること」を依頼し、各施設において対応いただいているところですが、一方、日割りに関する対応については、各施設において判断いただいているところですが、延長保育料の日割りに関する要望をいただいたことについては保育施設と情報共有を図ってまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	こども育成室利用担当/078-918-5092

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
184	令和6年11月	春休み中の学童について	夏休みと冬休みのみの学童受け入れはありますが、春休みのみの受け入れがなく困っています。普段は子どもが帰宅するまでの短時間のパートなので問題ありませんが、長期休みは学童を利用しないと働くことができません。春休みのみの入所もできるようにしていただきたいです。	春休みは4月1日から入学前の新1年生の受入があり、まだ児童クラブに慣れていない子どもへの安全配慮などの必要があるとともに、クラス編成など新学年の準備で業務が増大する繁忙期となるため、受入体制に余裕がないなどの課題がある状況でございます。まずは利用希望調査の際にニーズのアンケートを行い、支援員の負担軽減を図ったうえで対応を検討してまいります。	こども育成室保育環境整備担当/078-918-6004
185	令和6年12月	朝霧川に子供達だけで危険だと思います	朝霧川で、季節、時間はさまざまですが、低学年の小学生や、ときには1人だけで川に入る子どもを見かけます。自然に親しむのはいいことですが、水遊びに監視の大人がいないのはどうかと思います。また、中学生は川の中にサッカーボールを持ち込み、キックのラリーをしており、目の前には朝霧病院もあるので、通院の方や自動車に当たれば事故につながります。可能であれば、危険な時はスクールガードの方が注意を促してもらうよう希望します。各場所には監視カメラや、水量が増せば危険を知らせるランプもありますが、学校で新学期に注意をお願いします。	「市民の声」にお寄せいただいたご意見をもとに、朝霧川に隣接する学校に連絡いたしました。まもなく、冬休みを迎えますので、終業式の中で、子どもたちに朝霧川での遊び方についても指導していただけるようにお伝えしました。子どもたちが、大きな事故になる前に、ご意見をいただき、ありがとうございました。今後とも、地域で暮らす子どもたちを温かく見守っていただけると幸いです。	学校教育課/078-918-5055
186	令和6年12月	中学校の休日の部活動の地域移行について	国は2023年度～2025年度の間に休日の部活動を地域へ移行して、2026年度～2031年度の間に平日の部活動も地域に移行する方向を示しています。平日・休日ともに部活動が地域へ移行した場合には、部活動の指導者が平日と休日と異なることは避けなければなりません。平日と休日の指導者が異なれば、個人競技及び団体競技を問わず指導方針が必ず異なります。その場合、指導を受ける中学生が混乱してしまいます。また、指導者が同じであることによって、中学生の安心に繋がり、中学生の心身面の異変をチェックし、成長を把握することができます。そこで、明石市においては、休日の部活動への移行という暫定的な方針に限定せずに、国の最終的な方針どおり、平日の部活動と休日の部活動とを一体的に捉えた明石市の方針を市民に明らかにすることを提案します。また、中学校の部活動の地域移行に関して、スポーツクラブ21の役割が見えてきません。複数の小学校区のスポーツクラブの協議によって、最寄りの中学校の部活動の地域移行に関して、果たすことができる役割があるはずです。この機会に小学校区のスポーツクラブ21の将来像を示すことを提案します。	本市における中学校部活動については、国や県が示す通り、まずは休日の活動について地域移行することを目指しております。平日の移行については、国や県の方針を踏まえながら今後も検討していくこととしております。ご提案のとおり、平日と休日で異なる指導者が指導にあたることは課題となっておりますので、本市においては現在モデル事業を実施し、検証を行っております。指導者間の連携を強化し指導方針の共有を図るとともに、学校、地域、保護者などが協力し対応していくことが必要だと考えております。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。学校教育課 スポーツクラブ21は、地域住民の皆さんが気軽にスポーツや文化活動を楽しむ、家族や友人と一緒に汗を流し、地域交流を深めることを目的に、市内各小学校区に設置されております。運営については地域の方々により行われ、活動としては主に小学生や高齢者を対象とした種目が多く、その指導についてはほとんどが保護者等のボランティアにより行われている状況です。明石市では、自主運営をされ、また専門知識もない地域の方々に、中学校の部活動を担っていただくのは相応しくないと考えております。引き続き、明石市の地域スポーツ活動として、スポーツクラブ21の活動の充実を図ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課	学校教育課/078-918-5055 市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課/078-918-5004

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
187	令和6年12月	中学校給食の米粉パンがおいしいので商品化してください	周囲の声で給食米粉パンがとてもおいしいと聞いており、先生も生徒もみんな米粉パンの日を楽しみにしています。 明石市の学校給食取り扱いのパン屋さんで、給食の米粉パンが買えないか尋ねたのですが、市から供給された粉を使って焼くので、通常商品と別で作るから、商品としては販売していないとの回答でした。でも、ここまでおいしいと評判の米粉パンに限られた人しか食べられないのはとてももったいないと思います。明石市のPRのひとつとして、市の給食の米粉パンを売り出されてはいかがでしょうか。絶対人気商品になると思います。ぜひご検討いただけると嬉しいです。	明石市の学校給食で提供しているコッペパンや米粉パンについては、公益財団法人兵庫県スポーツ協会兵庫県学校給食・食育支援センター(以下、食育支援センター)が選定する複数の学校給食用製パン委託加工工場(以下、加工工場)において製造しており、使用する小麦粉や米粉、その他副材料についても、食育支援センターで調達することとなっています。 米粉パンの使用食材を自ら調達し、通常商品として製造販売することは加工工場の判断となりますので、今回いただいたご意見につきましては加工工場と共有させていただきます。 今後もおいしい給食ができるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	学校給食課/078-918-5594
188	令和7年1月	中学校の上靴、体育館シューズについて	中学校への入学で、指定の上靴と体育館シューズ合わせて6,000円するものを買わないといけないことに驚いています。 どうして小学校の時のように近くで買えるものではないのですか。成長で買い替えが必要な場合、わざわざ指定されたお店まで行かないといけないし、料金も高く大変です。学年色の問題や一体感、統一化でしょうか。	上靴や体育館シューズは、学校生活で長期間着用することから、足の発育や発達、成長を阻害しないものや安全面を確認したものを学校で採用しています。また、靴のサイドラインの色等を学年ごとに変えることで、学年を判別でき、生徒指導でも有用な部分もあるため、学校が業者を指定し、保護者に購入していただいています。 購入につきましては、学校から業者に連絡を入れ、業者が学校に届けるなどの対応を行っているところもあります。様々な事情がある場合は、個別に相談に応じて対応していますので、要望内容につきましては通学される学校へ一度ご相談いただけますでしょうか。 何卒、よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
189	令和7年1月	明石市の小学生の通学環境を改善するためのランリュック型ランドセル導入提案	現在のランドセルは、重く肩への負担が大きく、通学が大変であるとの声をよく耳にします。そこで、より健康的で便利な通学を実現するために、「ランリュック型ランドセル」の導入を提案いたします。 1. 健康面でのメリット 負担を軽減するよう設計されていることから、通学中に過度の負担を感じることなく、健康的な生活習慣が身につきます。 2. 軽量化と機能性 軽量素材を使用し、従来のランドセルよりも軽く、肩や背中にかかる負担を大幅に減少させます。さらに、収納スペースを工夫し、教科書などを整理整頓できるようになれば、通学をより便利で効率的にすることができます。 3. 安全性の向上 反射材やLEDライトを取り入れることで、夜間や薄暗い場所でも子どもたちの視認性が向上し、交通事故のリスクを減らすことができます。 4. 持ち運びやすさと多機能性 通学だけでなく、スポーツや遠足、日常的な利用にも適しています。背負いやすさや調整機能を強化し、自分で簡単に調整できるようにすれば、通学の際の利便性が高まります。 5. 環境への配慮 エコ素材を使用し、リサイクル可能な素材や省資源型の製品を導入することで、環境保護にも寄与することができます。 明石市は、教育環境や市民サービスの向上に常に力を入れている都市です。このような新しい取り組みが進むことで、子どもたちが健やかに成長できる環境がさらに整い、明石市の魅力が一層高まると確信しています。導入を推進する活動についてご検討ください。	現在明石市では、通学時のかばんについては各小学校の裁量のもと決定しております。それぞれの学校の方針に基づき、ご家庭で従来のランドセルやリュックサック、ランリュック型ランドセル等、選択いただいている状況にあります。ご提案いただいたランリュック型ランドセルについては、学校や家庭より問い合わせがあった際、適宜情報提供させていただきます。 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。 何卒ご理解いただきますようお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
190	令和7年1月	保育施設での乳幼児突然死症候群の対策について	こども家庭庁より乳幼児突然死症候群の対策として、掛け布団を使用しないことが発信されています。そのため自宅ではスリーパーを使用していますが、保育施設ではいまだに掛け布団と敷布団の持参が呼びかけられています。保育士の方がいることはもちろんですが、窒息事故が無くなっていない現状、安全第一の保育施設でも掛け布団を使用しない対応を徹底していただきたいです。	市内保育施設においては、午睡時の乳幼児突然死症候群対策として、午睡中0歳児は5分毎、1歳児は10分毎に午睡チェックを一人一人実施しており、呼吸状態・顔色・汗や体温等の全身状態・嘔吐はないか・寝具が顔にかかっていないかを含め体の向きは大丈夫か(うつ伏せの場合は必ず仰向けに戻しています)の記録をするなど、安全な睡眠環境を整えることやお子さまの状態に留意しているところです。ご理解いただきますようお願いいたします。	こども育成室運営担当 /078-918-5149
191	令和7年1月	明石市の学童について	今年春から学童の利用予定ですが、料金が高過ぎます。月額8,000円ですし、延長料金が17:00からというのは共働き世帯に優しくないと思います。保育園は、延長料が18:00からで1日500円。手がかからなくなる小学生がそれ以上に高いのはなぜでしょうか。もう少し学童について優しくならないでしょうか。	放課後児童クラブにかかる費用については、保育所・幼稚園のような無償化の制度がないことから、延長料金についても同様ですが、受益者負担の原則に沿ってご負担いただいております。 なお、ご負担いただきました費用については、支援員の配置や施設の維持管理費用として児童クラブの環境整備に充てております。 また、児童クラブの開所時間については、お子様が安全に帰宅できる時間を考慮して午後5時までとさせていただいており、以降の午後7時までについては、延長利用として、別途費用を頂戴しております。 いただきましたご意見については、今後の参考とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	こども育成室施設担当 (保育環境整備担当) /078-918-6004

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
192	令和7年1月	ハレハレ、予約制の導入についてのお願い	子育て支援施設、ハレハレに予約制を導入して欲しいです。大久保駅近辺に居住しておりますが、ハレハレに向かっている途中で予約枠が埋まってしまう事が度々あります。幼児を連れてどこかで時間を潰したり、交通機関で移動するのは容易ではありません。大久保より西部や北部など他の地域の方はもっと利用しにくい状況だと思います。ハレハレの立地が明石駅前になるのは仕方ないと思いますが、せめて地域によって利用のしやすさに差が出ないよう、予約制にしてもらえませんか。過去の同様の質問には、祖父母の予約のしにくさ、イタズラや無断キャンセルなどの不正予約についてを理由として回答されていました。 何度もハレハレを利用していますが、ハレハレは運動量が多めの遊具が多いせいか、ほとんどが父母の同伴で、祖父母世代はあまり居られません。イタズラ目的の予約というのは一プンから日も経っていることからあまり考えにくく、また、予約したものの来所しない場合などは、一定期間予約ができないようにするなどの対応で防止できないでしょうか。他の自治体でも予約制を導入しているようですので、明石市でもなんとか予約制を導入できないでしょうか。ハレハレ自体は遊具の質も良く、スタッフさんの対応もとても丁寧で、こうした施設を無料で使わせていただけることには大変感謝しております。住んでいる地域によって利用しやすい子、しにくい子の差が出るのを少しでも縮めていただけると嬉しいです。	施設が市東部にあるため、市西部地域にお住まいの皆様には、ご利用面で何かとご不便をおかけしており、大変申し訳ございません。 ハレハレにつきましては、施設オープンより、Web予約導入について繰り返し検討を行っていますが、いたずら予約や無断キャンセル、祖父母世代の保護者が利用しづらいなどの課題があり、現地での発券予約制を継続しております。 ご指摘のように、Web予約を導入している他の自治体では、無断キャンセルが発生し、当日に枠があっても利用出来ず、利用に支障が生じたり、高齢世代にはなかなか浸透づらいなどの現状を伺っております。 今後も引き続き、利用者の声を聴きながら、1人でも多くの方が快適に利用出来る施設となるよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	子育て支援室 子育て支援課/078-918-5597
193	令和7年1月	王子小学校、登校班のありかたについて	児童の安全の為とは理解しておりますが、6年間、親が登校班に付き添い学校まで登校する明確な理由が知りたいです。 共働きも増えていますし、当番の日に一度も来ない親もいます。未就学児を連れ、学校まで付き添っている親もいます。学校まで付添うのではなく、例えば、登校班の集合場所で人数確認し、あとは子供たちだけで登校させるということではできないのでしょうか。登校班の有無も同じ市内でも学校により違います。また、登校班の説明会が平日の夜にあるのも理解し難いです。登校班のありかたについて、改善していただけないでしょうか。	王子小学校へ登校班についての聞き取りを行ったところ、「王子小スクールガード」が主体となって取組を進めているとのことでした。 「王子小スクールガード」は、地域のスクールガード方及び保護者で構成されている任意の団体です。 登校班のあり方について、保護者から小学校へ意見等が寄せられた場合は、その都度、「王子小スクールガード」に情報提供を行っています。代表の方は、今後の登校班のあり方について、役員で意見交換を行うことやアンケートを取ることで見直しを図り、今の時代にあった形を検討しているとのことです。 この度、相談者様からいただきましたご意見は、学校を通して代表の方へと伝えるよう依頼しております。また、登校班に関する要望等は、王子小スクールガードの代表または地区役員の方へご連絡下さい。 今後とも本市の教育推進にご理解ご協力くださいますよう、お願いいたします。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
194	令和7年2月	大久保南小学校のトイレの洋式化について	現在、教室近くのトイレは、女子が洋式1つ、男子は0です。洋式に生徒が並ぶため、混雑してしまい、トイレを我慢する生徒、水分補給を減らす子もいると聞きました。洋式化については、校舎の老朽化が進んでいる学校から実施していると以前報告がありましたが、南小学校は比較的新しいため、洋式化への優先順位が低いと思われます。この洋式計画は何年かけて実施する予定でしょうか。神戸市のように一度に実施する事はできないのでしょうか。	近年、一般公共施設等でもトイレの洋式化が進んでいるなか、学校トイレについても更なる洋式化改修を進めていく必要があると考えており、老朽化が進んだトイレを中心に年次的に洋式化改修等を実施しています。また、洋式化するとともに、より衛生的に利用いただけるよう床のドライ化等もあわせて改修を進めています。 学校施設の整備については、トイレ改修のほか、老朽化した校舎外壁の改修やエレベーターの新設、児童数増加に対応したプレハブ校舎の新設など、限られた予算の中で優先順位をつけて、児童生徒の学習環境の向上に向けた取組を進めており、小学校のトイレ改修については年間3校(各1棟ずつ)程度のペースで継続的に実施しているほか、緊急性が高いと判断した場合は部分的な改修を行っています。 大久保南小学校については、平成11年度の開校以降、全面的なトイレ改修は行っておりませんが、児童の使用頻度が高いトイレについては、一部の和式便所を洋式便所に改修いたしました。残っている和式便所については、児童の利用状況や他校の老朽化等の状況を踏まえながら、順次洋式に改修していく予定です。 すべてのトイレの洋式化が完了するまでご不便をおかけすることになります。が、ご理解賜りますようお願いいたします。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197
195	令和7年2月	育休退園制度の廃止について	2025年4月より育休退園制度が廃止されますが、どのような趣旨なのでしょう。下の子が生後2ヶ月で上の子が退園」といった他市のような制度であれば問題があると思いますが、少なくとも下の子が満1歳になるまで保育を継続していただけるのであれば、退園させても問題ないと思います。上の子の退園で保育園の受入人数を空けて、就業や出産など本当に保育が必要な方に譲るべきだと考えます。	国の「子ども・子育て支援法施行規則」では、保育施設を利用するための保育を必要とする要件として、就労や妊娠・出産、保護者の方の疾病などとともに、育児休業にかかる子ども以外の子どもが現に教育・保育施設を利用しており、引き続き利用することが必要であると認められることと規定されていますが、継続利用できる期間については自治体ごとに異なるというのが現状です。 現在明石市では、「育児休業の対象となる児童が満1歳になる年度の翌4月29日まで」継続利用可能としていますが、現行制度で、実際に退園になるお子さんが年間数名ではありますがおられ、またこの制度があるために、育児休業を早めに切り上げざるを得ない保護者の方もいらっしゃいます。 市としては、すでに保育施設に通われているお子さんの保育環境を変えることは望ましくないこと、また保護者の方が在園中のお子さんの退園を気にすることなく、育休復帰のタイミングを選択できるようにという趣旨から制度を廃止するものです。 ご理解賜りますようお願いいたします。	こども育成室/078-918-5093
196	令和7年2月	明石子育て支援センターのプレイルームについて	あかし子育て支援センター内のプレイルームをよく利用しますが、スタッフの対応が気になります。様々な年齢の子供たちが遊んでいるため度々危険な場面を見かけられるのですが、スタッフは見えていませんし、注意もしません。保護者が止めれば良いのですが、止めない場合はスタッフが注意してほしいです。どうか子供たちが安全に遊べる環境にしてください。	当施設では、保護者の皆様やお子様ที่安心・安全にご利用いただけるよう、また、お互いに気持ちよく過ごしていただくために、原則、保護者の皆様でご自身のお子様の見守りなどをお願いしております。 スタッフである子育てアドバイザーは、施設内で危険な行為があればお声掛けさせていただくなど、施設の安全な運用を心がけておりますが、この度は、当センターをご利用いただいた際に、不安なお気持ちにさせてしまい、申し訳ございませんでした。 この度、頂きました貴重なご意見を子育てアドバイザー全員に共有し、お子様や保護者の皆様が安全・安心にご利用いただけるよう、努めてまいりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
197	令和7年2月	小学校給食について	献立を見たのですが、メイン、炭水化物、汁物、牛乳のみの給食で副菜がないことに驚きました。保育所は副菜があるのに、小学生からはないのはなぜですか。栄養面が心配です。コストがかかるのと事でしたら、牛乳を副菜に変えるなどにしても良いのではないのでしょうか。改善をお願いします。	本市では、学校給食の栄養面については、文部科学省の「学校給食摂取基準」に基づき、児童が必要な栄養量を摂取できるように献立を作成しています。例えば、食材の組み合わせや、調理作業の工程、児童が時間内に配膳し食べられる量となっているかななどを総合的に考慮し作成しています。副菜を提供しない日もありますが、その場合はメインのメニューや汁物に多様な食材を使用するように配慮しています。 また、牛乳には発育期に必要なカルシウムやたんぱく質などが豊富に含まれています。特に、カルシウムについては、文部科学省の基準値の半分以上を牛乳で補給しており、価格面でも優れた食材です。このように他の食品に比べて、牛乳は必要とされる栄養量を非常に効率的に摂取できるものです。 なお、献立作成に関しては、校長、栄養教諭、PTA代表、食育担当教諭などで構成された“献立調理委員会”を設置し、様々な視点から意見等をいただき献立に反映させています。 今回頂いた意見も参考に、今後とも現場の意見等を聞きながらより良い献立を提供していきたいと考えておりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。	学校給食課/078-918-5594
198	令和7年2月	保育園の加点について	保育園の加点についてですが、育休明けと、入園希望日から就職が決まっている事、状況に違いはないと思いますが後者は加点がありません。 入社の内定をもらってから入園希望を出していましたが、育休明け加点がないので保育園に落ち、内定取消となりました。仕事が始まるという点では、同じ加点であるべきだと思います。育休加点で、1-3点と含みがありますが、職業別で加点が違うのか、正社員、パートで違うのか、兄弟の人数の違いなのか、教えてほしいです。 また、日本語を話せない外国人の子に加点がありますが、なぜ外国人に優位な仕組みになるのかわかりません。外国人の子供が入園すべきではないと言っているのではなく、加点し、優位とする事により、入園出来ない日本人がいると思います。加点の仕組みは市町村により違うので、明石市独自の仕組みで、すぐにでも改善いただきたいです。子供は増えましたが、保育園が足りておらず待機児童問題を解決できていないです。	育児休業の復帰加点につきましては、提出していただく書類のうち、勤務証明書に加え、育児休業取得を客観的に証明できる添付書類(育児休業給付金決定通知書等)の有無で違いがありますが、職業や正社員かパートか、兄弟の人数等による違いはありません。 また、育児休業明けの方と就労内定の方は働かれる予定という点では同じですが、育児休業の方は会社にすでに雇用されている状況にあり、特に復職による就労継続を支援するという意味から加点をさせていただいております。 外国人の保護者の方の日本語習得中の場合の加点につきましては、保育施設に入所し、日本での生活基盤をつくるため、必要となる日本語を学習しながら就労に就かれるというところに配慮し、加点をさせていただいているところです。 利用調整の要件につきましては、多くの方にご理解いただき、公平でバランスのとれたものにする必要があることから、いただいたご意見も参考にさせていただき、記載内容も含め、今後も引き続き検証を行ってまいります。ご理解賜りますようお願いいたします。	こども育成室/078-918-5093
199	令和7年2月	保育園のことにについて	小規模保育園に通園し、3歳を迎え卒園に伴う転園をする場合、提携先は10点をもらえますが、それでも入れない事案が起きてます。遠方で働くため時短勤務を余儀なくしているのに、3歳になった途端に転園できず保育園が見つからないと仕事を辞めないといけなくなります。私立などで対応すればよいことかもしれませんが、子育てに力を入れている明石市とは思えない状況です。せめて、提携先では転園になる子は必ず入れるよう考えていただけないでしょうか。	小規模保育園卒園のお子様が連携施設に転園することができるよう、施設側で受け入れ枠を確保するとともに、入所選考の際に10点の加点をさせていただいているところですが、選考指数でさらに高い方がいらっしゃる場合等、加点を行った場合でも転園ができない場合もございます。 しかしながら、小規模保育園卒園のお子様が通える施設がないということがないように、連携施設以外を希望される場合でも5点の加点をさせていただく等、できるだけご希望の施設に転園できるよう入所選考の際に調整をさせていただいているところです。 ご理解賜りますようお願いいたします。	こども育成室078-918-5093

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
200	令和7年2月	新2号認定申請方法	有効期限内の支給認定証を持っており、保留通知が来た人が、一号認定で幼稚園へ入園した場合、預かり保育を新2号で利用するための申請を就労証明書の提出ではなく、有効期限内の支給認定証の提示に変更してほしいです。就労証明書の記載内容に変更がある場合を除いては、何度も就労証明書を出すことに何の意味があるのかわかりません。	保育施設の申込みの際にご提出いただく就労証明書に基づき支給認定をさせていただきますいておりますが、新たに認定を変更される場合等、その時点の就労状況に変更がないか、ご本人にご提出いただく就労証明書にて改めて確認をさせていただく必要があるため、申請の都度、提出をお願いしています。なお、原本を提出済で写しを紛失した等、ご事情がある場合はこども育成室までご連絡いただきますようお願いいたします。	こども育成室/078-918-5093
201	令和7年2月	ミニバスケットボール、コートライン	ミニバスケットのルール改正が行われ、スリーポイントが適用されるそうです。現在の小学校体育館にはスリーポイントラインが引かれてないと思いますが、ルール改正の移行期間終了までに、スリーポイントラインは引いていただけるのでしょうか。学校単位ではなく、市としてエアコン設置と同様にスリーポイントラインを引いてもらいたいです。	本市小学校の体育館の仕様は学校ごとに異なっておりますが、児童が様々な活動を安全に行えるよう管理しております。学校教育活動においては、体育館においてバスケットボール等、様々な球技を取り扱うことがございます。授業は、児童の実態に合わせて運動能力や意欲を効果的に高めるよう、単元や内容を構成しますので、必ずしも競技の正規ルールで学習を行うわけではございません。そのため、学校の授業においては、今回のミニバスケットのボールのルール改正に合わせてスリーポイントラインを引く予定はございません。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
202	令和7年2月	受験について	明石市の子供の人口が急増しており、数年後、市内の受験戦争が始まる事が目に見えています。人口減少などを理由に西区は学校統合などを行い、自動的に明石市の公立に流れていく事もあり得ますが、明石6校の受け入れ人数増加は兵庫県政と検討していますか。もしくは学区の撤廃は兵庫県政と考えていますか。	兵庫県立高等学校の生徒募集人数や学区については、兵庫県教育委員会が決定します。	学校教育課/078-918-5055
203	令和7年3月	高校生通学定期券補助制度	神戸市では、高校生の定期代に補助金が出ていますが、明石市にもそういった制度を考えていただきたいです。	ご意見いただきました「高校生の通学定期券補助制度」につきましては、令和6年9月より神戸市における補助制度が拡充され、神戸市内の高等学校等へ通学する高校生の通学定期代が全額補助されると承知しております。本市におきましては、同様の補助制度の導入予定はございませんが、物価高騰等で家庭におけるこどもの教育費負担が増加する中、市民の皆様から様々なご意見をいただいているところです。国による児童手当や高等学校等就学支援金の拡充の状況等も踏まえ、更なる子ども・子育て支援施策を推進して参りますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	子育て支援室こども政策課/078-918-6073
204	令和7年3月	中学校の理科の授業での解剖について	中学2年生の娘が、理科の授業でニワトリの解剖の動画を見たそうで、内蔵や目玉を取り出すなど、非常にショッキングな内容だったようです。後日、実際に豚の目玉を解剖をするそうですが、母親の私を含め中学校で解剖をした人は周りに誰もいません。授業の内容は理科の先生に一任されているのでしょうか。また、解剖の資材準備には学校の許可もいるのでしょうかから学校長の許可も得てはいるのでしょうか、さすがに中学生にはショッキングすぎる気がして、トラウマにならないか心配しています。命の大切さを学ぶための大切なことなのかもしれませんが、解剖ではなく他の方法は無いのかと思ってしまいます。	中学校の理科では、動画視聴や解剖実技の学習活動を行うことで、生物の体の特徴を詳しく学ぶことができます。使用する動画の内容や解剖の実技については、学習指導を進める際、生徒に対して事前にその意義を十分に説明し、生徒の心情に十分配慮し、学習活動を進めることが重要であると考えています。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
205	令和7年3月	保育園の在り方について	子育てしやすいということで、子育て世代が移住してきていますが、その一方で、保育園に入れない状況がさらに深刻化しており、特に大久保や西明石は激戦区となっています。通勤とかけ離れた場所は空いていても、現実的には無理です。2025年から明石市も第2子以降の育休であっても、1年経っても保育園を退園しなくてよいという制度になり、ますますこの保育園問題に拍車がかかります。共働きでないと生きていけない世の中で、受け皿がないのはひどすぎます。パートでも0歳児で保育園に入った人はずっと希望園にいられて、フルタイムで少しでも子どもと一緒にいようと選択した人は、長く居れば居るほど入れません。世の中は男性にも育休を勧めているのに、これでは本末転倒です。そして、数年前までは保育園が足りないと新しい園を建てていましたが、ここ最近では小規模の2歳児までの受け入れ園が多く、5歳児までの園はほとんど建っていません。新しい園を建てず、公立の幼稚園を子ども園化し、そこに保育園部を設けて移行しようとしている市の方針も少子化なのでわかります。でも実態は、中学校区に1つの保育園部で、8時から受け入れ、車での送り迎えなし、このような在り方では行ける人は限られます。深刻化する問題に対して、次の対策を要望します。 1つ目は、選考基準です。 保育園の実態調査をしてほしいです。最初の申し込み時は、みなさんフルタイムの時間で就労証明を出します。しかし実際に保育園に入るときには時短勤務の時間で提出します。フルタイムで復帰しようとしている人と、結局選考時は同じ点数なのもおかしいです。フルタイムの人で第一子の人は入れず、小学生以降であっても兄弟のいる第二子の時短勤務の人は入れてしまうのは納得がいきません。選考上なかなか難しいと思いますが、実際の勤務時に保育を要する人か、通勤時間なども加味して対応してほしいです。 2つ目は、保育園の3歳児の在り方です。 ①新しい園を建てないのであれば、公立幼稚園の保育園部を、7時預かりの車送迎ありにし、公立幼稚園の敷地に小学校があることが多いので通学時間と被るのであれば、小学校や幼稚園の通学に被らないように送迎する。 ②空いている園への送迎システムを作る。一時的に預かる場所を設けて、そこから各園に分かれて送迎するシステムを子どもが過密する地域に応用する。 現状は、保育園に入ってしまった人にはずっと居られる優しいシステムですが、これから入ろうとしている人には相当しんどい状況です。子育てに優しい明石市として全国的にも名を売り出しているのに、実態は全く優しくなく、これから育てていくのに不安しかありません。どうか早急に対策を練り、対応してください。	「選考基準に関して」 時短勤務については、本来フルタイム勤務の方が育児と仕事の両立という観点から、育児休業復帰後の働き方として国に認められている制度ですが、育児休業から復帰される方につきましては、勤務場所や入園される施設により部分休業をとられる際の時間が変わる場合があります、選考が困難であるため、短時間勤務を加味した選考はしていません。 また、兄弟の状況や通勤時間等、ご家庭により様々なご事情があることは認識しているところですが、選考における加点の在り方につきましては、多くの方にご理解いただき、公平でバランスのとれたものにする必要があることから、いただいたご意見も参考にさせていただき、今後も引き続き検証を行ってまいります。 「3歳児の在り方に関して」 公立幼稚園は今年度、全園幼稚園型認定こども園へ移行しましたが、運用面は今までの公立幼稚園と変わらず、開園時間につきましても変更する予定はありません。 通園につきましても、小学校同様に園区での通園を基本としており、就労等で徒歩通園が難しい保護者様に限り、自転車での通園を許可する場合がございますが、幼稚園、小学校には保護者様の送迎用の駐車スペースはなく、児童園児等との接触の危険性もあることから、就労理由での自動車通園は認めておりません。 市としましては、現在待機児童の多い低年齢児の入所がしやすいよう、小規模園を中心に設置を行っているところですが、3歳児も含め、希望される方が入所できるよう、引き続き保育環境の整備に取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	こども育成室利用担当 運営担当/078-918-5093

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
206	令和7年3月	中学の部活地域移行について	剣道部でモデル事業を行われたとの報告を拝見しました。この結果をもつて、明石市としてはどのような方針で移行される予定でしょうか。剣道はどちらかというと個人競技で、バレーボールやバスケットボールなどチーム競技とは異なる事も多いかと思います。神戸市、加古川市では、それぞれ方針が発表されているので、明石市も教えていただきたいです。	スポーツ庁及び文化庁は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)において、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域のスポーツ活動に移行するという方針を示しました。 このことを受け、明石市では令和8年度中に、休日において、学校ではなく地域クラブ活動が実施主体となる「地域移行(地域展開)」を目指しています。平日については、現状の部活動の形を維持しながら、県や国の方針を踏まえ実施方法について検討を重ねているところでございます。 また、令和6年度に実施した剣道でのモデル事業の検証結果を活かし、剣道以外での競技の実施について検討を重ねるとともに、具体的な方針について関係団体と協議をしているところです。 ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	学校教育課/078-918-5055
207	令和7年3月	小学校の開門時間について	親の勤務開始時間の関係で、早朝7時より子どもを保育園に預けています。今後、上の子が小学生になった時、小学校が開く時間が遅いので、今のまま仕事を続けるのが不可能となります。神戸市などは試験的に小学校の開門時間を早めているところもあるようですが、明石は小学校の開門時間を早める等の検討はされているのでしょうか。	これまで、本市の各小学校におきまして、登下校時は、スクールガードや地域の方々と連携して見守り活動を行うとともに、各家庭におきまして、登校する時間が早くなりすぎないように見直しを図り、適切な登校時間となるよう周知徹底することで、児童の安全確保に努めてきた経緯があります。そのため、登校時間を早め、学校で児童を受け入れることにつきまして、現時点で判断することは、難しいというのが実状です。 しかしながら、いただいたご意見につきましては、今後、検討課題として、関係各課で情報共有させていただきます。	学校教育課/078-918-5055

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
208	令和7年3月	子供の遊び場及び危険箇所等について	神戸市から転入し実際生活してみると、明石市は子育て支援に長けていると耳にしますが、子育てする親の立場をあまり理解できていないように感じます。不便・不安に思うことがあるため、その要望をお伝えします。 〔子供の遊び場について〕 ・室内の遊び場が少なすぎます。児童館もなく、西明石の支援センターは本当に小さくすぐに人が集まるので入れないことがほとんどです。児童館がないのであれば、その分お作り頂きたいです ・公園の遊具の対象年齢が高すぎます。主に上ヶ池公園と西明石北町公園を利用していますが、1～3歳対象の小さい子供向けの遊具を設置してもらえたら嬉しいです。また、西明石北町公園は遊具が古く、数も少ないように思います。 〔保育園について〕 ・数が少なすぎる、入れない、また姉弟同一の保育園に入れない、本当に改善して頂きたいです。 ・育休中の保育時間ですが、下の子の育休中で上の子を保育園に預けた場合、保育時間は市の方針で9時から16時までと定めていると保育施設の方から伺いました。夫婦どちらかの通勤時間に合わせて預けたくてもできません。育休中であっても夫婦で協力するのが普通だと思いますが、これが許されず、結局子育ての負担がかかることに納得できません。 〔危険箇所について〕 ・鳥羽小学校南側の通学路が大変危険に思います。道路幅が狭く、通学路といっても道路の色が違うだけで歩道がありません。車がスピードを出して危ない場面を何度も目撃しました。小学校の敷地を多少減らしてでも、道路を広げることではできませんか。事故が起こる前に、歩道の設置を強く希望します。	この度は、「子育て支援センターにしあかし」をご利用いただいた際に、ご不便をおかけして申し訳ありませんでした。 本市では、「子育て支援センター」をはじめ、絵本の読み聞かせやおもちゃ遊びを通じて親子や親子同士が気軽に交流できる「こども夢文庫」、市立幼稚園や認定こども園などで親子遊び行事などを楽しむ「ぼかぼか親子ひろば（旧子育て学習室）」、こども達が食を通じて地域の方々とながら「こども食堂」など、こどもの健やかな成長を応援する居場所づくりを展開しています。西明石地域においては、「子育て支援センターにしあかし」をはじめ、「こども夢文庫・西明石」が花園校区集会所内に、「ぼかぼか親子ひろば」が花園、鳥羽、和坂幼稚園内に、「こども食堂」が和坂、鳥羽、沢池、花園小学校区に8か所ございますので、是非、ご利用ください。 また、令和8年度中には西明石駅南に子ども・子育て世代、若者、中高年などだれもが利用できる施設「西明石地域交流センター（icotto【いこっと】）」をオープンする予定です。 その他、あかし子育て応援アプリ(母子モ)でも、親子で出かける施設をご紹介しますので参考にして頂ければ幸いです。 「子育て支援センターにしあかし」につきましては、このような周辺施設の状況やこれまでいただいたご意見を踏まえながら運営場所等を含めて引き続き検討してまいりたいと思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 子育て支援室子育て支援課 本市の公園には、老朽化した遊具などの施設が多くあることから、利用者の安全安心を確保するため、施設の更新や修繕に、優先的に取り組んでいるところです。 また、1～3歳対象の幼児を対象とした遊具の設置については、老朽化した遊具を更新する際に、地域の要望などを踏まえながら、検討したいと考えております。 今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課 本市では、平成28年1月から待機児童解消に向けた緊急対策を実施しており、保育の受入枠(定員)を、平成28年4月の約4,400人分から令和6年4月には約10,300人分まで増やしたところです。一方で保育需要は毎年増加しており、特に1歳児においては定員を上回る申込みがあり、需要が多い地域においては希望する保育施設に入所できないことがございます。	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597 〔旧〕都市整備室緑化公園課078-918-5039 こども育成室施設担当/078-918-5093 道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
				市としましては、今後も需要増が予測される地域については、小規模保育事業所を中心に計画的に施設整備等を行ってまいりたいと考えています。下のお子さんの育児休業中、すでに在園中の上のお子さんにつきましては、退所により保育環境を変えることは望ましくないことから、継続利用(令和7年年4月から、保護者の取得する育児休業の期間まで)を認めており、利用時間については短時間認定(午前8時30分から午後4時30分)としていただいております。ご理解賜りますようお願いいたします。 こども育成室 〔危険箇所について〕 鳥羽小学校南側の通学路については、「明石市通学路交通安全プログラム」にもとづき学校、PTA、自治会、教育委員会、警察、道路管理者等にて通学路合同点検を実施し、対策必要箇所について各機関が連携し実施可能な安全対策を行っております。ご指摘いただきました鳥羽小学校南側の市道西明石21号線については、過去の通学路合同点検で通り抜け車両に関するご意見を受け、路面表示や啓発看板の設置、交通安全指導等の安全対策を実施した経緯がございます。 また、現在、県道神戸明石高砂線の渋滞解消や生活道路への通り抜け車両削減を目的に、明石市大久保町と神戸市西区を結ぶ幹線道路の整備を進めております。 「小学校の敷地を多少減らしてでも、道路を広げることはできませんか」とのことですが、本市において道路の拡幅は、都市計画法で定められている路線、協定や計画に基づく路線及び幅員4m未満の道路に接する住宅の建替えを行う際の狭あい道路整備等にて実施しております。当該路線につきましては、都市計画や協定で位置付けされた路線ではないため、拡幅事業を行う予定はありません。 なお、道路の安全対策には地域の合意形成が不可欠であることから、安全対策に関するご要望につきましては、地域意見をとりまとめている自治会からお受けすることとしております。既設道路の安全対策を含め、一度、地域でご相談いただきますようお願いいたします。 以上、ご理解賜りますようお願いいたします。 道路安全室道路整備課	

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
209	令和7年3月	学童の和式トイレについて	この春から高丘東小学校に入学するにあたり、学童の説明会がありました。トイレが4つのうち3つが和式トイレ、1つが洋式とのことでした。これまでも市へ要望があったそうですが、小学校併設のため予算がおりないという説明でした。入学までに和式トイレの練習をしてくださいと言われましたが、和式トイレ自体ほとんど見かけないので練習なんてできません。明石市はこどもに対する施策はすばらしいです。子どもたちの環境配備についても宜しく願います。	高丘東小学校では、平成17年度・平成19年度に北校舎、平成24年度に中校舎、令和3年度に体育館棟のトイレを改修しました。北校舎、中校舎を改修した当時は、一般家庭では洋式トイレが普及していたものの、自然学校・修学旅行の宿泊先や一般公共施設では和式トイレが多く残っている状況を踏まえ、訓練を兼ねて和式トイレを残しながら改修を進めていた経緯があります。 近年、一般公共施設等でもトイレの洋式化が進んでいるため、学校トイレについても更なる洋式化改修を進めていく必要があると考えており、老朽化が進んだトイレを中心に年次的に原則すべての和式トイレを洋式トイレとする改修を実施しています。また、洋式化するとともに、より衛生的に利用いただけるよう床のドライ化等もあわせて改修を進めています。 学校施設の整備については、トイレ改修のほか、老朽化した校舎外壁の改修やエレベーターの新設、児童数増加に対応したプレハブ校舎の新設など、限られた予算の中で優先順位をつけて、児童生徒の学習環境の向上に向けた取組を進めており、小学校のトイレ改修については年間3校(各1棟ずつ)程度のペースで継続的に実施しているほか、緊急性が高いと判断した場合は部分的な改修を行っています。 児童クラブ室がある南校舎やその他残っている和式トイレについても、児童の利用状況や他校の老朽化等の状況を踏まえながら、順次洋式に改修していく予定です。 すべてのトイレの洋式化が完了するまでご不便をおかけすることになりますが、ご理解賜りますようお願いいたします。	教育企画室学校管理担当/078-918-5197
210	令和7年3月	児童扶養手当につきまして	ひとり親で子供が3人おり、そのうち下の2人は未成年ですので、児童扶養手当をいただいています。この申請をするときに、私の収入や元夫からの養育費も合わせて、手当の金額が決められたと思うのですが、元夫が病気で休職し養育費が滞るようになりました。このように養育費が支払われなくなった場合、児童扶養手当は増額されますか。	児童扶養手当の支給額は、前年(1月から10月までは前々年)の所得額に基づき決定します。 所得額は以下の式で求められます。 $\text{所得額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費(給与所得控除額等)} + \text{養育費} \times -8 \text{万円} - \text{諸控除}$ ※児童の父(母)から、その児童の養育に必要な費用について母(父)又は児童が受け取った金品等で、その金額の80%の額 公正証書等で定められているにもかかわらず実際に養育費を受け取っておられない場合は、養育費は0円で計算します。そのため、養育費が受け取れない分は所得額が減少し、結果として支給額が増額となる可能性もございます。ご不明な点がございましたら、児童福祉課(078-918-5027)までお問い合わせくださいますようよろしくお願いします。	子育て支援室児童福祉課/078-918-5027
211	令和7年3月	長期休み中の学童の受入時間について	長期休み中の学童は8時からとなっていますが、保育園と同じ7時から受け入れて頂くと有難いです。保育園へ7時過ぎに預けていますが、共働きの一人っ子、近くに頼れる親族もいないため、このままだと働き方を変えざるを得ない状況です。大阪豊中市が「朝の小一の壁」の対策を先駆けて進めているとニュースにありましたが、子育て支援に力を入れている明石市でも、是非取り入れて頂きたいです。	現在の放課後児童クラブの開始時間については、平日の登校時間と同じ時間帯で設定しており、前倒しについては、お子様の安全確保にかかる支援員の確保等が困難なこともあり、現在実施しておりません。 ご提案いただきました内容については、今後の参考にさせていただきますので、ご理解の程、よろしくお願いいたします。	こども育成室放課後児童クラブ担当/078-918-6004